

佐伯市景観計画

さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ

(案)

はじめに

未定稿

令和2年3月

佐伯市長 田中利明

目次

1	佐伯市景観計画について	
1-1.	計画策定の背景と目的	1
1-2.	景観計画とは	2
2	佐伯市全域の景観特性	
2-1.	佐伯市の概況	5
2-2.	佐伯市の景観特性	8
3	エリア別の景観特性	
3-1.	エリア区分	11
3-2.	街エリアの景観特性	13
3-3.	里エリアの景観特性	23
3-4.	浦エリアの景観特性	29
3-5.	古くから愛されてきた佐伯市の景観	37
3-6.	四季の景観	41
4	景観づくりに関する市民意向と課題	
4-1.	佐伯市景観市民ワークショップ	44
4-2.	景観づくりの課題	48
5	景観づくりの基本方針	
5-1.	景観づくりの基本方針	51
6	エリア別景観づくりの基本方針	
6-1.	街エリアの基本方針	55
6-2.	里エリアの基本方針	58
6-3.	浦エリアの基本方針	61
7	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	
7-1.	良好な景観形成のための行為の制限の考え方	64
7-2.	景観計画区域の設定と考え方	65
7-3.	届出制度の仕組み	66
7-4.	届出対象行為と景観形成基準（一般地域）	68

8 地域に根ざした景観づくり（景観形成重点地区）

- | | |
|-------------------|----|
| 8-1. 山際周辺地区の景観づくり | 73 |
| 8-2. 船頭町地区の景観づくり | 82 |
| 8-3. 日豊海岸地区の景観づくり | 89 |

9 良好な景観形成のためのその他の必要事項

- | | |
|----------------------------|----|
| 9-1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 | 92 |
| 9-2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 | 96 |
| 9-3. 景観重要公共施設の整備等に関する事項 | 97 |
| 9-4. 自然公園法の許可の基準 | 99 |

10 景観まちづくりの推進に向けて

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 10-1. 市民・事業者・地域・行政の協働による景観まちづくりの推進 | 100 |
| 10-2. 景観まちづくりの推進に向けた施策 | 102 |

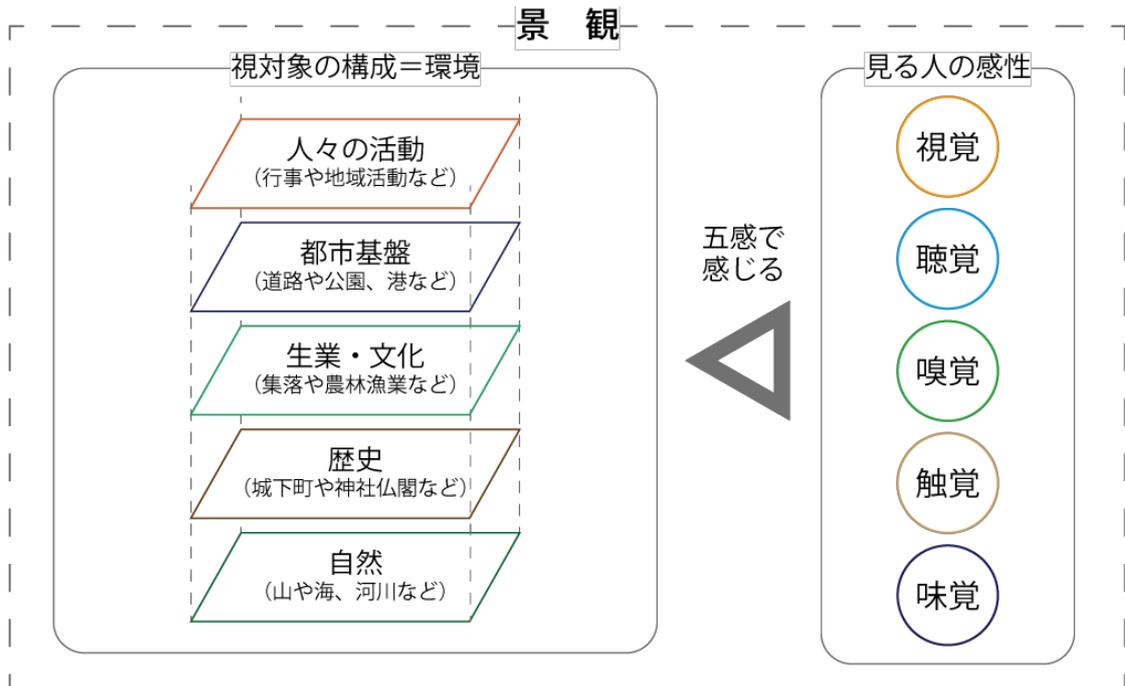
第1章 佐伯市景観計画について

1-1. 計画策定の背景と目的

(1) 景観とは

景観は、山や海、河川などの「自然」を基盤とし、城下町や神社・仏閣などの先人達が積み重ねてきた「歴史」、集落や漁業、農業などの「生業・文化」、道路や公園、港などといった「都市基盤」、現在の人々の生活や地域活動などの「人々の活動」が長い年月をかけて、重なり形成された環境の姿です。また、目で見るといった視覚だけでなく、聴覚・嗅覚・触覚・味覚など五感で感じ、その時の感じ方や価値観が加わったものです。

▼景観の概念図



(2) 景観計画策定の背景

景観法が平成16年に制定され、15年が経過しました。景観法制定以前は、歴史的な街並みや新たな都市景観などが景観の対象と考えられており、都市計画法による「風致地区」、「美観地区」や文化財保護法による「伝統的建造物群保存地区」、地区計画など個別の法整備により、良好な景観形成に向けた形態意匠の規制を行う仕組みを推進していました。

しかし、近年では、歴史的な街並みや新たな都市景観のみではなく、自然や生業などによる風景や日常の生活の風景なども景観の対象となり、景観の捉え方が拡大している状況にあります。そのため、個別の法制度ではなく、「景観」を正面から捉え、「景観」そのものの整備・保全を目的とする景観法が制定されました。

これまで本市では、「佐伯市都市計画マスタープラン」の中で、景観形成の方針を定め、自然と調和したまちづくりを目指した景観形成に取り組んできました。本市は、平成29年3月1日より、景観行政団体となったため、これまでの取組をさらに推進し、本市の魅力的な景観を次世代に継承していくため、景観法に基づいた「佐伯市景観計画」（以下、「景観計画」）を策定します。

1-2. 景観計画とは

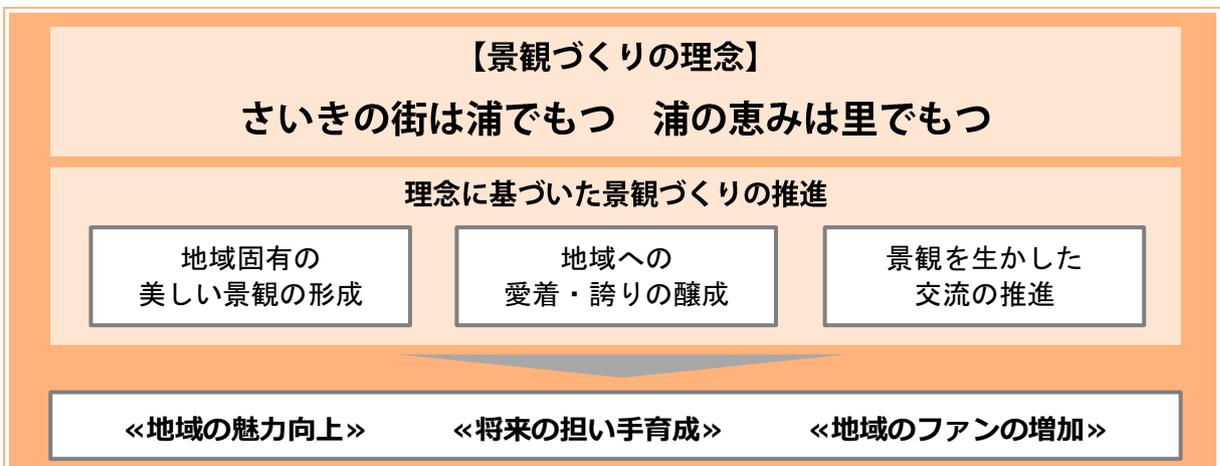
(1) 景観づくりの理念

本市は、歴史や文化に育まれた街並みや集落、自然美豊かな海岸、河川、森林など多くの良好な景観資源に恵まれています。これらの景観は、番匠川下流に広がる「市街地」を生活圏とする「街」、九州山地から広がる「内陸部」を生活圏とする「里」、リアス海岸が続く「沿岸部」を生活圏とする「浦」に大別されます。

また、本市には、「さいきの殿さま浦でもつ 浦の恵みは山でもつ」との言い伝えがあり、佐伯藩の初代藩主毛利高政が、佐伯の街を支える浦の恵みを育むために、豊かな里を守ってきたことを表しています。この「街・里・浦」の密接なつながりは現代においても引き継がれており、「街・里・浦」が三位一体となった景観が本市の特徴的な景観と言えます。

このような本市の美しい景観は、住民にとっては人生の「原風景」として記憶にとどまり、郷土への誇りや帰属感、愛着を醸成するものです。また、急激な人口減少が進む本市においては、対外的に美しい景観をアピールすることにより、観光振興や交流、定住促進につながる魅力ともなります。

そこで、本計画では、上位関連計画や景観特性及びワークショップの結果等を踏まえ、景観づくりの理念を『さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ』とします。理念に基づいた景観づくりを進め、地域固有の美しい景観の形成や地域への愛着・誇りの醸成、景観を生かした交流を推進し、地域の魅力の向上、将来の担い手育成、地域のファンの増加につなげていきます。



■ 1623年（元和9年）に毛利高政が玄太夫にあてた触書

触書には、魚付林の保護や水利の悪い棚田への水源確保を目的とした山焼きや竹の伐採の制限について記載されており、古くから山や海を共有財産として、守り継いできたことが窺える。

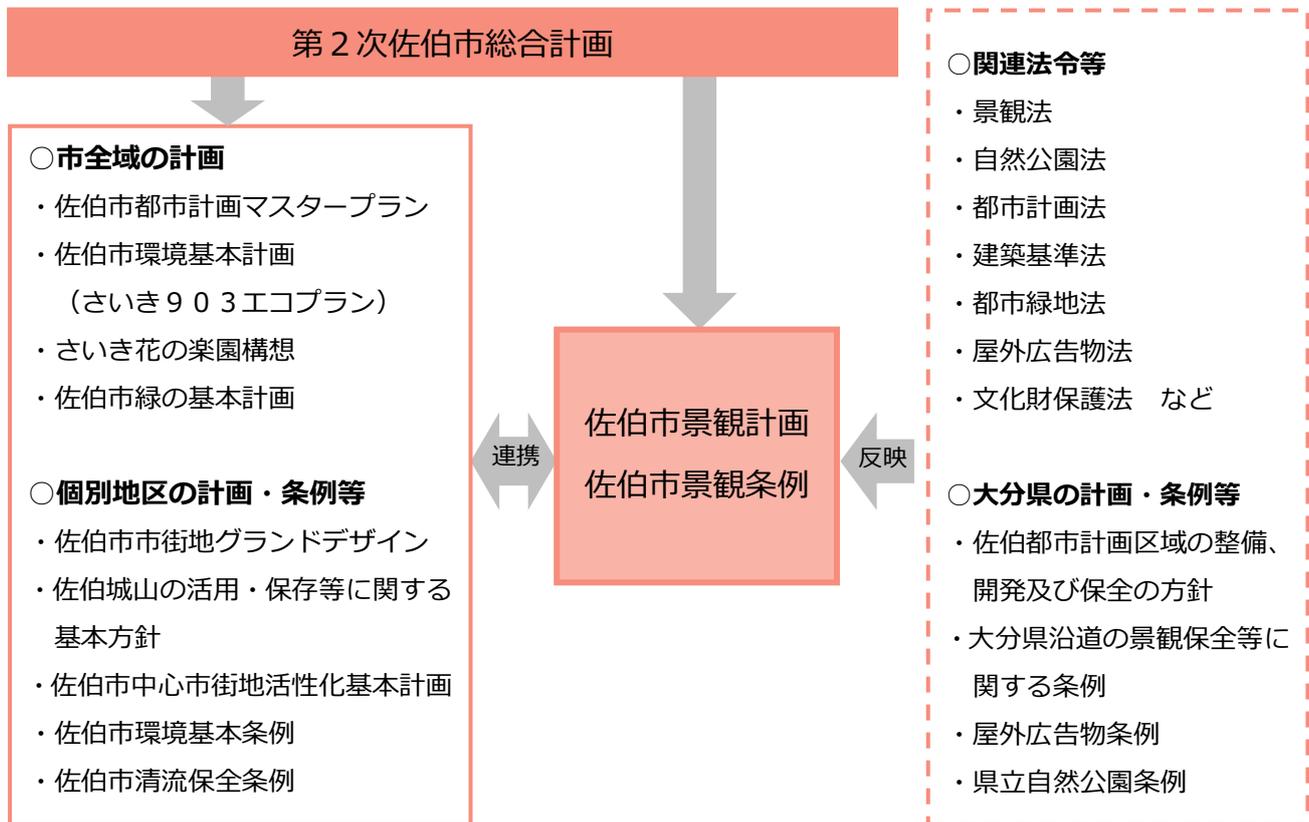


▲毛利高政触書（温故知新録）（佐伯市歴史資料館蔵）

(2) 景観計画の位置づけ

本計画は、第2次佐伯市総合計画に即し、佐伯市都市計画マスタープラン、さいき903エコプラン等の関連計画と連携を図りながら、行政、市民、事業者の協働による景観まちづくりを推進していくための方針とそれを実現するための方策を示したものとして位置づけます。

▼景観計画の位置づけ



(3) 上位関連計画

1. 佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年改訂）

○都市づくりの基本理念として、日豊海岸や城山など地域固有の自然、観光資源の活用による魅力ある生活・観光・交流拠点都市の形成が掲げられている。また、歴史的まちなみとの調和を図りつつ、中心市街地における都市機能の更新・集積など機能的な都市づくりを図ることも謳われている。

2. 第2次佐伯市総合計画（平成30年策定）

○自然・生活環境分野において、「景観の形成」が謳われており、以下の基本方針が掲げられている。

○『「佐伯市景観計画」を策定し、まちの特徴であり、市民の財産である多くの美しい自然景観や心安らぐ街並みなど、長い年月により築かれた景観を市民と行政が一体となって“守り・育てる”ことで良好な景観形成を促進します。』

3. 佐伯市都市計画マスタープラン（平成25年改訂）

まちづくりの方針において、「景観形成の方針」が謳われており、以下の方針が掲げられている。

「歴史や緑と水をいかした佐伯らしい景観の保全・形成」

- 貴重な自然環境を守り、市民が身近に接することのできる憩いとやすらぎの空間としての保全及び城山全体の風景の保全、歴史を感じさせる美しいまち並みづくり
- 潤いある水辺景観の保全及び河川沿いの緑地などの水と緑に気軽に触れることができる水辺空間としての保全及び活用
- 農地や森林などの潤いのある田園・森林景観として保全

「魅力ある都市景観の形成」

- 県南の中核的な都市として誇りの持てるような中心市街地の景観の創出
- 魅力ある建物の建設や広場の整備等、花によるまちかどの演出、道路沿道の建築物や広告物などの誘導による良好な都市景観の形成
- 佐伯駅、東九州自動車道のインターチェンジ周辺における佐伯市の玄関口としてふさわしい、魅力ある景観の形成
- 臨海部などの既存工業用地をはじめ、港湾・埠頭地区における周辺の住宅地や自然環境との調和に留意した良好な景観の形成
- 住宅地や集落地における建物の形態などとの調和、建物周辺や生活道路沿道の緑化が図られた、潤いと落ち着きのある景観形成を誘導

4. 佐伯市環境基本計画（さいき903エコプラン）（平成25年改訂）

- 自然環境分野：動植物の生息・生育環境の保全・育成や豊かな自然の恵みを活かしたまちづくりの推進
- 快適環境分野の目標：歴史文化の趣を残す城山周辺や農村景観、漁村景観など多様な環境資源の保全・活用、公園緑地・親水空間など身近な快適空間の保全・創造

5. さいき花の楽園構想（平成31年策定）

- 基本目標②「花いっぱい、さいきを楽園に!!」の基本方針として、「四季を通じて鑑賞できる、花の名所づくり」や「公共施設などへ花の植栽活動の推進」が謳われている。

6. 佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針（平成29年策定）

- 城山の景観づくりを行い、ランドマークにするため、自然環境と調和の取れた間伐・伐採・剪定により頂上部の景観を整え、城跡の石垣を見えるようにする。
- 城山を市民と守り、育てるための人づくり、組織づくりに向け、城山に対する関心を高めるための機会の創出や、活用・保存に関する取組推進、組織づくりの支援を行う。
- 石垣など歴史的価値のある佐伯城跡や貴重な生態系の保存
- 休憩及び便益施設などを、自然環境に配慮した管理・整備をすることや、山際通りにつながる三の丸周辺を、城山の構成要素の一つとして景観に配慮した適切な維持管理を行う。

第2章 佐伯市全域の景観特性

2-1. 佐伯市の概況

(1) 市の歴史と地勢

本市は、大分県南東部に位置し、北は津久見市、西は臼杵市及び豊後大野市、南は宮崎県境、東は豊後水道に面しています。

佐伯に、人がいつごろから住み始めたかは、わかっていないものの、今からおよそ9千年前の縄文時代早期には、人々が定住していました。8世紀になると、国郡里制が施行され、佐伯は、海部郡（あまべぐん）の穂門郷（ほときょう）とされました。中世には、佐伯荘（さいきのしょう）と呼ばれる荘園があり、豊後の守護大友氏の下、地頭として佐伯氏が支配していました。その後、関ヶ原の戦い後の国替えにより、毛利高政が初代藩主に任命され、歴代藩主によって治められました。

明治4年の廃藩置県により、大分県が誕生し、明治22年の市町村制の施行により、現在の行政区割りの基礎ができました。昭和に入ると佐伯湾に面した海岸部に佐伯海軍航空隊や佐伯防備隊など海軍基地ができ、軍事都市として発展しました。戦後には、高度経済成長により、旧海軍跡地などの臨海部に工業用地と港湾整備が図られ、工業都市として発展しましたが、昭和48年のオイルショックの影響で経済は低迷していきます。しかし、メカトロニクスや業務用冷蔵庫、医療機器などの製造分野で、全国的に高いシェアをもつ企業が増え、本市の経済を支えています。

平成17年の1市5町3村（佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町）の合併により、誕生した現在の佐伯市は、人口70,804人（令和元年11月）、面積903.12k㎡を有する九州で最も広い行政区域です。



▲佐伯市の行政区域と旧市町村界

(2) 景観に関する現況

1. 自然公園法

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律である。
- 本市においては、「祖母傾国定公園」及び「日豊海岸国定公園」が指定されており、工作物の新築、改築、増築や木竹の伐採などの行為を行う際に、大分県知事の許可・届出を必要とする。

2. 県立自然公園条例

- 県内にある優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律である。
- 本市においては、「祖母傾県立自然公園」及び「豊後水道県立自然公園」が指定されており、工作物の新築、改築、増築や木竹の伐採などの行為を行う際に、大分県知事の許可・届出を必要とする。

3. 大分県沿道の景観保全に関する条例（昭和63年3月制定）

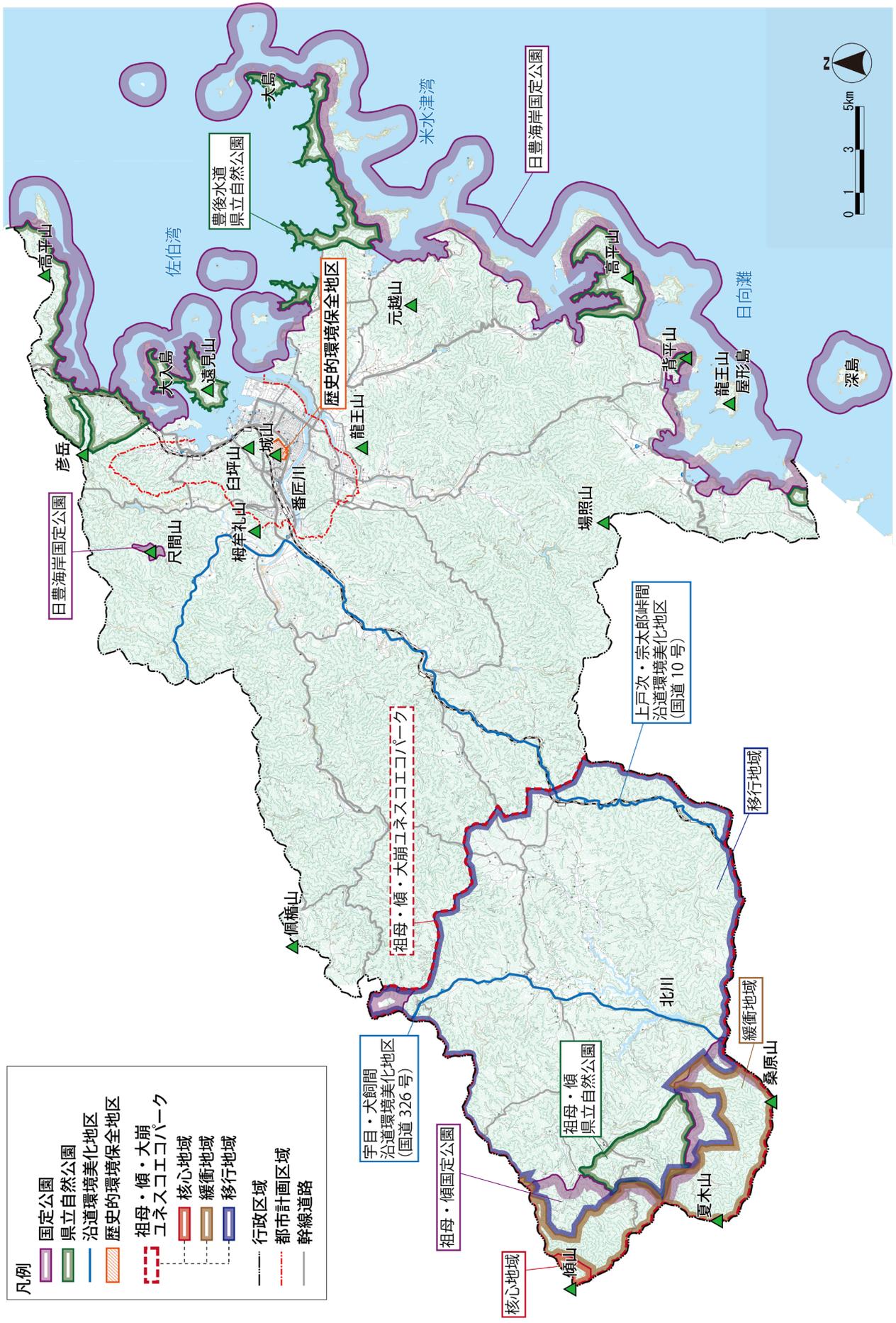
- 沿道における優れた景観の保全及び環境の美化に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい県土を守り育て、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例である。
- 本市においては、「宇目・犬飼間沿道環境美化地区」及び「上戸次・宗太郎峠間沿道環境美化地区」が指定されており、大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転などの行為を行う際に、沿道環境美化基準への適合が求められるため、大分県知事への届出が必要となる。

4. 佐伯市歴史的環境保存条例（平成17年3月制定）

- 本市が定める歴史的環境保存地区に関し、地区の指定、現状の保全その他その保存のために必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とした条例である。
- 保存地区に山際地区を指定しており、伝統的建造物及びこれらと一体をなす環境を保存するため、これらの修理、修景等整備を行い、良好な住宅地としての環境の維持に取り組んでいる。

5. 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（平成29年登録）

- ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とした事業である。
- 自然環境を厳格に保護するための「核心地域」、人間活動から核心地域を保護するための「緩衝地域」、環境に配慮した産業活動など持続可能な発展を目指すための「移行地域」の3地域が設定され、それぞれの地域の特性に応じた取組を推進している。

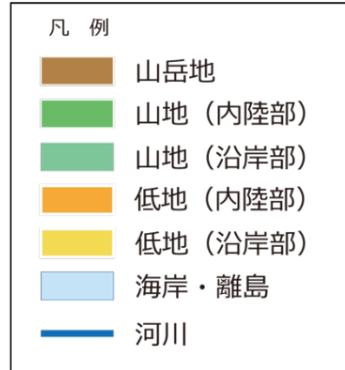


▲景観に関する現況

2-2. 佐伯市の景観特性

(1) 地形構造から見た景観

本市の地形は、市域西側一帯の祖母山、傾山などの高山からなる山岳地、北側の佩楯山、南側の場照山などの山地、山あいの河川や海岸周辺の河口に広がる低地・平坦地、リアス海岸が延び、穏やかな海に島々が浮かぶ海岸・離島で構成されており、本市の特徴的な景観の土台となっています。



【低地（内陸部）】
山あいを流れる河川周辺に、低地が広がり、田園とその両側を囲む山々により、谷筋に見通しがきく景観を形成



▲道の駅弥生周辺

【河川】
番匠川水系と五ヶ瀬川水系（北川）が市内全域に広がっており、上流から下流にかけて連続した景観を形成



▲番匠川

【山地（沿岸部）】
半島状に海へ突き出た海岸に迫る急峻な山々が連なる山並み景観を形成



▲最勝海浦

【山岳地】
傾山～夏木山～桑原山まで 1400m超級の山々が連なる山並み景観を形成



▲傾山山頂から見た尾根線

【山地（内陸部）】
奥深く広がり、尾根筋の高低差が少ない、緩やかな山並み景観を形成



▲佩楯山山頂から見た内陸部の山地



【海岸・離島】
島々の浮かぶ海や急崖に縁取られ、複雑に入り出すリアス海岸により、多様な海岸景観を形成



▲彦岳から見た佐伯湾

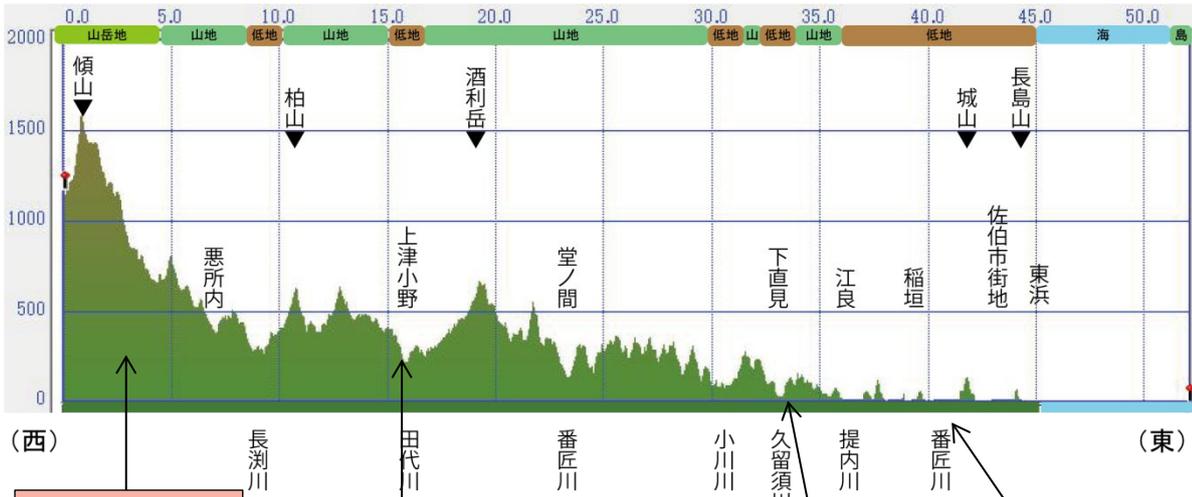
【低地（沿岸部）】
リアス海岸の谷に、小規模な低地が形成され、山地と海に囲まれた景観を形成



▲浅海井

▲地形構造から見た景観

▼断面図1 (傾山～佐伯湾)



九州中央山地の東端に位置する険しい岩峰からなる山岳景観

標高 500m前後の山地を川が流れ、両側に山が迫る低地・平坦地の景観

河川中流部は、両側の山が低く、やや広がりのある低地・平坦地の景観

河川下流部は、川幅が広く、規模の大きな低地・平坦地の景観

▼断面図2 (彦岳～屋形島)



海岸近くまで山が連なり急峻な山地の景観

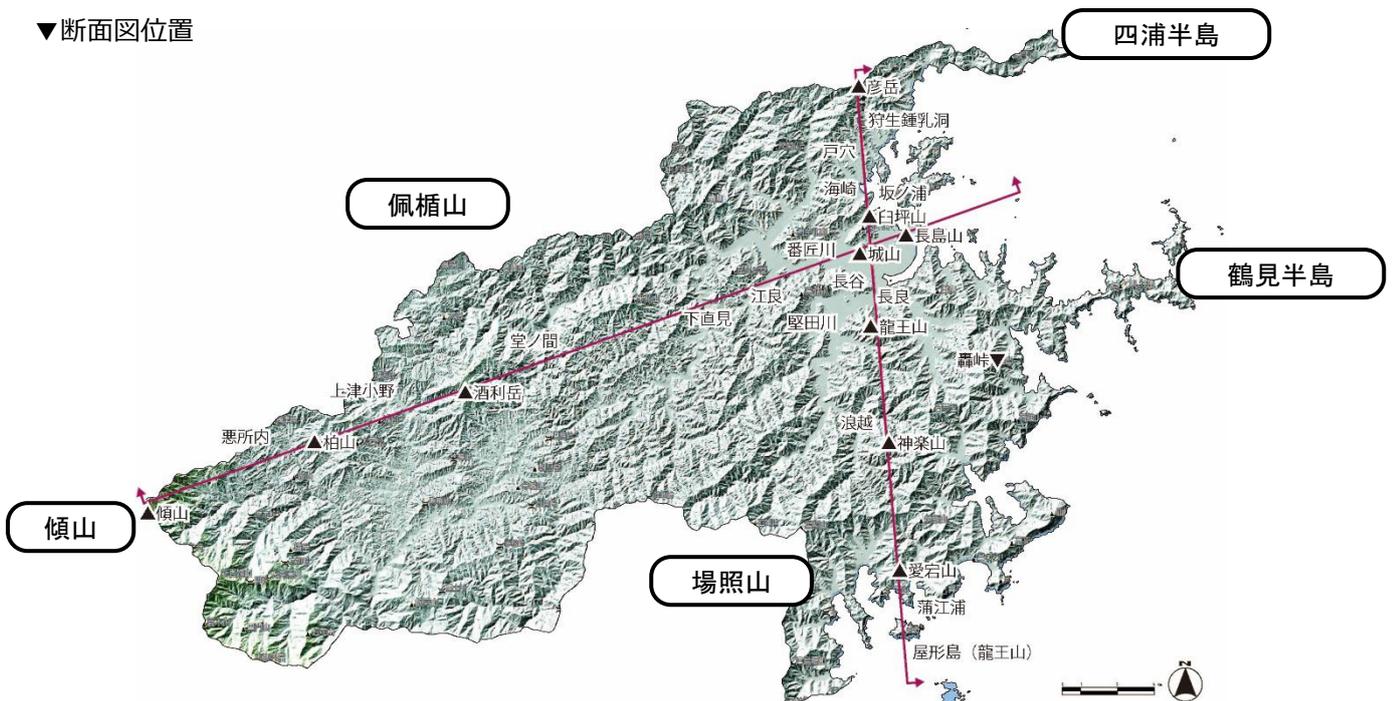
規模の大きな低地・平坦地の周囲を緑濃い山が取り囲む低地・平坦地の景観

河川が合流する付近は、里山を背に広がる低地・平坦地の景観

佐伯～蒲江間は標高500m前後の山地で、川沿いに点在する低地・平坦地の景観

山が海に迫り、奥深い湾を抱く岩礁、砂浜などが多様な景観を見せるリアス海岸

▼断面図位置



(2) 土地利用から見た景観

本市の土地利用は、大きく「山岳地」、「山地」、「田園・農地・集落」、「市街地」、「沿岸・集落」、「海岸地」で構成されており、それぞれの土地利用ごとに特徴的な景観を有しています。

【山岳地】

長く連なる稜線や岩峰など特徴的な地形や貴重な自然環境により、壮大な山林景観を形成



▲傾山の山頂

【山地】

緑濃い植林や二次林で構成されており、農村集落景観の背景として、農林業による生業を象徴する景観を形成



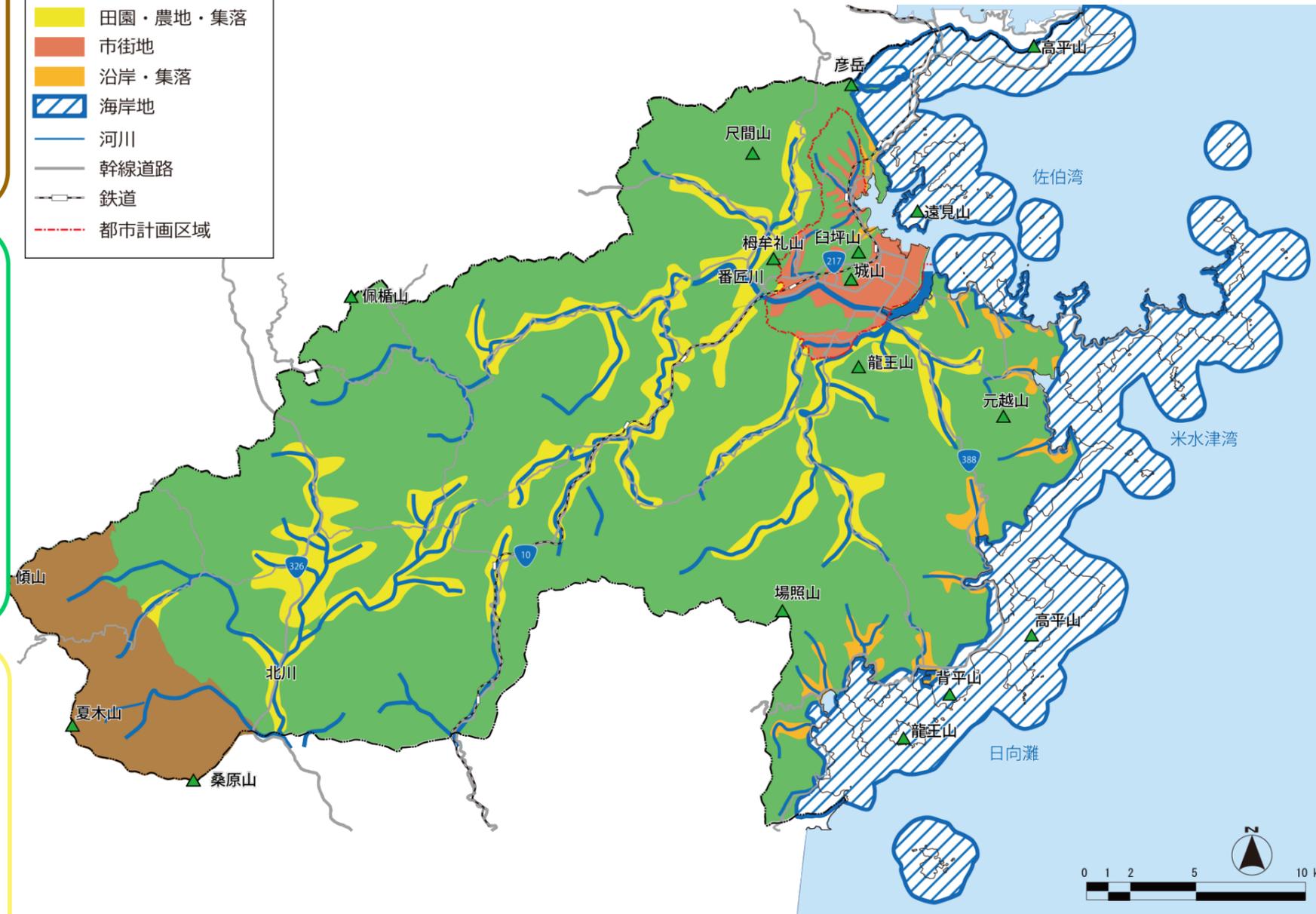
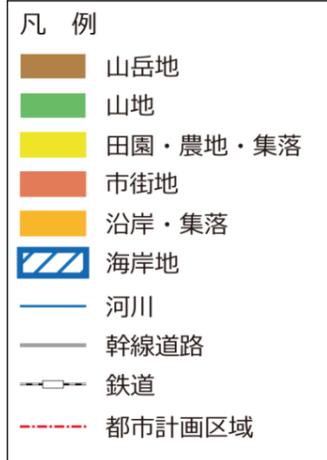
▲本匠小半

【田園・農地・集落】

谷あいを通る河川周辺の低地に集積した農地や集落、背後の山々が一体となり美しい農村集落景観を形成



▲稲垣



▲土地利用から見た景観

【市街地】

河川河口の低地に、歴史的な街並みや商業地、工業地、住宅地が集積した市街地景観を形成



▲市役所屋上から見た市街地

【沿岸・集落】

リアス海岸の湾奥の低地に集積した漁港や集落、背後の山々が一体となった漁村集落景観を形成



▲蒲江浦

【海岸地】

複雑に入り組んだリアス海岸、砂浜海岸など多様な海岸線により、雄大な海岸景観を形成

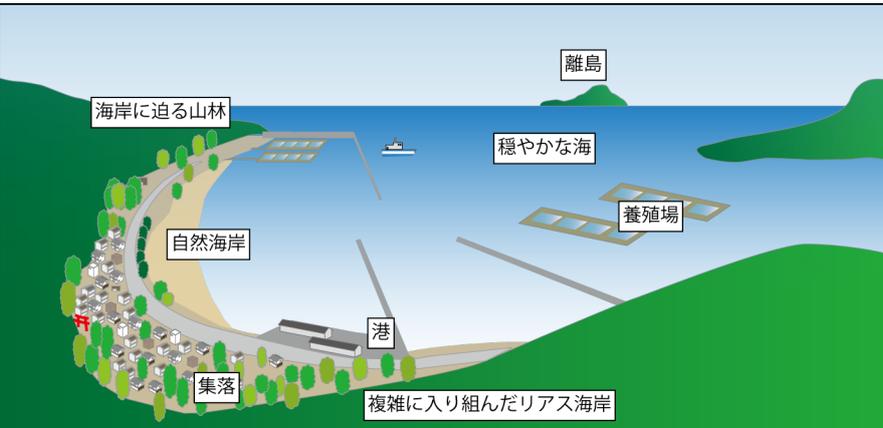


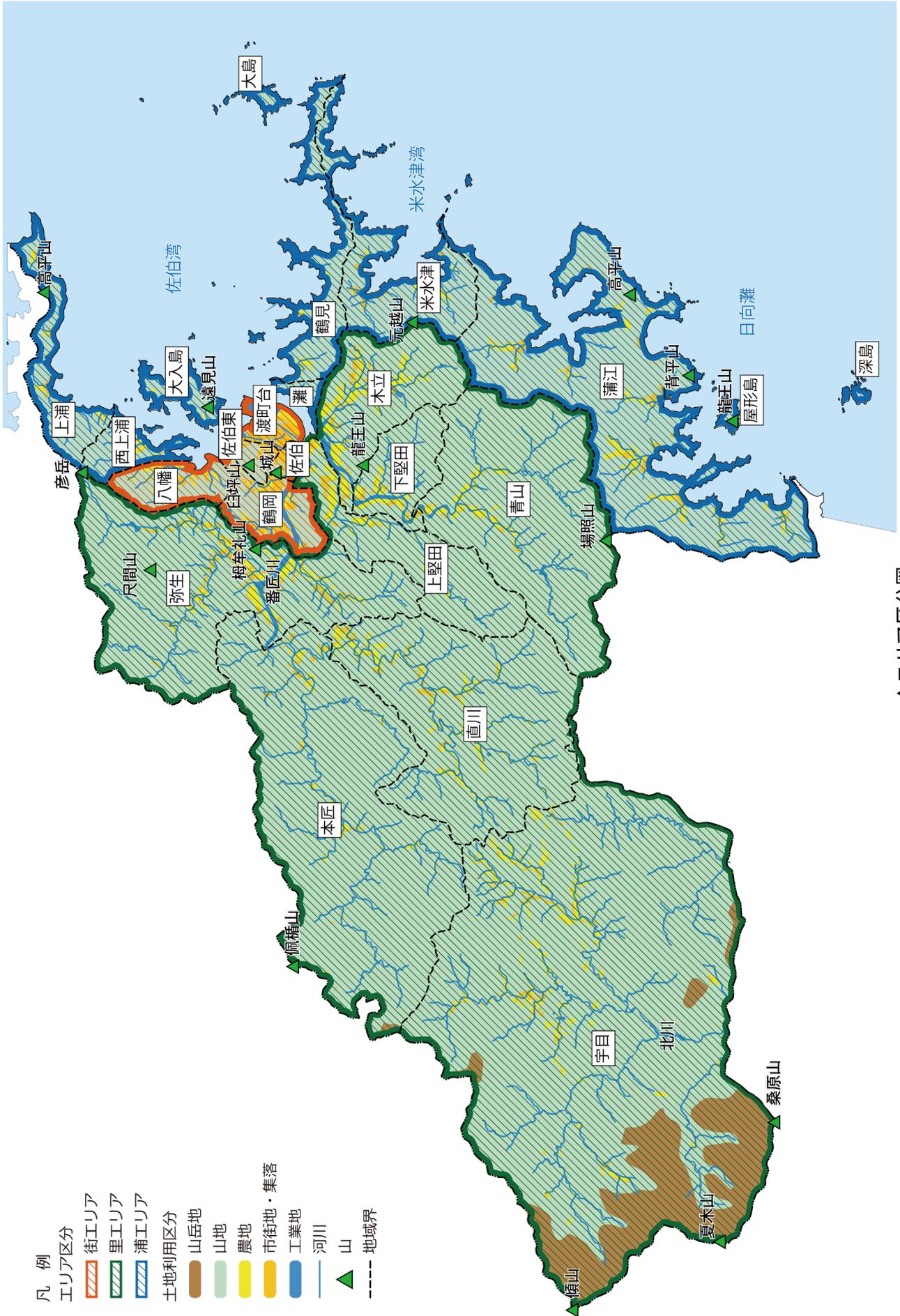
▲波当津海岸

第3章 エリア別の景観特性

3-1. エリア区分

地形や土地利用、様々な景観資源から、本市の景観を捉えると、特徴的な景観のまとまりが地域単位で見られます。この特徴的な景観のまとまりをエリアと考え、以下の3つに区分します。

エリア区分	エリア別景観の概念図
<p>【街エリア】</p> <p>穏やかに流れる河川やその河口部周辺の山、歴史的な街並み、商業地・住宅地などの市街地、海岸部の工業地、港によって景観が形成されているエリア</p>	
<p>該当地域：佐伯地域（佐伯・佐伯東・渡町台・鶴岡・八幡）</p>	
<p>【里エリア】</p> <p>背景となる山地や集落の後背の里山、山あいを流れる河川、その周囲の農地や集落などによって景観が形成されているエリア</p>	
<p>該当地域：佐伯地域（上堅田・下堅田・木立・青山）、弥生地域、本匠地域、直川地域、宇目地域</p>	
<p>【浦エリア】</p> <p>穏やかな海や離島、複雑に入り組んだリアス海岸、自然海岸、その沿岸に立地する港や集落、周辺の里山、山地によって景観が形成されているエリア</p>	
<p>該当地域：佐伯地域（西上浦・大入島・灘）、上浦地域、鶴見地域、米水津地域、蒲江地域</p>	



▲エリア区分図

- 凡 例
- エリア区分
 - 街エリア
 - 里エリア
 - 浦エリア
 - 土地利用区分
 - 山岳地
 - 山地
 - 農地
 - 市街地・集落
 - 工業地
 - 河川
 - 山
 - 地域界

3-2. 街エリアの景観特性

(1) 街エリアの代表的な景観



■街エリアの景観と特徴

街エリアには、番匠川下流や河口部の平坦地、埋立地に市街地が形成されており、国道217号などの幹線道路には、JR佐伯駅や市役所が位置し、その周辺には、本市の中心的な市街地景観が形成されています。市街地内には、城山、濃霞山などの山や市街地を流れる河川、島々の浮かぶ海などの自然環境が残されており、市街地の景観に潤いを与えています。

佐伯城跡がある城山周辺には、山際通り、船頭町などの城下町や商人町の面影を残す歴史的な街並みが形成されており、本市のシンボルとなっています。また、沿岸部には、佐伯港があり、その周囲には工場が立地した工業地景観が形成されています。

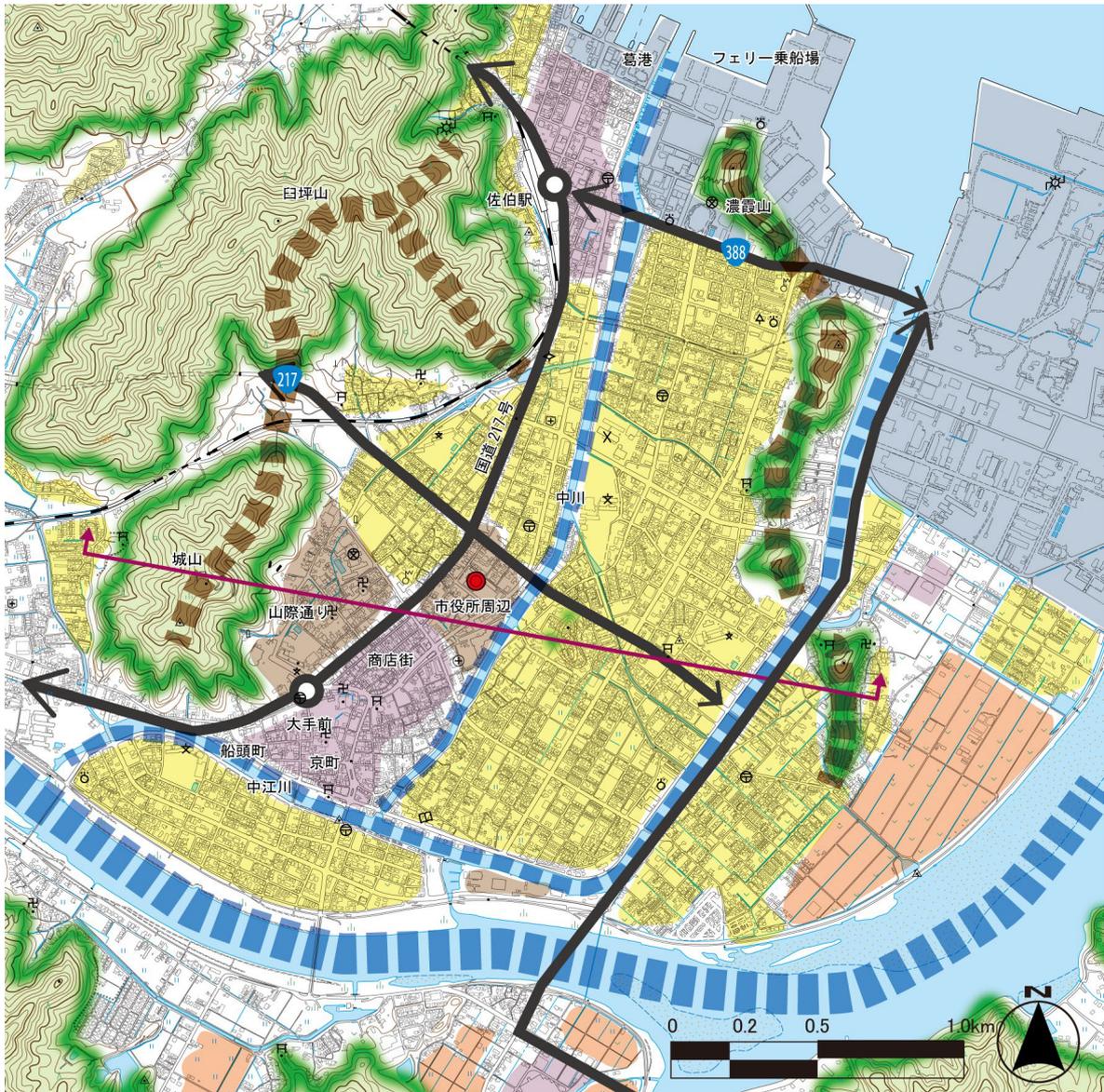


▲城山から見た市街地



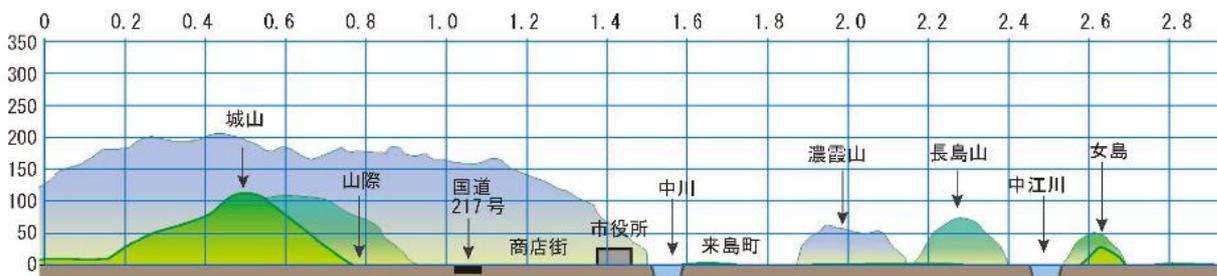
▲山際通り

■ 景観構造図



- | | | |
|---|--|--|
| <p>■ 地形による景景区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 領域を区分する稜線（尾根） 背景となる山林（斜面地）
居住域近くの山裾 景観軸となっている河川 | <p>■ 土地利用からみた景観類型</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地 農地（畑） 農地（水田） 集落・市街地 公共施設などの区域 商業地 工業等業務地 | <p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な道路 断面位置 |
|---|--|--|

■ 断面図



(2) 街エリアの自然の景観

①山と緑の景観

街エリアには、城山や臼坪山、濃霞山、女島山、長島山など独立的な山が点在しており、市街地の背景として、日常的に眺める身近な緑の景観となっています。また、これらの山々の山頂は、市街地や穏やかな海、島々などが一体となったパノラマ景観を眺めることができる良好な視点場となっています。



▲城山（パノラマ撮影）



▲臼坪川から見た臼坪山



▲佐伯港から見た濃霞山



▲濃霞山から見た市街地

②海・海岸の景観

街エリアの海岸には、近隣の離島や沿岸域との交通の要衝である佐伯港があり、その周囲に、造船などの規模の大きな工場が集積した工業地景観が形成されています。また、海岸沿いは、港や工業地、島々が浮かぶ穏やかな海、遠くの山々を眺めることができる良好な視点場となっています。



▲濃霞山から見た沿岸部（パノラマ撮影）



▲興人構内から見た沿岸部（パノラマ撮影）

③河川の景観

番匠川や中川、中江川など街エリアを流れる河川は、静かな水面に、山や遊歩道の緑が映り、市街地や背景となる山々と一体となり、潤いある景観を形成しています。また、河川堤防や橋梁は、山並みや、川幅の広い河川、周囲の市街地などが一体となった奥行きのあるパノラマ景観を眺めることができる良好な視点場になっています。



▲堤防から見た番匠川



▲中川



▲中江川



▲佐伯大橋から見た番匠川（パノラマ撮影）

(3) 街エリアの歴史的景観

①武家屋敷の風情の残る景観

城山に築かれた佐伯城の城下町としての山際周辺地区には、石垣の上に白壁の瓦葺の小屋根を持つ土塀が建ち並び、その奥に、瓦葺の武家屋敷の景観が形成されています。

大分県指定文化財である佐伯城三の丸櫓門や薬医門などは、現在も当時の威容を誇っており、存在感ある歴史的景観資源となっています。山際周辺地区は、歴史的環境保全地区に指定され、石畳の道の整備や建物等の修景がなされ、歴史的風情を感じさせる景観が形成されています。



▲佐伯城跡



▲三の丸櫓門（パノラマ撮影）



▲山際通り（国木田独歩館前）



▲山際通り（旧秋山家の薬医門）



▲山際通り（土屋家の薬医門）

② 商人町の風情の残る景観

城下町に品物をおろしていた商人の町である船頭町には、昔ながらの商店や旅館、酒蔵などが数多く残されており、歴史的情緒の残る景観が形成されています。また、かつての船頭町には、いくつかの船着き場があり、藩士が江戸へ向かう際などに利用されていました。現在は、当時をイメージした札場広場として整備されています。



▲京町通り



▲本丁通り



▲札場広場

③ 神社・仏閣の景観

街エリアには、平安時代初期に創建された五所明神社、大宮八幡神社、毛利家の菩提寺である養賢寺をはじめとする「佐伯五山（養賢寺・善教寺・久成寺・潮谷寺・大日寺）」などの神社・仏閣が残されています。これらの神社・仏閣は、社叢林や参道など一体となり、地域の歴史や信仰を伝える重要な景観資源となっています。



▲五所明神社（パノラマ撮影）



▲大宮八幡神社



▲養賢寺（パノラマ撮影）



▲善教寺



▲久成寺



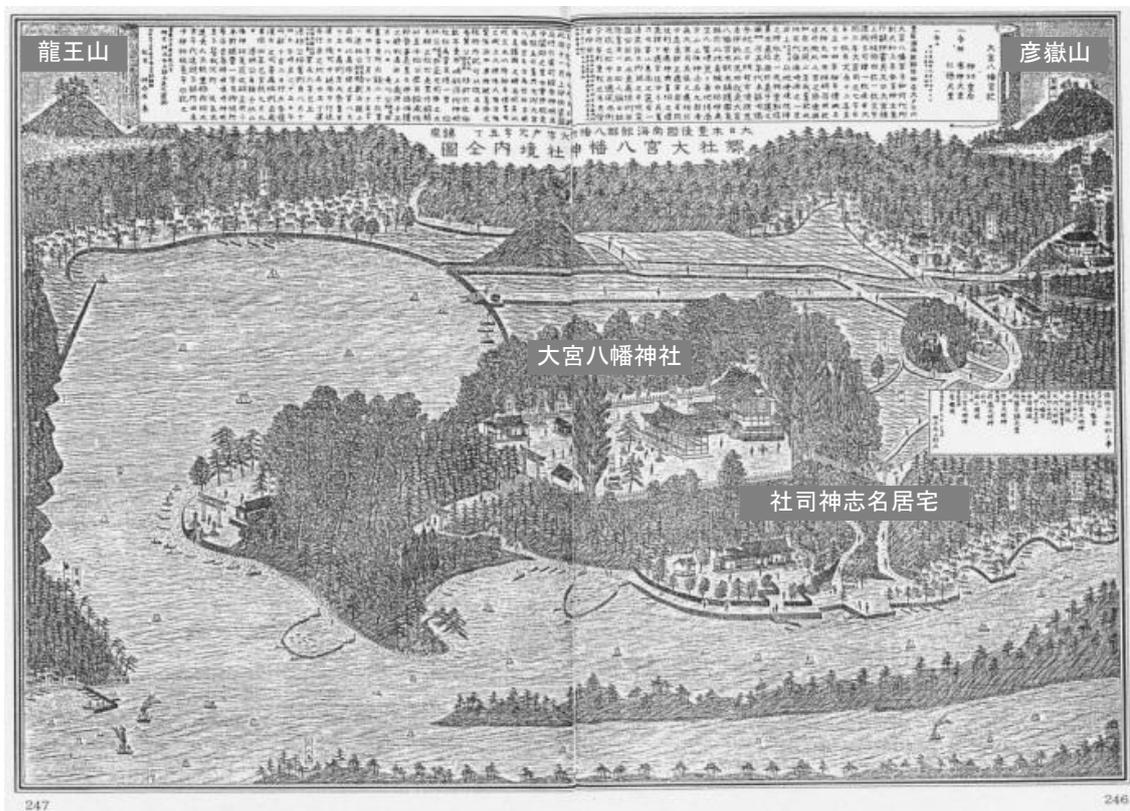
▲潮谷寺



▲大日寺

■大日本帝国大分縣社寺名勝図録・大宮八幡神社から見る今と昔

図録と現在の写真を比較すると、図左部の様子が埋立てや工場の立地などにより、大きく変化していることがわかります。一方で、大宮八幡神社の周辺の山林には、大きな変化は見られず、古くから守られてきたことがわかります。



▲八幡村大宮八幡神社（資料：大日本帝国大分縣社寺名勝図録）



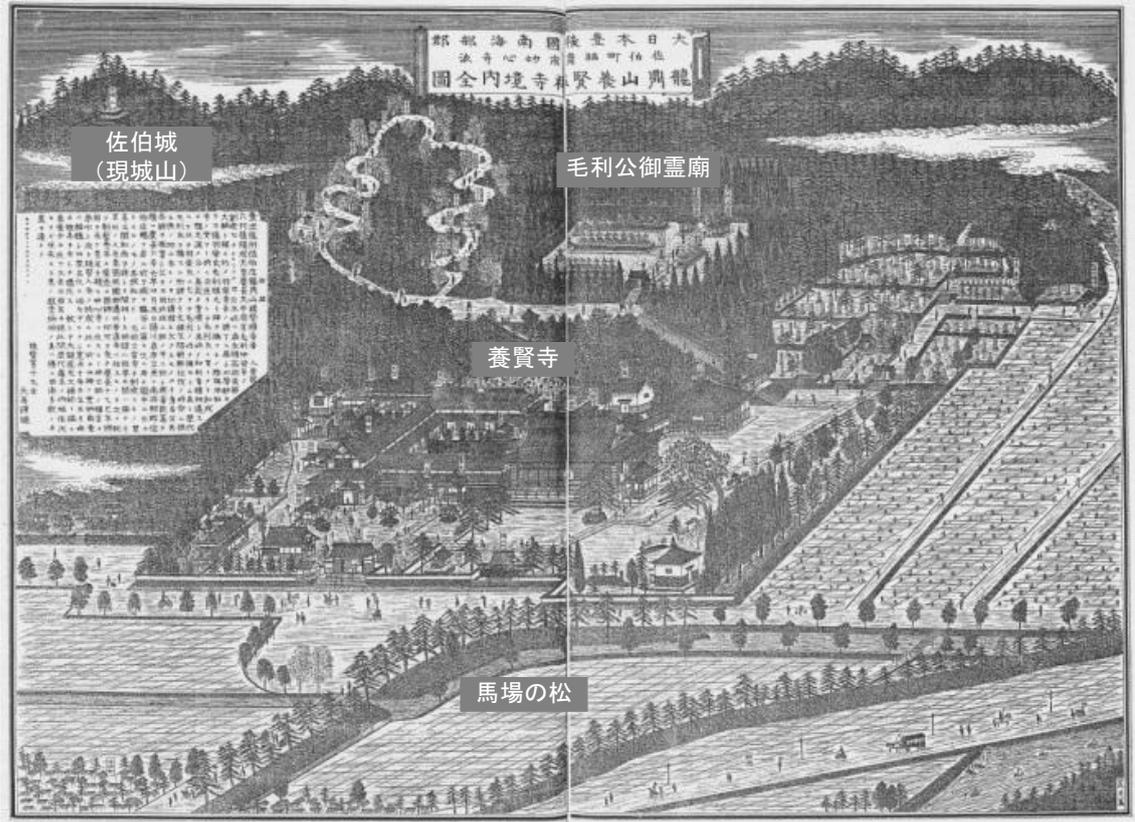
▲現在の大宮八幡神社（ドローン撮影）

※大日本帝国大分縣社寺名勝図録

明治37年に刊行された上田延成による銅版画の図録集。大分県内の神社・仏閣の様子が鳥瞰図として残されている貴重な資料。

■大日本帝国大分縣社寺名勝図録・養賢寺から見る今と昔

養賢寺の前面（図下部）の様子は、社寺名勝図録と現在で、大きく異なっていますが、養賢寺の背後にある城山については、古くから現在まで、守られてきたことがわかります。また、養賢寺の敷地内の毛利家の墓地や樹木なども社寺名勝図録作成当時から残されてきたものであることがわかります。



▲佐伯町龍鼎山養賢禪寺（資料：大日本帝国大分縣社寺名勝図録）



▲現在の養賢寺（ドローン撮影）

④戦争遺跡の景観

明治維新後、海軍航空隊の進出を契機に、街エリアの市街地の骨格が形成されました。埋め立てにより、拡大した土地は、軍や工場、鉄道などが建設され、軍港として利用されました。現在も、戦闘機を爆撃から守る掩体壕や濃霞山、長島山には戦争遺跡があり、軍事基地として利用されていた当時の景観が残されています。



▲掩体壕



▲濃霞山の防備隊防空指揮所跡



▲長島山の砲台跡

(4) 街エリアの生業・産業景観

①農林水産業と産物の景観

佐伯市の農林水産業は、里エリアで行われる農業や林業、浦エリアで行われている漁業がほとんどを占めていますが、街エリアは、本市の農林水産業の産物が集まる拠点となっています。佐伯港には、魚市場や港周辺の飲食店、海産物販売所、漁業関連施設などがあり、海を間近にして、新鮮な海産物を楽しめることから、多くの観光客が訪れる魅力ある景観が形成されています。



▲佐伯港（パノラマ撮影）



▲佐伯港周辺



▲佐伯魚市場でのせりの様子



▲佐伯寿司

② その他の産業の景観

街エリアでは、戦前に海崎地区に建設された大規模なセメント工場をはじめ、海岸部に造船所や工場などが立地した工業地景観を形成しています。また、新たに建造された船舶の誕生をみんなで祝う進水式や工業地の夜景景観は、街エリアの魅力的な景観資源となっています。



▲太平洋セメント跡地（海崎）（パノラマ撮影）



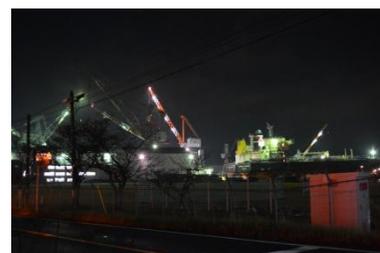
▲大入島へ渡るフェリーから見た鶴谷地区の工業地（パノラマ撮影）



▲造船所（三浦造船）



▲造船所の進水式（佐伯重工）



▲鶴谷地区の工業地の夜景

(5) 街エリアの市街地景観

① 沿道・都市景観

本市の中心部である街エリアには、山際地区などの歴史的な街並みとともに、市役所周辺や大手前周辺、JR 佐伯駅周辺、コスモタウン周辺など国道 217 号の沿道に、規模の大きい店舗やビルなどが立地した市街地の景観が形成されています。



▲さいき城山桜ホール
（イメージパース）



▲JR 佐伯駅前



▲コスモタウン周辺



▲広小路交差点（昼）（パノラマ撮影）



▲広小路交差点（夜）（パノラマ撮影）

②住宅地の景観

街エリアには、土地区画整理事業などにより、整然とした住宅地の景観が形成されています。また、街エリアの住宅地の多くは、敷地規模は広くないものの、住宅周りに手入れされた緑が多く、落ち着いた景観が形成されています。中心市街地では、宅地の空き地化、駐車場化が進み、これまでの住宅地の姿から変わりつつあるところも見られます。



▲女島の住宅地



▲池船町の住宅地



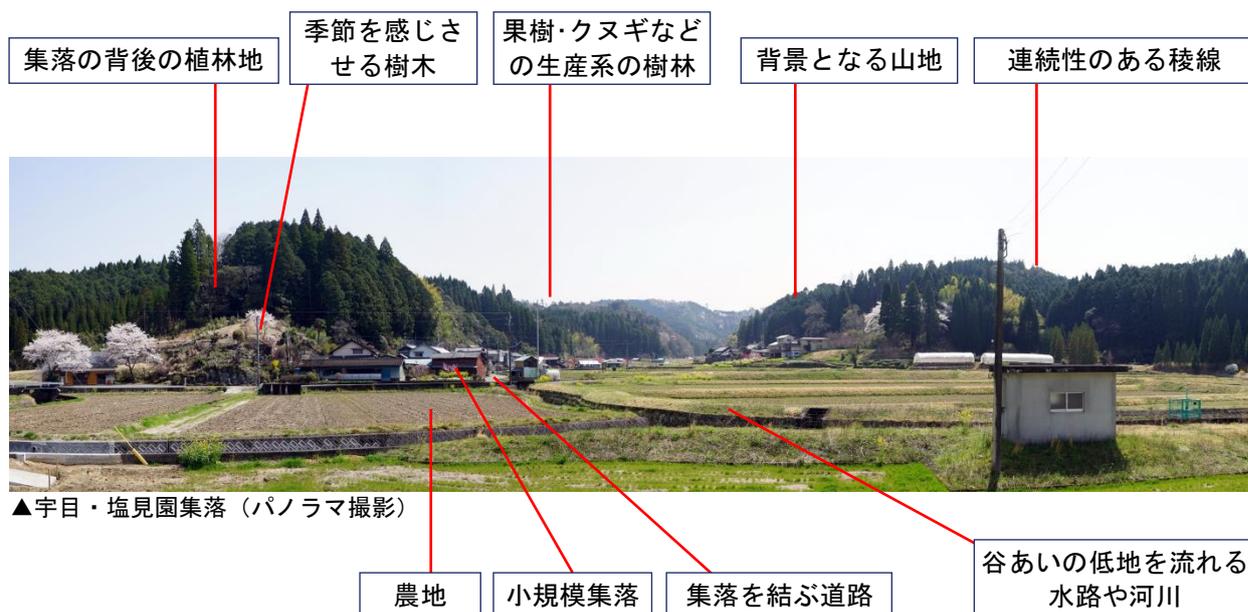
▲野岡町の住宅地



▲濃霞山から見た市街地（パノラマ撮影）

3-3. 里エリアの景観特性

(1) 里エリアの代表的な景観



■ 里エリアの景観構造と特徴

里エリアには、自然豊かな山林や集落の背後の里山によって、多様な景観が形成されています。山の奥深くには、渓谷や滝などの景勝地があり、季節の移りかわりや特徴的な生態系などにより、豊かな自然景観を形成しています。

河川の中流部の平坦地には、背景の山並みや河川、河川沿いの農地、集落などが一体となった農村集落景観や山村集落景観が形成されており、周囲の山の尾根や田園、集落を見渡せるパノラマ景観の視点場となっています。また、古くから集落ごとに設置されている神社・仏閣や鉱山跡、キリシタン遺跡などが、地域の生業や歴史を感じさせる里エリア特有の景観資源となっています。



▲宇目・南田原から見た傾山



▲本匠・小川岩屋の山村集落

(2) 里エリアの自然の景観

①山と緑の景観

里エリアは、標高 1,400m を超え、貴重な自然が残る傾山などの山岳地や集落の背後に広がる里山によって、美しい自然景観を形成しています。また、これらの山地は、本市の景観の背景となっており、集落や農地と一体となった農村集落景観、山村集落景観を形成しています。



▲傾山山頂から見た山並み（パノラマ撮影）



▲JR 直見駅から見た山並み（パノラマ撮影）



▲鷹鳥屋神社（宇目）



▲道の駅宇目展望台から見た
唄げんか大橋と山並み

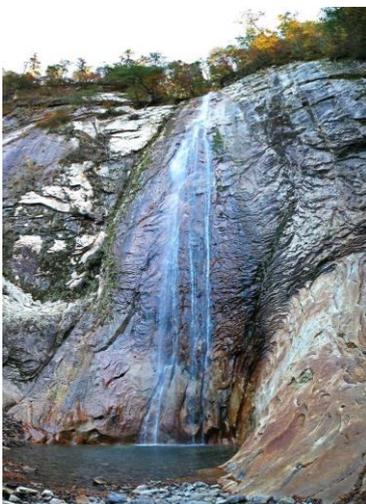


▲集落の背後の里山（直川）

②川の景観

本市には、番匠川水系と五ヶ瀬川水系（北川）が広がっています。上流部には、藤河内溪谷など、清らかな水の流れを感じさせる自然豊かな景観が形成されており、中流部には、山々の谷筋を緩やかに流れる河川や農地、集落が一体となった農村集落景観が形成されています。

また、国の天然記念物である小半鍾乳洞や本匠堂ノ間鹿淵のゲンジボタルの乱舞、周囲を緑豊かな山に囲まれた床木ダム、北川ダムなど、多様な景観が形成されています。



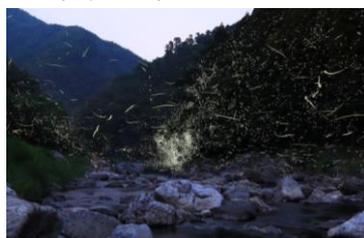
▲観音滝（宇目）



▲久留須川（直川）



▲小半鍾乳洞（本匠）



▲ゲンジボタルの乱舞（本匠）



▲床木ダム（弥生）

(3) 里エリアの歴史的景観

①神社・仏閣の景観

里エリアには、集落の後背の里山に神社・仏閣が数多く設けられています。これらの神社・仏閣は、国指定文化財（一部、県指定）の堅田郷八幡社のハナガカシ林など貴重な社叢林や周辺の集落、農地と一体となり、農村集落景観を形成しています。また、神社・仏閣とともに、鎌倉時代につくられた磨崖石塔や、大分県指定史跡である重岡キリシタン墓などが残されており、地域の歴史や信仰を伝える重要な景観資源となっています。



▲堅田郷八幡社（堅田）



▲磨崖石塔（弥生）



▲重岡キリシタン墓（宇目）

②歴史的街並みの景観

宇目の小野市や千束の中心部には、造り酒屋の建物などが残されており、佐伯城下と周辺地域を結ぶ重要な交通路として利用されていた当時の景観が形成されています。

また、木浦には、鉱山開発による鉱山集落が形成されています。現在、鉱業は行われていませんが、鉱山の集落や千人間歩、女郎墓などの遺構があり、当時の景観が残されています。



▲日向街道（宇目）



▲宇目・小野市の石塀と記念碑



▲小椋酒造（宇目）



▲宇目・木浦の集落



▲木浦の水路（宇目）



▲千人間歩（木浦鉱山跡）

(4) 里エリアの生業・産業景観

農業や林業が盛んに行われている里エリアでは、番匠川や堅田川など河川の中流部に、皆伐により山肌があらわになった里山、集落、農地が一体となった農村集落景観が形成されています。

また、棚田や段々畑による米、茶、しいたけの栽培なども行われており、地域の生業を表す重要な景観資源となっています。

その他に、番匠川では、鮎などの淡水魚を獲るための「鮎のちょん掛け」という地域特有の漁法があり、「おおいた遺産」に選定された地域の特徴的な景観資源となっています。



▲田園（宇目）



▲稲穂の様子（宇目）



▲林業によりあらわになった山肌（直川）



▲大越棚田（上堅田）（パノラマ撮影）



▲茶摘みの様子（本匠）



▲しいたけ栽培（宇目）



▲鮎のちょん掛け（本匠）

※おおいた遺産

大分合同新聞社が「未来に残したい大分」として公募し、「おおいた遺産選定委員会」が未来に伝えたい120の「自然」「文化」「食」「技」を選定したもの

(5) 里エリアの集落景観

① 中心集落の景観

弥生や本匠、宇目、直川の旧町村の中心集落には、振興局などの都市的な機能、住宅の集積した景観が形成されています。



▲弥生振興局周辺の集落



▲本匠振興局周辺の集落



▲直川振興局周辺の集落

②山村集落・農村集落の景観

里エリアには、住宅や店舗などが集積した小規模な集落が点在しています。山間部には、河川沿いに並ぶように住宅が立地した山村集落景観が形成されています。河川中流部の規模の大きい平坦地の集落には、住宅周りに手入れされた緑が多く、背景の里山や農地、茶畑などが調和した農村集落景観が形成されています。



▲本匠・小川山村集落（パノラマ撮影）



▲本匠・因尾の農村集落（パノラマ撮影）



▲宇目・千束の農村集落（パノラマ撮影）



▲堅田・長谷の農村集落（パノラマ撮影）

3-4. 浦エリアの景観特性

(1) 浦エリアの代表的な景観



▲蒲江・蒲江浦
(パノラマ撮影)

■ 浦エリアの景観構造と特徴

浦エリアには、砂浜海岸や急峻な崖、奇岩など多様な環境を有した美しい海・海岸によって景観が形成されています。

国立公園に指定されている海岸は、尾根が海まで突き出した屈曲の多いリアス海岸であるため、急峻な岩場や斜面のウバメガシ林が海岸まで迫った雄大な自然景観が形成されています。また、豊後二見ヶ浦などの自然景勝地があり、浦エリアの重要な景観資源となっています。

リアス海岸の湾奥の平坦地には、漁港や市街地・集落が集積しており、穏やかな海や自然海岸と一体となった漁村集落景観が形成されています。

山林の尾根を通る道や山頂付近は、広い海や遠方の島、漁村集落などを一望することができる魅力的な視点場となっています。

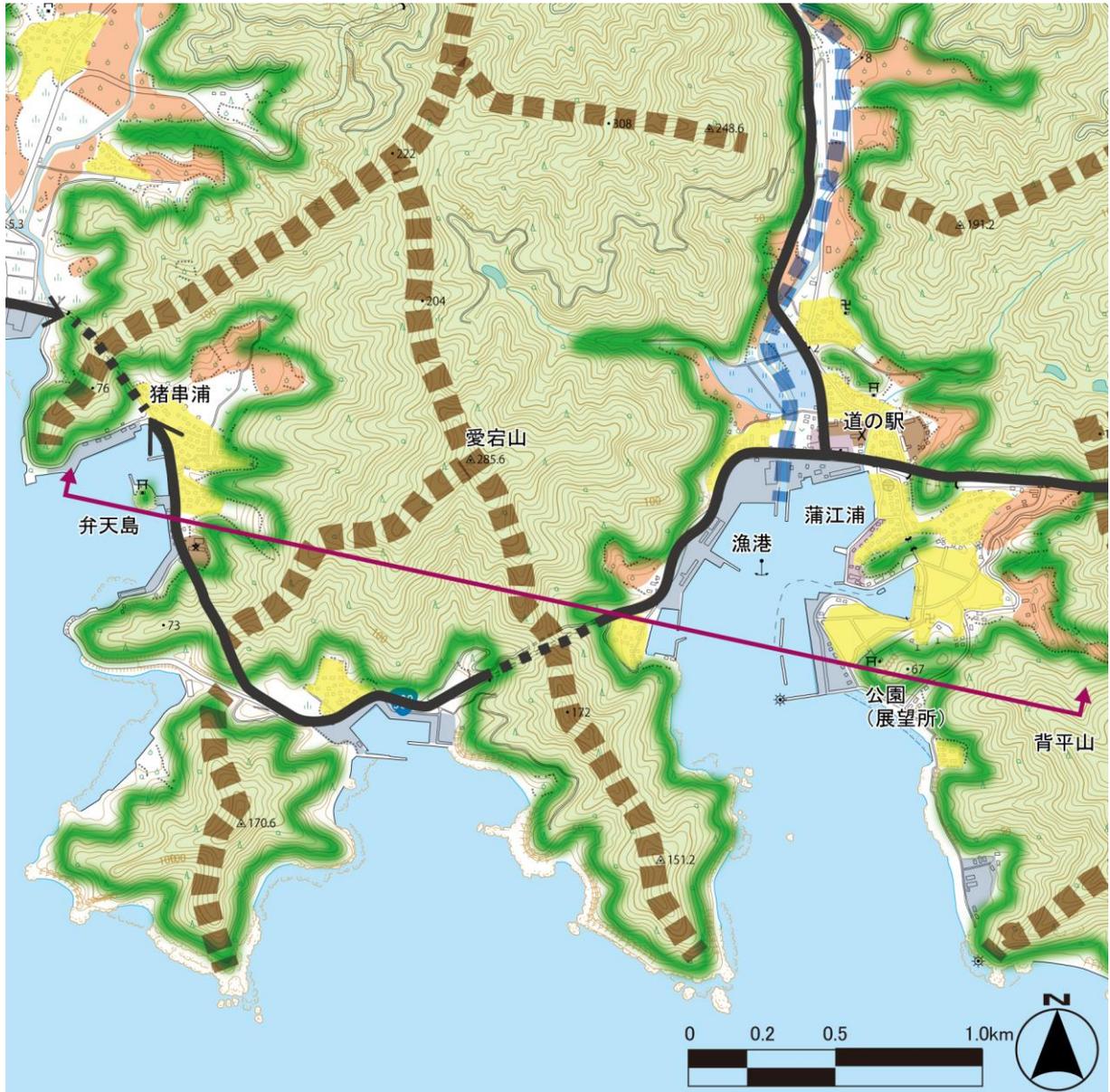


▲元猿海岸（蒲江）



▲護江の漁村集落

■ 景観構造図



■ 地形による景域区分

- 領域を区分する稜線（尾根）
- 背景となる山林（斜面地）
- 居住域近くの山裾
- 景観軸となっている河川

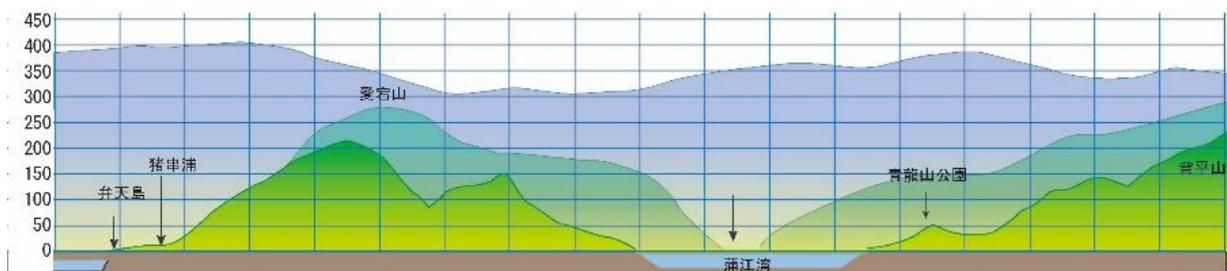
■ 土地利用からみた景観類型

- 山地
- 農地（畑）
- 農地（水田）
- 集落・市街地
- 公共施設などの区域
- 商業地
- 工業等業務地

■ その他

- ↔ 主要な道路
- ↑ 断面位置

■ 断面図



(2) 浦エリアの自然の景観

①山と緑の景観

彦岳や元越山、背平山、高平山などの山々は、リアス海岸を構成し、海岸間近に迫る壮大な景観を形成しています。また、山々は、湾奥の集落や漁港などを囲むように形成されており、海岸や集落、漁港が一体となった漁村集落景観の背景となっています。

彦岳や元越山、尺間山、大入島の遠見山などの山頂や尾根は、眼下の集落や島々が浮かぶ穏やかな海を一望できる良好な視点場になっています。



▲彦岳から見た佐伯湾（パノラマ撮影）



▲元越山から見た米水津湾（パノラマ撮影）



▲たかひら展望公園から見た河内湾（パノラマ撮影）



▲遠見山から見た鶴見半島（パノラマ撮影）

②海・海岸の景観

日豊海岸国定公園や豊後水道県立自然公園に指定されている浦エリアの海岸には、複雑に地形が入り組んだリアス海岸が発達しており、日本の白砂青松 100 選の波当津海岸やハマユウが自生する間越海岸、田鶴音防風林など、多様な海岸景観が形成されています。沿岸部には、豊後二見ヶ浦や鶴御崎などの名勝があり、浦エリアの景勝地となっています。

また、佐伯市内には、大分県内に7つある有人離島のうち4つの離島（大入島、大島、屋形島、深島）があり、岩礁海岸や海蝕洞など貴重な海岸景観が形成されています。



▲間越沿岸（米水津）（パノラマ撮影）



▲波当津海岸（蒲江）（パノラマ撮影）



▲豊後二見ヶ浦（上浦）



▲鶴御崎灯台（鶴見）



▲屋形島



▲岩礁海岸（深島）（パノラマ撮影）



▲壇の窓（大島）



▲岩礁（大入島）（パノラマ撮影）

③河川・湖沼の景観

浦エリアには、急峻な山々を流れ落ち、集落の隙間を通り、海に流れ込む河川が形成されています。その中でも、海岸から近い位置にある暁嵐の滝は、全国的にも希少な景勝地となっています。

その他、海岸の湾であった場所が砂丘でせき止められ、外海と切り離された潟湖である間越龍神池なども重要な景観資源となっています。



▲畑野浦川（蒲江）



▲暁嵐の滝（上浦）



▲間越・龍神池（米水津）

（3）浦エリアの歴史的景観

①神社・仏閣の景観

浦エリアには、集落の深奥部に立地する瀧三柱神社や海岸部の江武戸神社など数々の神社・仏閣が設けられています。これらの神社・仏閣は、市指定天然記念物である養福寺の大イチョウや弁天島天満社の社叢林など貴重な社叢林や集落、漁港、海岸などと一体となり、漁業集落景観を形成しています。

また、大入島には、神武天皇が東征の折に掘ると湧き出たという伝承のある神の井や、神武天皇が船出する際の安全祈願が由来といわれるトンド火まつりなどがあり、離島特有の信仰を伝える重要な景観資源となっています。



▲養福寺（パノラマ撮影）（米水津）



▲江武戸神社（蒲江）



▲東光寺（蒲江）



▲神の井（大入島）

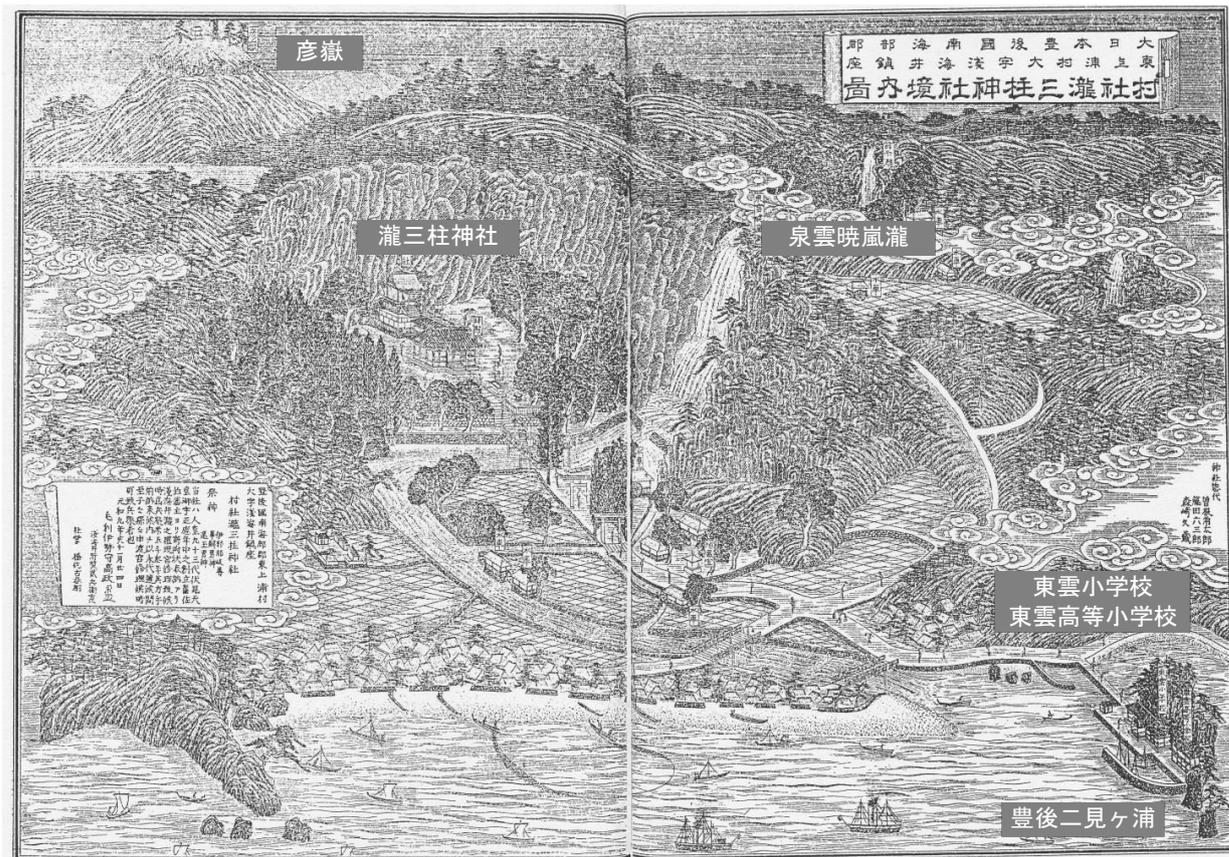


▲大入島トンド火まつり

■大日本帝国大分縣社寺名勝図録・瀧三柱神社から見る今と昔

図録と現在の写真を比較すると、図中心部の様子が農地から集落へと転換されていることがわかります。また、図下部の海岸付近の様子も埋立てなどにより、大きく変化していることがわかります。

一方で、図録において、瀧三柱神社や暁嵐の滝周辺には、山林や岩壁などの様子が描かれており、現在と大きく変化していないことがわかります。また、瀧三柱神社を囲む樹木なども、図録作成当時から守られてきたものであることが窺えます。



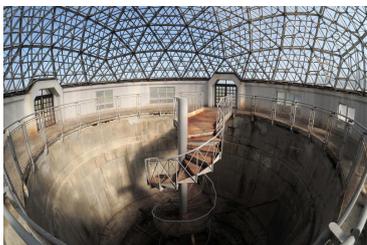
▲浅海井の瀧三柱神社（資料：大日本帝国大分縣社寺名勝図録）



▲現在の浅海井の瀧三柱神社（ドローン撮影）

②戦争遺跡の景観

丹賀浦や西野浦に、戦時中に使用されていた丹賀砲台跡、鶴御崎砲台跡、仙崎海軍砲台跡などが残されており、当時の歴史を伝える景観資源となっています。また、これらの遺構には、展望所が設けられており、海を一望できる良好な視点場となっています。



▲丹賀砲台園地（鶴見）



▲鶴御崎砲台跡（鶴見）



▲仙崎海軍砲台跡（蒲江）

（4）浦エリアの生業・産業景観

①農林水産業と産物の景観

浦エリアでは、漁業が盛んに行われており、リアス海岸の浦々には、漁港や集落が集積し、漁業を生業とする暮らしの景観が形成されています。養殖業も盛んであり、海面に浮かぶ養殖の筏や栈橋、海岸部の陸地に見られるヒラメの養殖小屋なども、生業を表す重要な景観資源となっています。

また、市場で行われるせりや海産物を販売する朝市、海産物を加工する様子、農作物をシカやイノシシから守るためのシシ垣なども重要な景観資源となっています。



▲霞ヶ浦（パノラマ撮影）



▲蒲江・西野浦（パノラマ撮影）



▲ちりめん天日干し（大入島）



▲鶴見魚市場でのせりの様子



▲シシ垣（鶴見）

(5) 浦エリアの集落景観

① 中心的な集落の景観

浦エリアには、湾奥の小規模な平坦地に住宅地などが密集し、その隙間を幅の狭い路地が張り巡らすようにして、集落が形成されています。海岸沿いには、漁港や養殖場などの施設があり、集落や後背の山々と一体となり、漁村集落景観を形成しています。

上浦、鶴見、米水津、蒲江の旧町村の中心的な集落には、振興局などの都市的な機能と住宅が集積した規模の大きな集落景観が形成されています。



▲上浦・浅海井の集落（パノラマ撮影）



▲蒲江・蒲江浦の集落（パノラマ撮影）



▲大入島の集落（パノラマ撮影）



▲米水津・浦代浦の路地



▲蒲江・蒲江浦の路地とトンネル



▲上浦・最勝海浦の風除けの石塀

3-5. 古くから愛されてきた佐伯市の景観

(1) 校歌から見た景観

地域の子どもたちが通う小中学校の校歌には、昔からその地域の自然や風物詩などが歌われ、心に残る原風景として表現されています。

■小中学校の校歌に歌われた風景（統合前の旧小中学校を含む。）

区分	歌詞の例（学校名）
山の 景観	<ul style="list-style-type: none"> ○朝日映ゆる城山水にかけして緑ふかき山陽の地（佐伯城南中） ○豊の浦廻にそそりたち紫雲たなびく彦岳（八幡小） ○尺間おろしに明けそめてあしたの光さす（旧大間小） ○森のしずくがせせらぎに変わるまで時に抱かれた美しいホタルの里（本匠小）  <p>▲フェリーから見た彦岳などの山並み</p>
海の 景観	<ul style="list-style-type: none"> ○豊後の海の朝ぼらけ大志を胸にし ののめの若人集う学舎に（東雲中） ○太平洋をみはるかす黒潮おどる鶴御崎 （鶴見中） ○潮かおる海原東にひらけ望みあふるる 南豊の岸（旧上入津中） ○豊後の海の鶴見崎 緑なす島明るく 照らす灯のように（旧東中浦小）  <p>▲鶴御崎から見た初日の出</p>
川の 景観	<ul style="list-style-type: none"> ○千古つきぬ番匠海につらなり清くめぐる長瀬の原（佐伯城南中） ○井崎の川の水の音澄んで明るくはずむとき（明治小） ○弥生の里に番匠の川と生まれて行く水に清き心すみて（昭和中） ○澄みわたる青さの番匠の流れよ（本匠小） ○源清き久留須川流れてやまぬ心もて（旧川原木小）  <p>▲山梨子橋から見た番匠川（パノラマ撮影）</p>

(2) 国木田独歩が見た景観

明治時代の自然主義文学の先駆けとされる国木田独歩は、明治36年10月から翌年7月までの期間、佐伯の鶴谷学館の教師として赴任し、佐伯での生活や想いを記した日記「欺かざるの記」、周辺の散策での見聞を題材にした小説「源おぢ」などを残しており、様々な場所からの眺望について、書き記しています。以下に「欺かざるの記」から抜粋した独歩が見た風景を示します。

■ 国木田独歩の書き残した風景

区分	行き先	独歩が見た風景
	城山	<p>○佐伯の春、先づ城山に來り、夏先づ城山に來り、秋又早く城山に來り、冬はうそ寒き風の音を先づ城山の林にきく也。城山寂たる時、佐伯寂たり。城山鳴る時、佐伯鳴る。佐伯は城山のものなればなり。</p>  <p>▲城山 (パノラマ撮影)</p>
山の 景観	元越山	<p>○山巔に達したるときは四圍の光景余りに美に、余りに大に、余りに全きがため感激して涙下らんとしぬ。ただ名状し難き鼓動の心底に激せるを見るなり、太平洋は、東にひらき、北は四国の地、手にとるがごとく近くに現われ、西及び南はただ見る山の背に山起り、山の頂きに山立ち、波のごとく潮のごとくその壯観無類なり。 最後の煙山ついに天外の雲に入るがごときに至りては…</p>  <p>▲元越山 (パノラマ撮影)</p>
	尺間山	<p>○弟を伴ひ直ちに尺間山に向て発す。此度は山脈の道をとる。夕陽の美を山脈の頂に道すがら眺め真に自然の一なるを感ず。</p>  <p>▲尺間神社からの眺望 (パノラマ撮影)</p>
	柵牟礼山	<p>○城址、見る可くもあらず、只だ一たび城址に茂りたる松、老ひて薪となり、今や其の朽株処々に点在するのみ。以て此城址の甚だ古きを知るに足る。天曇りて雨時々嶺を掠めて來る。四方の光景暗澹たり。</p>  <p>▲柵牟礼山 (パノラマ撮影)</p>

区分	行き先	独歩が見た風景
海の 景観	大入島	<p>○暫くして小丘を斜に其の半腹に下り、ふと大入島の方を顧みたり。島と陸とによりてかこまれたる海面、湖水の如し。湖面寂々たり。島端を晩色のうちにかくす。</p>  <p>▲大入島</p>
	葛港	<p>○海浜を散歩するは吾に新しき自然を見せしむ。海の景は美なり。</p>  <p>▲佐伯港 (パノラマ撮影)</p>
川の 景観	銚子淵	<p>○美しき事、先遊にまさる。是れ新芽の節なればなり。先遊の時は瀧を見る能はざりしも、此の度は溪流をさかのぼりて進みたるが故に、飛瀑の下に出づるを得たり。新緑は美なり。</p>  <p>▲銚子の滝 (パノラマ撮影)</p>
生業 景観 (農業)	堅田道 ～土河 内村 (津志 河内)	<p>○「渡」を渡れば堅田道なり。水田と河の入江とを貫きたる真すぐの道にて家なし。此处野辺甚だ展けて山々のふもとを去るや、遠く、蒼煙はるかに地上をこめ月光白く空にみち、人なく声なく、山黙々。</p>  <p>▲津志河内</p>
花の 景観	黒澤の 桜 (青山)	<p>○桜花は已に散り居たり。只落花紛々の景を賞するを得たりしのみ。吾等それのみにても満足したり。櫻樹は二本あるのみ。されど幾百年を経たりしとも知られざる老樹なり。なかなか世にめづらしき大木なり。立派なる庵あり。東光庵と称す。此处はまことに僻村なり。されど人は住み花は咲き、其處に人生あり。</p>  <p>▲東光庵</p>

3-6. 四季の景観

(1) 四季の景観（花・紅葉の名所）

季節ごとに様々な色づきを見せる花の景観は美しく、人の心を和ませるものであり、魅力的な景観の重要な要素となっています。自然の植生が見せる新緑や紅葉、山桜や桜並木などは、その地域の個性となり、観光スポットにもなっています。

■主な花・紅葉の名所

種類	季節	主な場所（地域）
梅	2月	八匹原公園
塩釜桜（呼称）	3月中旬	東光庵
山桜	3月中旬～下旬	四浦、鶴見、狩生
菜の花	3月中旬～4月上旬	本匠三股、道の駅やよい
桜	3月下旬～4月上旬	歴史と文学のみち、住吉御殿・池船緑道、大中尾公園、本匠・岩屋地区、宇目・蔵小野道路沿い、空の公園・展望所、野岡緑道広場、米水津・浦代峠、八匹原公園、道の駅やよい裏堤防沿い など
シバザクラ	3月下旬～4月下旬	海崎駅周辺、空の展望所
フジツツジ	4月上旬～下旬	仙崎つつじ公園
チューリップ	4月上旬	うめの里陶芸工房前
アケボノツツジ	4月中旬～5月上旬	夏木山
カマエカズラ	5月上旬	蒲江葛原浦、波当津海岸
ハナショウブ	5月下旬～6月下旬	白坪川菖蒲園
フジ	5月下旬～6月下旬	本匠小川
あじさい	5月下旬～6月下旬	青山、宮ノ越あじさいロード、風戸あじさいロード、横川大津留、大石
ハマユウ	7月～9月	間越海岸、洲の鼻、江武戸神社、葛原海岸、波当津海岸、高山海岸、屋形島
彼岸花	9月下旬～	宇目小野市
コスモス	10月中旬～下旬	コスモスロード
のじぎく	11月上旬～下旬	たかひら展望公園、鶴御崎
紅葉	11月中旬～下旬	歴史と文学のみち、暁嵐の滝、本匠の大水車、宗太郎駅、藤河内溪谷、夏木山 など



▲菜の花（弥生）



▲桜（八匹原公園）



▲紅葉（山際通り）

(2) 四季の景観（行事・伝統芸能・イベント）

古くから伝承されてきた行事や伝統芸能は、地域の歴史を感じる重要な景観資源となっています。また、多様なイベントは、地域の景観の魅力を伝えるきっかけとなっています。

■主な行事・伝統芸能・イベント

月	名称	概要
1月	サンライズウォーク	元旦早朝に、空の公園へ歩き初日の出を眺めるイベント。
	健康づくり彦嶽登山大会	彦岳を登り、山頂からの眺めを楽しむイベント。彦岳権現の参拝や彦岳の歴史の説明なども行われる。
	八日薬師（東光寺）	西野浦の海中から引き揚げられたと伝えられる薬師如来像を海の守護仏とし1月8日に参拝する行事。
	長楽寺初薬師祭	本尊薬師如来像の御開帳が執り行われ、家内安全、商売繁盛などを祈願する行事。
	大入島トンド火祭り	神武天皇の神の井伝説など故事に由来する伝統行事。
	おせったい（暁嵐地蔵堂）	無病息災を願う厄払いとして、お供え物をまき、大盤振る舞いをする行事。
2月	木浦すみつけ祭り	家内安全や無病息災を祈願し、木浦鉾山の山神社で行われる奇祭。大根の切れ端に鍋や釜の墨を塗りつけ、誰彼の区別なく顔に塗り合う。「おおいた遺産」に認定。
	元越山に登る会	元越山を登り、山頂から360度の眺めを楽しむイベント。
3月	佐伯神楽	佐伯藩の領内で伝承されてきた神事芸能。城八幡社や富尾神社に所属する神楽社等で奉納される。
	うめ桜祭り	北川ダム湖から市園川沿いの桜並木などを楽しむイベント。神楽の奉納やもちまきなどが行われる。
4月	さいき春まつり	佐伯の中心街で行われる春まつり。和装し行列で練り歩く「菊姫行列」や竹灯籠で演出する「竹灯物語」など歴史的情緒を感じさせるイベントが実施される。
	神踊・杖踊	佐伯惟治が祭られた富尾神社の祭礼に奉納される踊り。大分県無形民俗文化財に指定。
	柳瀬チューリップ祭り	ボランティアの方々と35,000球のチューリップを植付けた棚田の景観を楽しむイベント。
	おおにゅうじま島まつり	大入島の風景を楽しみながらハイキングやサイクリングを楽しむイベント。
	仙崎公園つつじ祭り	仙崎公園を彩る野生のフジツツジや入津湾への眺望を楽しむことができるイベント。



▲おせったい



▲木浦すみつけ祭り



▲さいき春まつり

月	名称	概要
4月	傾山山開き	傾山を登り、山頂からの眺めや道中の自然林などを楽しむイベント。
5月	本匠癒やしの休日 ヒーリングホリデー	本匠の自然景観を楽しみながら、特産のお茶摘み体験などを行うイベント。
6月	本匠ほたる祭り	ホタルの鑑賞や遊歩道に設置された竹灯籠の灯りを楽しむイベント。
	海開き（元猿・瀬会海岸など）	神事や海岸清掃などのイベントを行う海開き。
7月	早吸日女神社八人太鼓・附獅子舞	豊漁と家内安全を祈願し、早吸日女神社大祭で奉納される芸能。大分県無形民俗文化財に指定。
8月	堅田踊り	堅田地区に伝わる踊り。地区ごとに音頭、はやし、踊りが異なる。
	風流・杖踊	大坂本愛宕神社、尺間天満神社で奉納される踊り。杖踊りや獅子舞による演技が行われる。
9月	八幡五丁の市	大宮八幡神社で行われる秋の大祭。色鮮やかな大漁旗を飾ったジョーヤラ船が佐伯湾を巡航し、海上の安全や豊漁を祈願する。
10月	ツール・ド・佐伯	日豊海岸国立公園の自然景観を楽しむサイクリングイベント。
	本匠上津川かかしまつり	収穫の終わった田んぼに農作業中の様子を再現したかかしが展示されるイベント。
	うめ秋大祭	椿原祭典、八匹原祭典が同時に行われる祭り。県指定無形民俗文化財である千束楽や市指定無形民俗文化財である重岡岩戸神楽などが一堂に会す。
11月	蒲江神楽・葛原神楽	蒲江神楽は丸市尾の富尾神社、葛原神楽は葛原天満社の春・秋の大祭に奉納される神楽。
	たかひら展望公園のじぎく祭り ・高平山絶景ウォーク大会	白いのじぎくが咲き乱れる様子や展望所から眺める景観を楽しむイベント。 たかひら展望公園から元猿海岸などの絶景を楽しみながら歩くイベント。
12月	豊後二見ヶ浦大しめ縄張替え ・豊後二見ヶ浦ライトアップ	地元の有志の手で行われる男岩と女岩を結ぶ大しめ縄の張替え作業を行うイベント。 12月末から1月初旬にかけて、豊後二見ヶ浦がライトアップされるイベント。
通年	九州オルレ さいき・大入島コース	遠見山からの眺望や海岸沿い、集落など大入島の景観を楽しみながら歩くイベント。



▲傾山山開き



▲八幡五丁の市（ジョーヤラ）



▲うめ秋大祭

第4章 景観づくりに関する市民意向と課題

4-1. 佐伯市景観市民ワークショップ

(1) 佐伯市景観市民ワークショップの目的

景観計画の策定に向けて、大事にしたい地域の景観や地域の景観が抱える課題に関する市民の意見を把握するとともに、今後の協働による景観まちづくりを進めていくために必要な取組をみんなで考える場として、「佐伯市景観市民ワークショップ」を行いました。

「佐伯市景観市民ワークショップ」では、街エリア・里エリア・浦エリアの3つのエリアで生活する市民を対象とした「住民ワークショップ」及び「高校生・中学生ワークショップ」を行いました。

(2) 各ワークショップの概要

①住民ワークショップ

住民ワークショップでは、街エリア・里エリア・浦エリアの3つのエリアで各3回のワークショップを実施し、以下の検討内容について、実際に各エリアで生活・生業をされている住民の皆様と議論し、意見を頂きました。

	検討内容
第1回	○大事にしたい景観 ○景観阻害要因や改善の必要がある景観 ○紹介したくなる工夫やアイデア
第2回	○景観形成重点地区の検討 ○大事にしたい景観の確認 ○景観を守るために必要な行為
第3回	○景観を守るための方針 ○住民参加による景観への取組

②高校生・中学生ワークショップ

高校生・中学生ワークショップでは、街エリア・里エリア・浦エリアの3つのエリアでワークショップを実施し、「未来に残したい景観」、「地域の景観が抱える課題」について、高校生・中学生から意見を頂きました。

	参加校
街エリア	佐伯鶴城高校、佐伯豊南高校、日本文理大学付属高校
里エリア	宇目緑豊中学校
浦エリア	蒲江翔南学園

(3) 住民ワークショップでの主な意見

以下に住民ワークショップにおいて、地域住民の皆様から頂いたご意見を整理します。

	街エリア
大事にしたい景観	<ul style="list-style-type: none"> ○城山を見る景観、城山から見る景観 ○山際通り、船頭町などの歴史的な街並み ○港や海岸を見る景観、港や海岸から見る景観
景観の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○河川周辺の景観
景観を守るための 行為や取組	<ul style="list-style-type: none"> ○城山の山並みへの眺望を邪魔しないような高さの制限 ○樹木の保存及び適切な維持管理による緑豊かな城山の保全 ○山際通りの街並みに調和した工作物の設置 ○周囲の建物と調和した建物の高さの制限 ○工作物の色彩や素材など歴史的街並みへの調和
景観まちづくりの 推進に向けた今後の 取組	<p>【地域への愛着の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の商売や生業にふれる機会の創出 <p>【景観を守るための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修景や資源を保全する管理者への支援 <p>【景観をチェックする体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観に配慮しているかどうかをチェックするための体制づくり <p>【景観の演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の営みが見えるような工夫 ○軒先や玄関先の灯りによる街並み景観の演出 <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SNS や雑誌などでの情報発信



▲住民ワークショップの様子
(街エリア)



▲住民ワークショップの様子
(里エリア)



▲住民ワークショップの様子
(浦エリア)

	里エリア
大事にしたい景観	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な自然が残る山林や里山、河川など自然の景観 ○桜並木や紅葉などの四季を感じる景観 ○小野市などの街並み ○農地や山林、集落による農村集落の景観
景観の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○里山や道などにおける手入れ不足
景観を守るための行為や取組	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な自然が残る山林における自然環境の保全 ○樹木の伐採の制限や手入れによる里山や桜並木等の保全 ○後継者の育成
景観まちづくりの推進に向けた今後の取組	<p>【地域への愛着の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○魅力的な景観をより向上させるための演出 ○参加しやすいイベントの実施や参加の呼びかけ <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フォトコンテストや SNS などを活用した取組の推進 ○活動の担い手不足の解消 <p>【ユネスコエコパークの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユネスコエコパークに関する情報発信やイベントなどとの連携

	浦エリア
大事にしたい景観	<ul style="list-style-type: none"> ○港や海岸、湾の景観 ○神社・仏閣やそこで行われるイベントなどの景観 ○自然豊かで多様な海岸線や島々の景観 ○山頂や展望所などの高台から海への眺望
景観の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみなどによる景観阻害 ○人口減少による活気のある景観の衰退
景観を守るための行為や取組	<ul style="list-style-type: none"> ○樹木の伐採の制限など山林景観の保全 ○ごみなどによる景観の阻害要因の防止
景観まちづくりの推進に向けた今後の取組	<p>【身の回りの景観への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庭などの身の回りの景観への配慮 ○自治会や学校を主体とした手入れ <p>【視点場づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○植樹による花の名所づくりやサイン表示などの工夫 <p>【活動の担い手の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携による子ども達が地域の景観を知る機会の創出 ○祭り・イベントの実施による関係人口の増加 ○住民の地域への愛着の向上

(4) 高校生・中学生ワークショップでの主な意見

以下にワークショップにおいて、高校生・中学生から頂いたご意見を整理します。

	未来に残したい景観	景観の課題
街 エリア	<p>【自然の景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然豊かな城山の景観 ○住吉ロータリーのクスノキ <p>【山際通りや船頭町の歴史的な街並み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史を感じさせる家屋や住吉神社などの神社 ○街並みに合わせた通りのデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ○広場などの人が集う場所が少ない ○道の舗装や道沿いの草木の手入れ不足 ○商店街のにぎわいの創出
里 エリア	<p>【自然の景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑豊かな山林や水のきれいな河川などの自然景観 ○城山などの山頂から見る初日の出などの眺望景観 ○ホテルや桜などの四季を感じさせる景観 <p>【生業を感じさせる景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農道や水田、里山などの農村景観 <p>【歴史を伝える景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重岡キリシタン墓や鳶野尾神社など歴史的な建造物 ○すみつけ祭りや八匹原祭典などの伝統的な行事による景観 	<ul style="list-style-type: none"> ○街灯の少なさや植物の繁茂による暗い景観 ○太陽光発電施設による景観の阻害
浦 エリア	<p>【自然の景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○元猿海岸や葛原海岸などの海岸や緑豊かな山林の景観 ○高平山などの山頂や海岸沿いから見る海の眺望景観 ○桜並木や仙崎つつじ公園など四季を感じさせる景観 <p>【生業を感じさせる景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁船が停泊する港や堤防と海が一体となった景観 <p>【歴史を伝える景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○王子神社や東光寺など神社・仏閣による歴史的な景観 ○霜月祭や丸市尾神楽などの伝統的な行事や芸能による景観 	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸漂着物などのごみによる景観の阻害 ○街灯の少なさや植物の繁茂による暗い景観



▲高校生ワークショップの様子
(街エリア)



▲中学生ワークショップの様子
(里エリア)



▲中学生ワークショップの様子
(浦エリア)

4-2. 景観づくりの課題

(1) 景観を「守る」ための課題

【佐伯市の景観の基盤となる自然景観の保全】

現状

本市の多様で魅力的な景観は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの山々や日豊海岸国立公園の複雑なリアス海岸、穏やかな海、海に浮かぶ島々、緩やかに流れる番匠川などの豊かな自然環境が基盤となっています。

近年では、太陽光発電施設や風力発電施設、携帯電話の通信鉄塔の増加や樹木等の管理が行き届かないことによる自然環境の荒廃が見られ、自然景観を悪化させる要因となっています。

課題

- 自然景観に配慮した建築物や工作物の設置や開発行為等に関するルールづくり
- 自然環境の適切な維持管理

【地域固有の歴史や文化を伝える景観資源の保全】

現状

本市には、尺間神社、養賢寺などの神社・仏閣や丹賀砲台園地などの戦争遺産など地域の歴史や文化を伝える景観や景観資源が点在しています。また、佐伯神楽や木浦すみつけ祭りなど各地域で受け継がれてきた伝統行事も数多く残されています。

課題

- 地域の歴史や文化を伝える景観資源の保全及び周辺の景観を含めた一体的な保全・活用
- 伝統行事の周知及び参加機会の向上

【人々の暮らしを映し出す集落景観の保全】

現状

本市には、美しい里山と農地、集落が一体となった農村集落、急峻な山々と湾に囲まれた密集した漁村集落など地区毎に個性のある魅力的な集落景観が形成されています。

しかし、人口減少や高齢化、それに伴う農林水産業の担い手不足などにより、管理が不十分な耕作放棄地や空き家・空き地などが増加し、集落景観を阻害する大きな要因となっています。

課題

- 農林漁業振興策と連携した地域の生業の活性化
- 集落と調和した建築物や工作物のルールづくり

(2) 景観を「整える」ための課題

【歴史的街並み景観の形成】

現状

本市には、城下町としての風情を残す山際周辺地区や商人町としての風情を残す船頭町地区など歴史的な街並みが見られます。こうした歴史的な街並みは、本市の象徴的な景観資源となっているものの、空き家・空き地の発生による街並み景観の悪化などが見られます。

課題

- 街並みに合わせた建築物や工作物の修景などの景観誘導
- 空き家・空き地などの遊休不動産の適正管理の促進

【交流拠点の景観の形成】

現状

JR 佐伯駅周辺や大手前周辺では、佐伯市の「交流拠点」として、にぎわいや活力、魅力等にあふれる都市の顔としての景観形成が求められているものの、商業の衰退などにより、かつてのにぎわいのある景観は失われています。

課題

- 周辺の街並みと調和した建築物や広告物などの景観誘導
- にぎわいや活力、魅力等にあふれる交流拠点の景観づくり

【本市の景観形成を先導する公共空間の形成】

現状

道路や公園、河川、文化・教育・観光施設といった行政所管の公共施設は、本市の良好な景観を構成する主要な要素であり、周辺の景観に大きな影響を与えています。また、こうした公共施設は、そのものが景観資源となるだけでなく、多くの人々が利用する周囲の景観を楽しむ場にもなっています。

課題

- 周辺景観との調和への配慮や統一感のあるデザインへの誘導
- 街路樹の適正な維持管理による景観の演出

(3) 景観を「生かす」ための課題

【魅力的で訪れやすい視点場の形成】

現状

本市には、中心市街地を一望できる城山の頂上や日向灘や漁船が行き交う様子を一望できる空の展望所など魅力的な視点場が点在していますが、展望施設や駐車場などの整備が不十分な場所や樹木の繁茂により、眺望景観を阻害している場所も見られます。

課題

- 眺望景観を楽しむ視点場の確保や樹木等の適切な維持管理
- 視点場の周知や視点場への交通アクセス環境の改善

【魅力的な景観資源を繋ぐ空間の形成】

現状

本市において、美しい自然景観を眺望できる視点場や歴史的な街並みなど多様で魅力的な景観資源が市内各地の至るところに点在していますが、それぞれの景観資源を連携させる取組は不十分なところが見られます。

課題

- 景観資源を連携させるための取組の推進
- 地域ごとの特徴的な景観を一体的に生かす取組の推進

【景観資源に親しむきっかけづくり】

現状

本市の魅力的な景観資源の中には、その場所の景観の良さが十分に知られていないため、観光資源として、十分に活用されていない場所が見られます。

課題

- 地域の魅力的な景観資源の再発見・整理及び情報の発信
- 多彩な資源との連携及び新たな価値付けなどによる景観資源の価値や魅力の向上

(4) 景観を「育てる」ための課題**【景観への認識、まちづくり意識の向上】**

現状

市民意向では、市民の多くが現状の景観を良好であり、住みよいまちと考えている一方で、まちづくりに関する様々な課題の中で景観への関心はあまり高くありません。

課題

- 地域の景観を学び考える機会の創出による景観まちづくりへの意識の醸成

【景観を守り・育てるまちづくり活動の促進】

現状

現在、本市では、道路や河川の清掃活動、特産品の開発、伝統的な祭りの継承などの景観を守り・育てるまちづくり活動が行われているものの、人口減少や少子高齢化の進行などにより、活動の維持が困難になりつつあります。

課題

- 活動の必要性や効果の周知による地域や市全体への活動の波及
- 住民・事業者・行政等の協働体制の確立及び継続して実施していくための仕組みづくり

第5章 景観づくりの基本方針

5-1. 景観づくりの基本方針

本市の景観づくりの理念『さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ』の達成に向けて、「守る」「整える」「生かす」「育てる」の4つの基本方針を設定します。

基本方針1) 景観を「守る」

本市の特徴的な景観を将来に引き継いでいくため、景観の基盤である山、海などの自然や先人達が築き上げてきた歴史、文化、生業が織りなす景観の一体的な保全を目指します。

①本市の景観の基盤である山と海などの自然景観を守ります

本市の景観は、山と海を基盤とし、地域ごとに特徴的な景観を形成しています。

このため、「緑の基本計画」等との連携による総体的な環境保全や現状の景観にそぐわない要素、目立つものの混入を防止するなど、景観変化の抑制及び影響の軽減を図ることにより、豊かな自然景観を守っていきます。



▲傾山山頂から見た尾根線

②本市の歴史や文化が刻み込まれた景観資源を守ります

現在の景観には、山際地区の「歴史と文学のみち」など佐伯市の人々が育んできた歴史や文化が刻み込まれています。

このため先人がつくり、育んできた歴史的建造物や樹木、伝統行事などの景観資源の保全により、景観を守っていきます。なかでも、本市の象徴となる景観を形成している地区を「景観形成重点地区」に位置づけ、その景観を守っていきます。



▲山際地区の歴史と文学のみち

③農林水産業の生業を映し出す景観を守ります

本市には、自然との共生の中で育まれてきた農業や林業、漁業などによる美しい景観が形成されています。

このため、その場所で行われている生業や集落、自然と調和した建築物等の誘導や農林水産業の担い手確保、集落機能の維持など各施策分野との連携により、生業を映し出す景観を守っていきます。



▲宇目・千束の農村集落

基本方針2) 景観を「整える」

本市の景観は、地域ごとに特色ある景観を形成しています。そのため、その場所の「らしさ」などを基本として、それぞれの特性に応じた景観形成を進めるとともに、全体的な調和が図られた、秩序ある美しい景観の形成を目指します。

①街並み景観の整備、修景を図り、魅力を向上させます

商人町の風情の残る船頭町や鉾山町の風情の残る宇目・木浦地区など、特徴的な街並みが形成されている場所においては、周囲の街並みと調和した建築物や工作物の修景などによって、特色ある地区の景観を魅力あるものに高める景観形成を進めます。



▲船頭町（京町通り）

②商業地や工業地など土地利用に応じた景観のあり方を定め、景観を損なう行為を予防します

商業地、工業地、住宅地などにおいては、周辺の景観等に配慮し、その場所にふさわしい景観形成がなされるよう、ルール等を定めます。このルールに基づいた規制を行い、建築物や工作物の形態・意匠、屋外広告物を適切に誘導し、その場所のイメージにそぐわない行為を予防します。



▲JR 佐伯駅前の商業地

③親しみやすい公共空間の景観形成及び適正な維持管理を促進します

公共空間は、周辺の景観形成に及ぼす影響が大きく、多くの人が利用する場所です。

そのため、道路や公園、河川などの公共空間においては、周辺の景観との調和や公共空間からの眺めに配慮した景観形成を進めます。また、四季折々の花が咲く名所づくりや花植え活動などの取組、適正な維持管理を促進し、親しみやすい公共空間の景観形成を進めます。



▲白坪川菖蒲園

基本方針3) 景観を「生かす」

本市には、多様で魅力的な景観がいたるところに形成されています。そのため、地域の特徴的な景観を生かす空間の整備や景観に対する意識の共有を図る取組の実施など景観に親しむためのきっかけづくりにより、地域活性化の取組に生かします。

① 地域の特徴的な景観や美しい景観を体感できるようにします

雄大な自然を眺望できる景勝地や視点場において、滞留空間やアクセス道路の整備・充実を進めるなど、住民や観光客など誰もが地域の特徴的な景観を体感できるようにします。

また、良好な景観を有する観光・交流の拠点施設では、施設の充実や周辺の修景とともに、展望所の設置などを進め、魅力的な視点場の形成を図ります。



▲たかひら展望公園の展望施設

② 多様で魅力的な視点場をつなぎ、美しい景観の連携を図ります

本市に点在する魅力的な視点場をつなぐルートにおいて、周辺の景観に配慮した修景整備やルートごとに統一感のある案内標識のデザインの検討など、多様で魅力的な視点場を連携させるための景観形成を推進し、美しい景観の連携を図ります。



▲豊後くろしおライン

③ 魅力的な景観に対する意識を共有する取組を進めます

地域の生業を生かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズムなど、本市の多彩な資源と景観を連携させた取組の実施やインターネットなどを活用した情報発信など、地域の魅力的な景観に対する意識を共有・醸成するための取組を推進します。

また、魅力的な景観の新たな価値付けなど地域のブランド価値が向上する取組を推進します。



▲九州オルレさいき・大入島コース

基本方針4) 景観を「育てる」

自然や歴史など、地域の個性を表わし、先人が築き守り伝えてきた証である景観を住民・事業者・行政などが一体となり、地域の財産として、将来世代へ継承していくことが重要です。そのため、地域の景観を学び、考える機会の創出や景観を守り、育てるための取組の継続的な実施体制の検討により、景観を育てるための土台づくりを推進します。

①地域の景観について学び、考える機会を設けます

住民や事業者など、各主体が景観への関心を高め、理解を深めていくため、地域の景観・歴史などを学び、考え、話し合う機会を提供していきます。

また、子どもの頃から景観への関心を高め、将来、景観まちづくりに積極的に参加してもらう土台となるよう、学校教育や地域での活動において、地域の景観や景観まちづくりについて学ぶ、景観教育を推進します。



▲景観市民ワークショップの様子

②地域の景観を守り、育てるための取組を継続させていきます

地域の景観を守り、育てていくために自分たちにできることを考え、環境美化や周囲の景観への配慮など、主体的・積極的な取組へとつなげるため、住民の景観に対する興味・関心を向上させる取組を行っていきます。

また、景観まちづくりの取組の輪を広げ、より効果的、円滑に継続させていくために、住民・事業者・行政などの協働による景観まちづくりを進めるための方法や仕組みを検討します。



▲佐伯城跡「石垣清掃ボランティア」

第6章 エリア別景観づくりの基本方針

6-1. 街エリアの基本方針

(1) 街エリアの景観づくりの目標

街エリアでは、佐伯城や城下町の山際周辺地区、船頭町地区など歴史的な景観資源の保全・形成とともに、本市の中心拠点として、賑わいや活気のある都市景観の形成を目指します。

(2) 街エリアの景観形成方針

基本方針1) 景観を「守る」

【市街地の背景となる山林景観の保全】

○本市のシンボルである城山や濃霞山、女島山など市街地に点在する山地は、身近に緑や四季折々の景観を感じられる市街地の背景の山並みとして、その保全を図ります。

【市街地に潤いを与える河川景観の保全】

○番匠川や中川などの河川では、市街地で潤いを感じられるよう河川景観の保全を図ります。

【地域の歴史や文化を伝える景観の保全】

- 佐伯城跡や佐伯五山、五所明神社などの神社・仏閣、濃霞山や長島山の戦争遺跡、掩体壕などの遺構は、地域固有の景観資源であるため、その周辺の景観も含めた一体的な保全を図ります。
- 住吉ロータリーのクスノキなど地域の歴史・文化のシンボルとなっている樹木は、重要な景観資源として、その保全を図ります。

【歴史的な街並み景観の保全】

- 山際周辺地区の歴史と文学の道では、建築物の修景や自然素材の活用、桜並木や紅葉など四季の演出により、城下町の風情を感じさせる歴史的な街並み景観の保全を図ります。
- 船頭町地区では、歴史的な建造物の保存、修復、活用を進め、商人町の風情を感じさせる歴史的な街並み景観の保全及び形成を図ります。

基本方針2) 景観を「整える」

【沿道・都市景観の形成】

○幹線道路沿道の商業地や商店街では、沿道の建築物や工作物、屋外広告物の適切な誘導を図るなど、賑わいや活気のある魅力的な都市景観の形成を図ります。特に商店街では、街並みの連続性に配慮した景観形成を図ります。

【落ち着いたある住宅地景観の形成】

- 市街地内の住宅地では、敷地内緑化等を促進し、緑豊かな住宅地景観の形成を図ります。
- 住宅地内の空き家・空き地では、「佐伯市空家等対策計画」などとの連携により、有効活用・維持管理を推進し、落ち着いたある景観の形成を図ります。

【港・工業地景観の形成】

- 海岸部の造船所や工場が一体となった工業地では、対岸や島々など周辺からの眺めへの配慮や敷地内緑化の推進などによる工業地景観の形成を図ります。
- 佐伯港では、港からの眺めや島々など周囲からの眺めに配慮した建築物や工作物の適切な誘導を図るなど、本市の観光・交流の拠点として、賑わいや活気のある魅力的な港の景観形成を図ります。

【街並み景観に配慮した公共空間の形成】

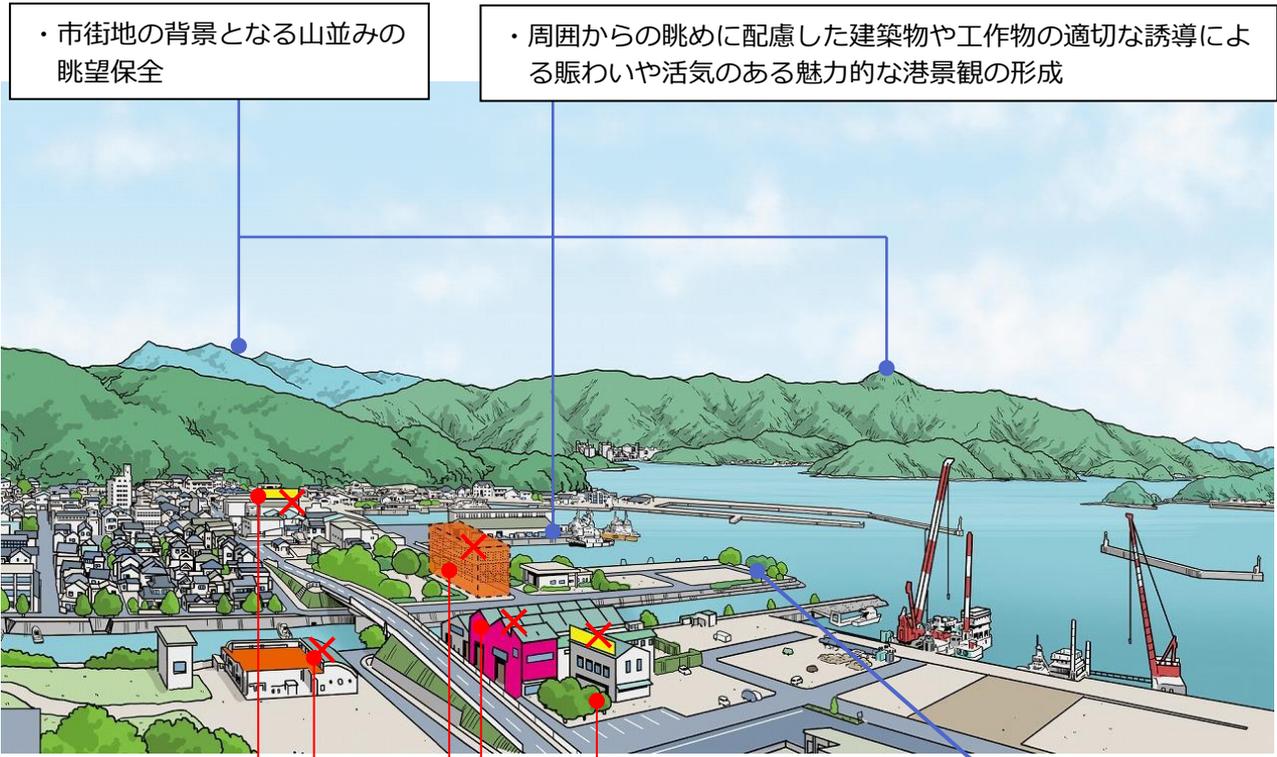
- 市街地内を流れる河川では、遊歩道の整備や街路樹の適正管理を推進し、親しみやすい河川景観の形成を図ります。
- 市街地内の都市公園では、周辺景観と調和した景観の形成や適切な維持管理により、街エリアの憩いの空間として、ゆとりある景観の形成を図ります。

基本方針3) 景観を「生かす」**【魅力的な視点場の活用】**

- 市街地や穏やかな海、島々を一望できる城山や濃霞山などの視点場では、滞留空間としての整備やアクセスのしやすい登山道の整備などにより、訪れやすい視点場の形成を進めます。

【景観に対する意識の共有に向けた取組の実施】

- 佐伯港周辺やうまいもん通りなどの食文化と歴史的な街並みなどの景観を連携させた取組を検討します。
- 佐伯城跡の石垣清掃ボランティアなどの地域の歴史的な景観を守り、育てるための取組を促進します。
- 国木田独歩が書き残した景観などの新たな価値付けを検討し、景観資源の魅力・価値の向上を図ります。



・市街地の背景となる山並みの眺望保全

・周囲からの眺めに配慮した建築物や工作物の適切な誘導による賑わいや活気のある魅力的な港景観の形成

・建築物や工作物、屋外広告物の適切な誘導による魅力的な都市景観の形成

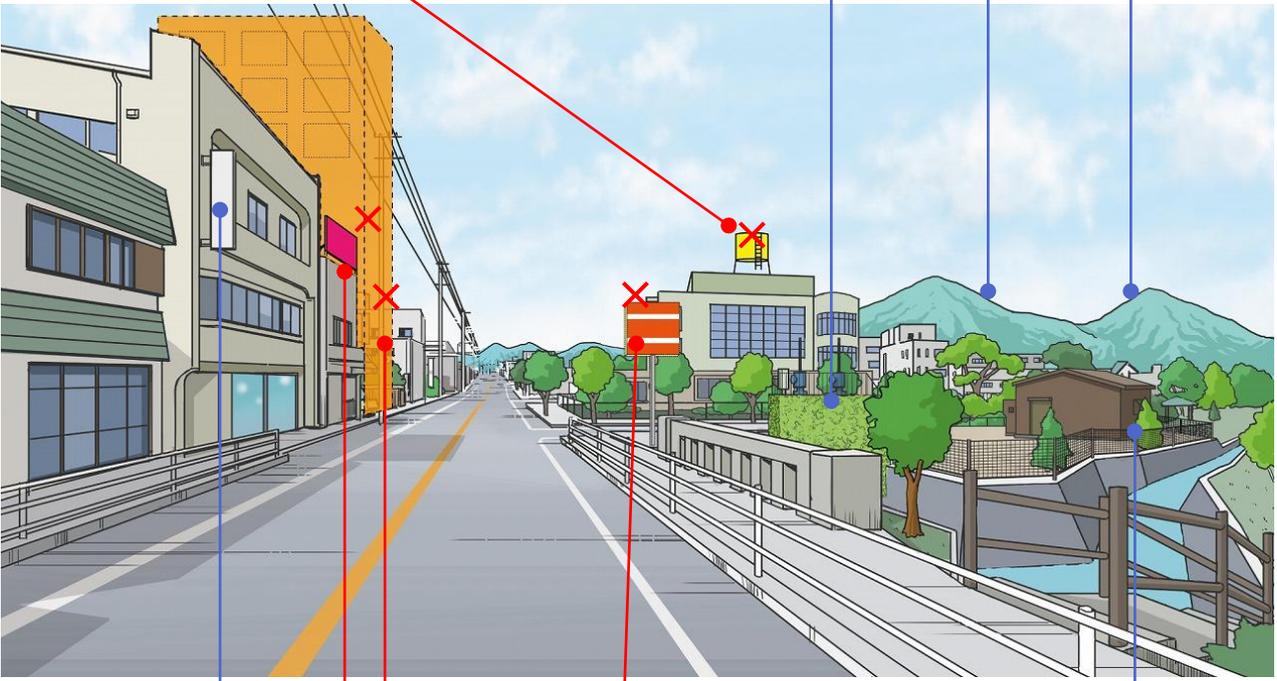
・敷地内緑化の推進などによる工業地景観の形成

・対岸や島々など周辺からの眺めへの配慮

・周囲の建物等との調和に配慮したスカイラインの形成

・壁面緑化等による周囲の景観への配慮

・市街地の背景となる山並みの眺望保全



・建築物や工作物、屋外広告物の適切な誘導による賑わいや活気のある魅力的な都市景観の形成

・市街地で潤いを感じられるよう河川景観の保全
・遊歩道の整備や街路樹の適正管理による親しみやすい河川景観の形成

● — : 配慮項目 ● — : 未配慮項目

6-2. 里エリアの基本方針

(1) 里エリアの景観づくりの目標

里エリアでは、本市の大部分を占める広大な山地や谷あいを通る河川など雄大な自然景観の保全とともに、内陸部の自然との共生の中で育まれてきた地域の農業や林業などの生業が調和した景観の保全・形成を目指します。

(2) 里エリアの基本方針

基本方針1) 景観を「守る」

【豊かな山の景観の保全】

- 祖母傾国定公園や祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されている貴重な自然の残る山岳地では、自然公園法や森林法との連携により、開発行為等を抑制し、豊かな生態系及び美しい山の景観の保全を図ります。
- 里エリアの大部分を占める山地は、開発行為や再生可能エネルギー利用発電施設などの工作物の適切な誘導を図るなど、背景の山並みとして、その保全を図ります。
- 二次林に覆われた里山では、農林業関連施策との連携により、二次的自然環境の持続的な利用を図るなど、農林業による山林景観の保全を図ります。

【自然豊かな河川景観の保全】

- 番匠川や北川などの河川では、豊かな河川環境及び生態系の保全により、山林や河川が織りなす美しい河川景観の保全を図ります。
- 渓谷の様々な地形が随所に見られる藤河内渓谷などの景勝地では、周辺の豊かな自然環境の保全とともに壮大で秘境性のある奇観の保全を図ります。

【歴史や文化を伝える景観の保全】

- 鷹鳥屋神社など豊かな自然と一体となっている社寺は、地域固有の景観資源であるため、その周辺の自然景観も含めた一体的な保全を図ります。
- 宇目・木浦地区では、鉾山集落として発展した集落の景観や集落を流れる水路の保全を図り、鉾山の風情を感じさせる街並み景観の保全を図ります。
- 佐伯神楽やすみつけ祭りなど地域の伝統的な祭事の保全及び継承を図ります。

【農林業による景観の保全】

- 農林業振興策などとの連携により、重要な景観資源である棚田やため池などの農業施設等の保全や耕作放棄地の活用を図り、豊かで美しい農林業による景観の保全を図ります。

基本方針2) 景観を「整える」

【農山村集落景観の形成】

- 農村集落では、周辺景観と調和した建築物や工作物、開発行為などの適切な誘導を図り、地域の生業を感じさせる美しくのどかな農山村集落景観の形成を図ります。
- 堅田や青山、木立では、周囲の自然景観を保全するとともに、建築物や工作物の適切な誘導を図るなど、自然景観と調和した農山村集落景観の保全を図ります。

【地域生活拠点景観の形成】

- 弥生や本匠、宇目、直川の地域生活拠点では、住宅、公共公益施設、生活利便施設などが立地する里エリアの生活拠点として、周囲の自然景観と調和したゆとりある景観形成を図ります。

基本方針3) 景観を「生かす」

【魅力的な視点場の活用】

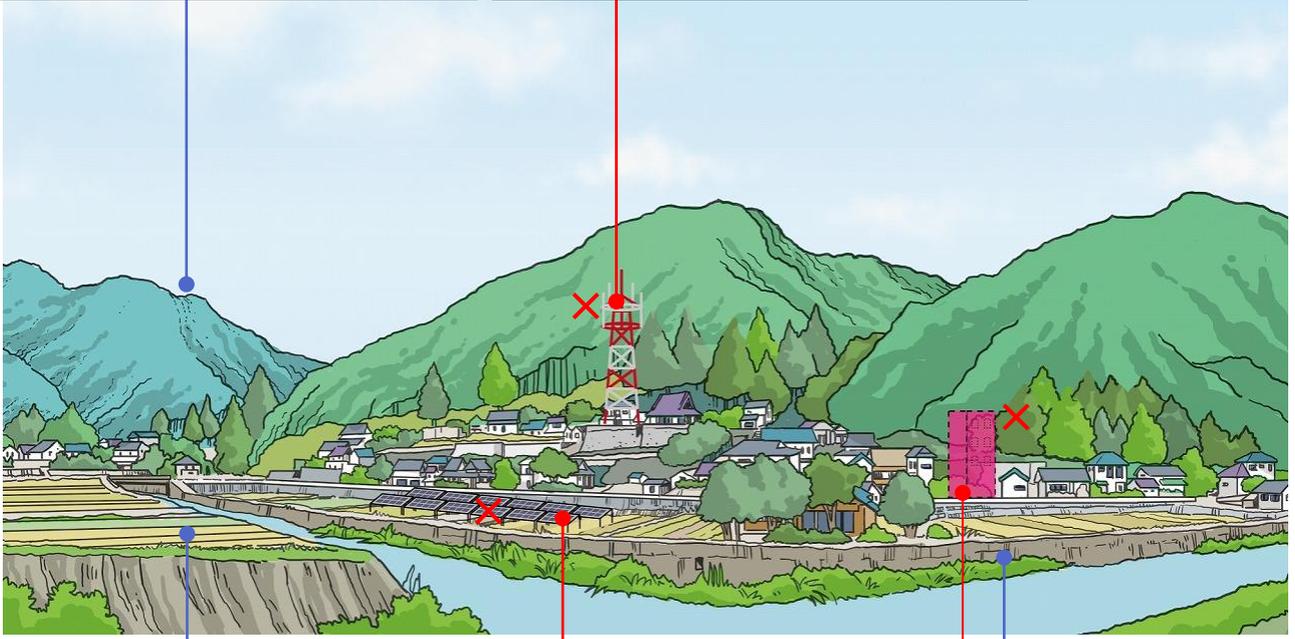
- 佩楯山などの良好な視点場や藤河内溪谷などの景勝地では、滞留空間としての整備やアクセスしやすい登山道の整備などにより、訪れやすい視点場の形成を進めます。

【景観に対する意識の共有に向けた取組の実施】

- 山林や河川など豊かな自然景観や農村集落景観が形成されている場所は、グリーンツーリズムなど地域の生業と連携した取組を推進します。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでの自然環境の保護や自然との共生の取組と連携し、景観形成につなげていきます。

・開発行為や工作物の適切な誘導による背景の山並みの眺望保全

・社寺など歴史的景観資源の保全及び周辺の景観を含めた一体的な保全



・農業施設等の保全や耕作放棄地の活用など豊かで美しい農林業による景観の保全

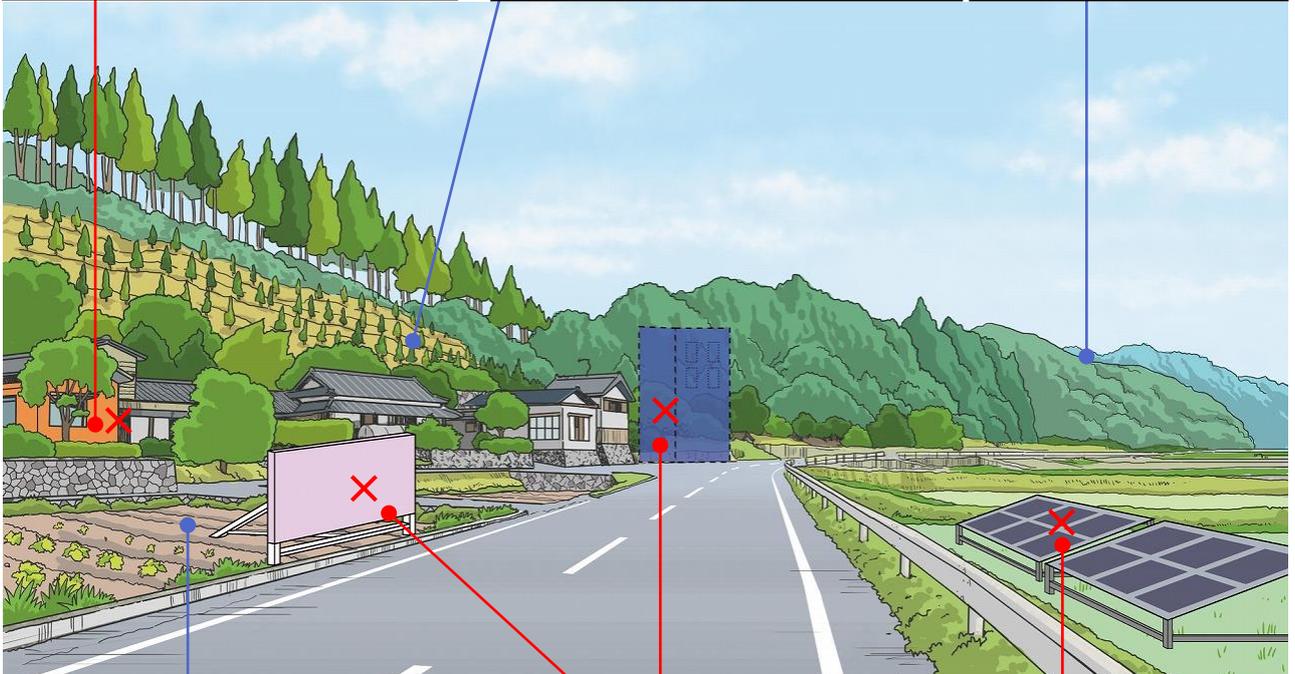
・建築物や工作物、開発行為などの適切な誘導による美しくのどかな農村集落景観の形成

・山林や河川が織りなす美しい河川景観の保全

・建築物や工作物、開発行為などの適切な誘導による美しくのどかな農村集落景観の形成

・二次的自然環境の持続的な利用を図るなど里山における山林景観の保全

・開発行為や工作物の適切な誘導による背景の山並みの保全



・農業施設等の保全や耕作放棄地の活用など豊かで美しい農林業による景観の保全

・建築物や工作物、開発行為などの適切な誘導による美しくのどかな農村集落景観の形成及び自然景観と調和した住宅地の景観形成

● : 配慮項目 ● : 未配慮項目

6-3. 浦エリアの基本方針

(1) 浦エリアの景観づくりの目標

浦エリアでは、複雑に入り組んだリアス海岸や砂浜海岸など多様で美しい海岸景観の保全とともに、沿岸部の自然との共生の中で育まれてきた漁業などの生業が調和した景観の保全・形成を目指します。

(2) 浦エリアの基本方針

基本方針1) 景観を「守る」

【多様な海・海岸景観の保全】

- 瀬会海岸や間越海岸、元猿海岸、波当津海岸などの砂浜海岸では、自然公園法との連携により、開発行為等を抑制し、海岸線や海域、松林、防風林などが織りなす多様で美しい海岸景観の保全を図ります。
- 天然記念物に指定されているカマエカズラ、アコウなどの地域固有の海浜植物など多様な生き物の生息環境の保全を図ります。
- 大入島・大島・屋形島・深島の4つの有人離島では、自然公園法との連携により、豊かな自然景観及び海域の保全を図ります。

【海岸に迫る山林景観の保全】

- 海岸に迫る山地では、開発行為や再生可能エネルギーの発電施設などの工作物の適切な誘導を図るなど、浦々の背景の山並みとして、その保全を図ります。

【河川景観の保全】

- 集落内を流れる小規模な河川では、河川環境の保全により、集落に潤いを与える河川景観の保全を図ります。
- 暁嵐の滝など急峻な山を流れ落ちる河川では、周囲の山林などを含めた豊かな河川環境及び生態系の保全により、山林や河川、岩肌が織りなす河川景観の保全を図ります。

【歴史や文化を伝える景観の保全・形成】

- 江武戸神社や弁天島天満社などの海辺の社寺や鶴御崎砲台跡などの戦争遺跡は、地域固有の景観資源であるため、その周辺の景観も含めた一体的な保全を図ります。
- 八幡五丁の市のジョーヤラや豊後二見ヶ浦のしめ縄張りなど、地域の伝統的な祭礼や行事の保全及び継承を図ります。

【漁業による景観の保全】

- 漁業振興策などとの連携により、水産業や暮らしの持続力を高め、重要な景観資源である養殖いかだや養殖小屋など水産関連施設の保全を図り、漁業による景観の保全を図ります。

基本方針2) 景観を「整える」

【漁村集落景観の形成】

- 漁村集落では、周辺景観に配慮した建築や工作物、開発行為などの適切な誘導を図り、海岸景観と調和した集落景観の形成を図ります。

【地域生活拠点景観の形成】

- 西上浦、灘、上浦、鶴見、米水津、蒲江、の地域生活拠点では、住宅、公共公益施設、生活利便施設などが複合する生活拠点として、海岸景観と調和したゆとりある景観の形成を図ります。

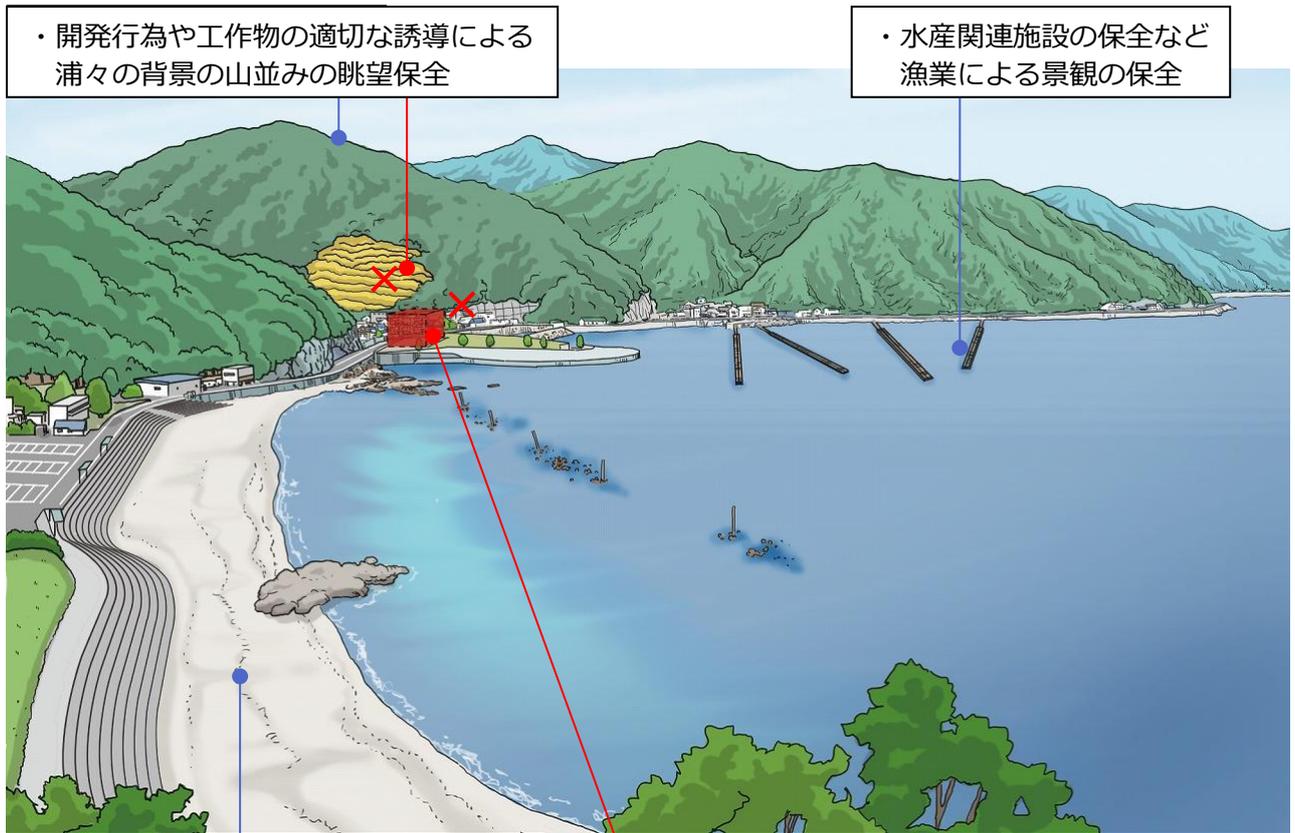
基本方針3) 景観を「生かす」

【魅力的な視点場の活用】

- 海岸や海を一望できる彦岳や遠見山、元越山などの良好な視点場及び豊後二見ヶ浦などの景勝地では、アクセスしやすい登山道や滞留空間の整備を進め、訪れやすい視点場の形成を図ります。

【景観に対する意識の共有に向けた取組の実施】

- リアス海岸や砂浜海岸など豊かな海岸景観や漁村集落景観が形成されている場所では、ブルーツーリズムなど地域の生業と連携した取組を推進します。
- 美しい景観を活用した九州オルレなどの取組と連携し、ルート of 修景整備や統一感のある案内標識のデザインを推進します。



・開発行為や工作物の適切な誘導による浦々の背景の山並みの眺望保全

・水産関連施設の保全など漁業による景観の保全

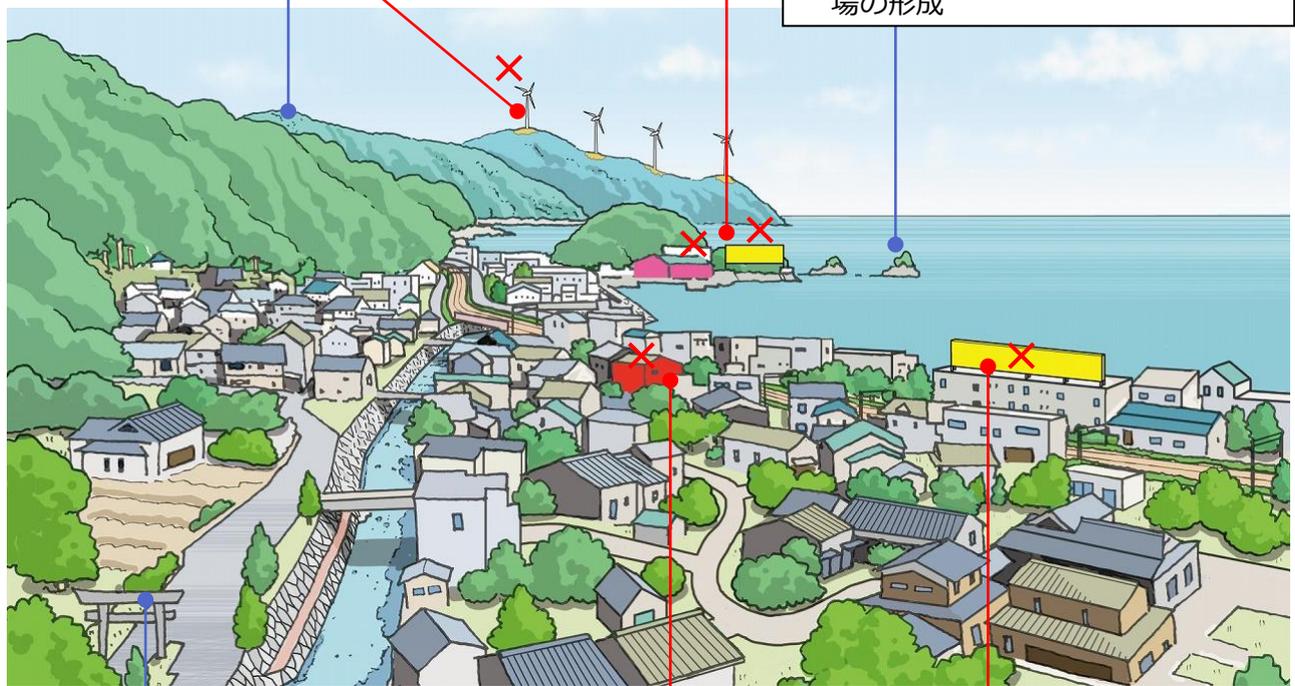
・自然公園法との連携による多様で美しい海岸景観の保全

・建築や工作物、開発行為などの適切な誘導による海岸景観と調和した集落景観の形成

・開発行為や工作物の適切な誘導による浦々の背景の山並みの眺望保全

・歴史的景観資源の保全及び周辺の景観を含めた一体的な保全

・自然公園法との連携による多様で美しい海岸景観の保全
・海岸や海を一望できる魅力的な視点場の形成



・社寺など歴史的景観資源の保全及び周辺の景観を含めた一体的な保全

・建築や工作物、開発行為などの適切な誘導を図り、海岸景観と調和した集落景観の形成

● — : 配慮項目 ● — : 未配慮項目

第7章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

7-1. 良好な景観形成のための行為の制限の考え方

本市の豊かな景観を保全し、良好な景観形成を進めていくため、本計画では行為の制限に関する事項を定めます。

行為の制限として、景観に与える影響が大きいと考えられる建築行為や開発行為等に対し、景観形成基準を定め、景観特性に応じた景観形成を推進します。

行為の制限の設定にあたっては、本市において既に施行されている以下の法令との整合や役割分担を考慮しながら、設定するものとします。

■ 施行されている法令によって規制されている事項

法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	・農用地区域内の開発行為 ・農地等の転用制限
農地法	農地	許可	・農地の転用 ・農地を転用するための権利設定又は移転
森林法	保安林	許可	・立木の伐採 ・土地の形質変更 など
	地域森林計画の対象となる民有林	許可	・10,000㎡以上の開発 ・流木の伐採
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	許可	・土木工事等を目的とした発掘行為
	史跡・名勝・天然記念物・有形文化財（建造物）	許可	・指定地内の現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為
大分県沿道の景観保全等に関する条例（沿道環境美化地区）	宇目・犬飼間沿道環境美化地区／上戸次・宗太郎峠間沿道環境美化地区	届出	沿道環境美化地区内で、次の行為を行う場合 ・大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転 ・大規模建築物等の外観の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵
大分県屋外広告物条例	市全域	許可	はり紙、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の掲示
自然公園法	祖母傾国定・日豊海岸国定公園に指定されている区域（特別地域・普通地域）	許可（特別） 届出（普通）	・工作物の新設、改築、増築 ・木材の伐採 ・鉱物、土石の採取 ・屋外広告物又はそれに類するものの掲示 ・土地の区画形質の変更 ・水面の埋立、干拓 など
大分県自然公園条例	祖母傾県立自然公園・豊後水道県立自然公園に指定されている区域（特別地域・普通地域）	許可（特別） 届出（普通）	・工作物の新設、改築、増築 ・木材の伐採 ・鉱物、土石の採取 ・屋外広告物又はそれに類するものの掲示 ・土地の区画形質の変更 ・水面の埋立、干拓 など
都市計画法	都市計画区域内	許可（開発許可）	3,000㎡以上の開発行為で、以下の建設を目的とした土地の区画形質の変更 ・建築物の建築 ・第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設 ・第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等） ※都市計画区域外は、10,000㎡以上

7-2. 景観計画区域の設定と考え方

(1) 区域設定の考え方

景観形成を進めるために、行為の制限などのルールを定める区域を設定する必要があります。区域設定にあたっては、「一般地域」、「景観形成重点地区」を設定します。

■ 区域区分と景観形成のイメージ

	一般地域	景観形成重点地区
定義	一定規模以上の行為に対して、市全域の景観を維持・向上させるために、最低限守るべきルールを定める地区	本市の象徴的な景観や良好な景観を形成しているため、地区の特性に合わせた、きめ細かなルールを定める地区
景観のイメージ	市全域の基本となる景観	市の象徴となる景観
方針	市全域を対象とした方針	地区別方針
景観形成基準	最低限守るべき基準	一般地域と同様の基準、又はきめ細かな基準

(2) 景観形成重点地区の指定

本市において、地域の誇りや象徴となる景観が既に形成されている地区など、本市の景観形成を進める上で重要な役割を担う地区を景観形成重点地区として位置づけます。

■ 景観形成重点地区の指定の要件

- ① 佐伯市を代表する良好な景観や眺望を有している地区
- ② 歴史的景観が残されており、その保全を必要とする地区
- ③ 観光や交流等の拠点として良好な景観形成を推進する必要がある地区
- ④ 人の生活と自然が一体となった景観が継承されている地区
- ⑤ 景観形成の取組が積極的に行われており、モデル地区として周囲への波及効果が期待される地区

7-3. 届出制度の仕組み

(1) 届出制度の仕組み

①事前協議と行為の届出

- 円滑な行為の実施や行為者と行政の共通認識による景観形成を進めるため、届出対象行為となる行為については、景観法に基づく届出に先立って、建築物・工作物等の基準に関する事前協議を行います。
- 事前協議を行った後に、行為の着手の30日前までに、景観法に基づく届出が必要となります。届出先は、景観行政団体の長である佐伯市長となります。

区域		景観誘導		届出対象行為	事前協議	届出
		方針	基準			
一般地域	市全域	○	○	・大規模な建築物の新築等 ・大規模な工作物の新設等 ・大規模な土地の区画形質の変更	必要	必要 (行為の着手の30日前まで)
	山際周辺地区	○	○	・建築物の新築等 ・工作物の新築等 ・大規模な土地の区画形質の変更		
	船頭町地区	○	○	・建築物の新築等 ・工作物の新築等 ・大規模な土地の区画形質の変更		
	日豊海岸地区	○	—※	(一般地域の届出対象行為と同様)		

※日豊海岸地区には、一般地域の景観形成基準が適用されます。

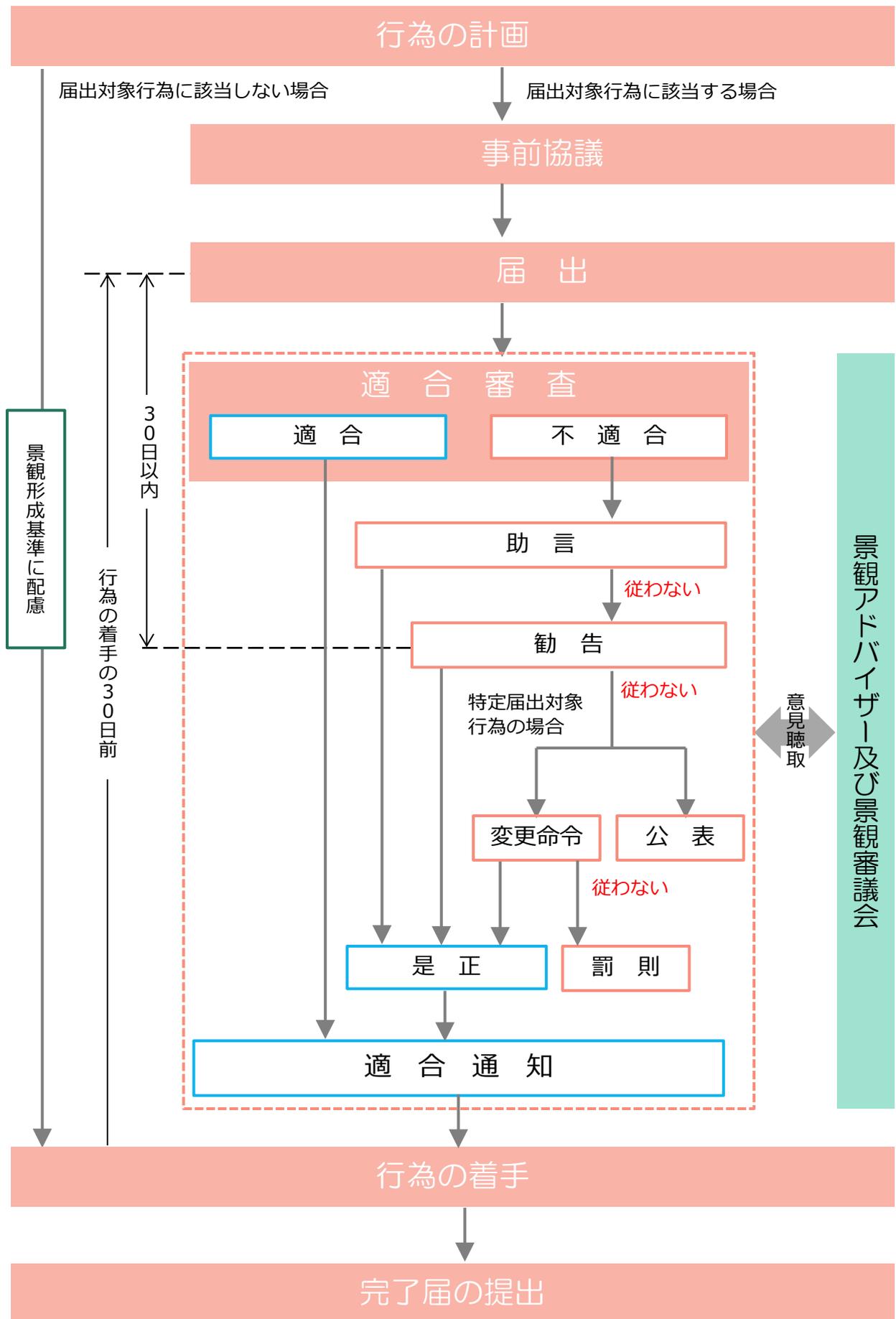
②届出の審査

- 届出が行われると、市の担当窓口で、景観形成基準との適合審査が行われます。
- 景観形成基準に不適合の場合は、届出者に対して、必要な措置を講ずるよう助言・勧告・変更命令を出すことができます。正当な理由がなく、勧告や変更命令に従わない場合は、氏名などの公表や罰則が発生します。
- 届出の行為が本市の景観に大きな影響を与えると考えられる場合、適合審査及び勧告、変更命令等において、景観アドバイザーや景観審議会の意見聴取を行います。

④完了届の提出

- 届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく行為完了の届出書を提出していただきます。

(2) 届出（・勧告）制度の流れ



7-4. 届出対象行為と景観形成基準（一般地域）

（1）届出対象行為と規模

①建築物

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ①高さが10mを超えるもの ②延床面積が500㎡を超えるもの

②工作物

対象行為	対象規模
工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	【垣、さく、塀、擁壁】 ：高さが2mを超えるもの
	【広告塔類】 ：高さが4mを超えるもの、又は表面積の合計が10㎡を超えるもの
	【煙突、鉄塔等、高架水槽等】 ：高さが10mを超えるもの
	【製造施設、遊戯施設、立体駐車場等】 ：高さが10mを超えるもの、又は築造面積が500㎡を超えるもの
	【太陽光発電施設、風力発電施設類その他これらに類するもの】 ：高さが10mを超えるもの、又は築造面積が500㎡を超えるもの

③土地の区画形質の変更

対象行為	対象規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの、かつのり面の高さ2mを超えるもの
木竹の伐採	当該変更に係る部分の土地の面積の合計が1,000㎡を超えるもの (林業の営み及び間伐や下刈等の維持管理のための行為を除く。)
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象面積が100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの (堆積期間が90日を超えるものに限る)

(2) 景観形成基準

- 景観形成基準は、届出対象行為についての景観計画及び景観条例への適合審査を行う際の判断基準となるものですが、届出対象行為だけに限らず、景観計画の区域内で行われるすべての行為において、最低限守ることが望まれる景観への配慮事項を具体的に示したものです。
- 本市においては、景観計画区域内を「街エリア」、「里エリア」、「浦エリア」の3つに区分し、それぞれのエリアについて、景観づくりの基本方針を定めていることから、景観形成基準への適合審査にあたっては、届出対象行為が位置するエリアの景観づくりの基本方針に適合しているかどうかの基本となります。
- 特に、基準に「周辺の景観に調和するよう配慮する」などと示している場合、「街エリア」では、周囲の街並み景観、「里エリア」では、山林景観や農村集落景観、「浦エリア」では、海岸景観や漁村集落景観など、以前から地域になじみ、親しまれてきた景観を基本とし、これに調和することを求めています。

また、「調和」とは、周囲から突出したものではなく、目立たせないようにすること、異質なものを持ち込まずに、違和感を与えないようにすることなど、大多数の人がその場所の景観が損なわれたと思わないようにすることです。

■ 景観形成基準（基本事項）

事項	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○エリア別の景観づくりの基本方針に沿った景観形成に配慮する。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行う。 ○行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。

■景観形成基準（建築物）

事項		景観形成基準						
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えない配置とする。 ○樹林地や河川、ため池、海岸等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 ○優れた眺望を有する視点場から海や山並みなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置とする。 ○歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。 ○周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。 						
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態意匠とする。 ○商業地では、低層部を開放感のある意匠とするなど、歩いて楽しめる街並みの形成に努める。 ○道路に面するオープンスペースは、街並みや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体性のある意匠とするよう努める。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。 ○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。 <p><色彩基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	6以下	その他	2以下
	色相	彩度						
	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	6以下						
その他	2以下							
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○柵や塀、門等を設置する場合は、生垣又は自然素材を用いるなど、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。 ○道路からの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなどの敷地内の緑化に努める。 							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に付帯する建築設備等については、道路など周囲からの見え方に配慮し、当該建築物や周辺の景観と調和するよう、位置や意匠、色彩に配慮する。 							

■ 景観形成基準（工作物）

事項		景観形成基準						
工作物	配置	<p>○道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</p> <p>○優れた眺望を有する視点場から海や山並みなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置とする。</p> <p>○歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</p>						
	高さ	<p>○背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。</p> <p>○周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</p>						
	形態意匠	<p>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態意匠とする。</p> <p>○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。</p>						
	色彩	<p>○色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。</p> <p>○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。</p> <p><色彩基準></p> <table border="1" data-bbox="438 1137 1390 1290"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	6以下	その他	2以下
	色相	彩度						
	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	6以下						
その他	2以下							
外構・緑化	<p>○道路からの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなどの敷地内の緑化に努める。</p> <p>○柵や塀、門等を設置する場合は、生垣又は自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。</p>							
その他	<p>○付帯設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。</p>							

事項		景観形成基準
太陽光発電設備、 風力発電設備類	配置・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の山並みや広がりのある景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模とするよう努める。特に、尾根線上や丘陵地、高台での設置は避ける。 ○道路や周囲からの見え方、周辺の景観との調和に配慮し、敷地境界からできるだけ後退させ、必要に応じ植栽などによる修景を施す。
	形態意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○各種発電設備の高さはできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 ○太陽光パネルや機器の色彩は、本来の素材色若しくは無彩色など、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度とし、低反射で模様が目立たないものを使用する。 ○太陽光パネルのフレームの色彩は、できるだけパネル部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度とし、低反射で模様が目立たないものを使用する。 ○パワーコンディショナーなど各種発電設備の付属設備の色彩は、施設本体及び周囲の景観と調和するものを使用する。

■ 景観形成基準（開発行為等、その他）

事項	景観形成基準
開発行為 及び土地の開墾、土 石の採取その他の土 地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○開発後の状態が、周辺の景観と調和するように配慮する。 ○既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。 ○のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。 ○通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採の面積は必要最小限とする。 ○地域のシンボルとなっている樹木の保全・活用に努める。 ○伐採後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。 ○通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。
屋外における土石、 廃棄物、再生資源そ 他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。 ○整然とした集積又は貯蔵とするよう努める。 ○通りや視点場から目立たないように、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。
水面の埋立て又は干 拓	<ul style="list-style-type: none"> ○水面の埋め立て又は干拓はできるかぎり行わないこととし、保全・活用に努める。 ○護岸等が生じる場合、形態、素材、在来種の植栽など周辺の自然景観との調和に配慮する。

第8章 地域に根ざした景観づくり(景観形成重点地区)

8-1. 山際周辺地区の景観づくり

(1) 山際周辺地区の現況

山際周辺地区は、江戸時代に毛利高政により、城山に築かれた豊後佐伯城の城下町として開かれました。地区内は、番匠川とその支川や堀、塁壁等で城下と城外に区割されており、城山には石垣が残され、麓には武家屋敷や白壁の続く街並みが形成されています。また、この地区には往時の地割がよく残り、武家屋敷や薬医門、石畳の道、白壁の土塀、背後の城山と一体となり、格調の高い歴史的な街並み景観を形成しています。



▲城山登山口



▲山際通り（佐伯城三の丸櫓門前）



▲山際通り（城下町観光交流館前）



▲汲心亭と安井



▲三ノ丸櫓門



▲薬医門



▲国木田独歩館



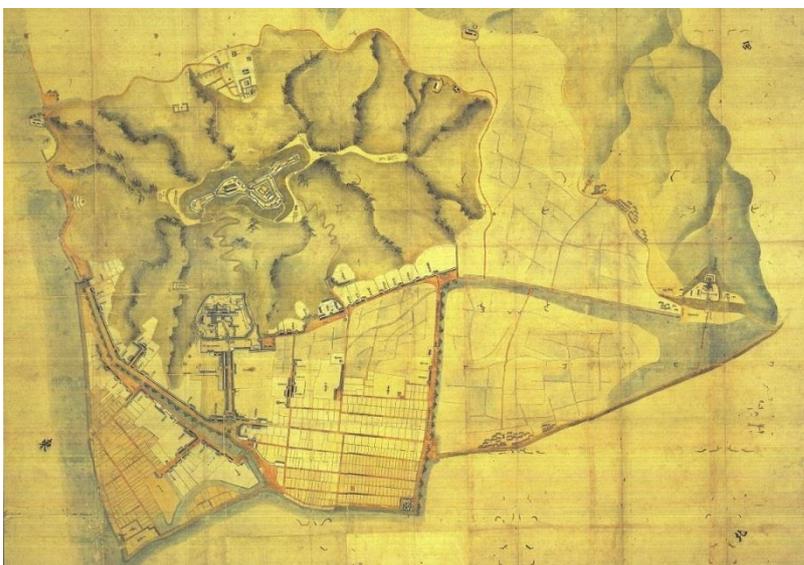
▲養賢寺



▲久成寺



▲善教寺



▲佐伯藩史料温故知新録二付図 御城並御城下絵図（元文三（1738）年）

（2）景観づくりの基本方針

①地区の背景となる緑豊かな城山の保全・活用

- 本市のシンボルであり、照葉樹林などの植生やムササビ・オオイタサンショウウオなど生物の生息域でもある城山景観保存地区では、「緑の基本計画」等と連携し、豊かな自然環境の保全を図ります。
- 城下町の背景となる城山の山並みを保全するため、無秩序な開発や建築物、工作物等の適切な誘導を図ります。
- 佐伯市のランドマークである城山の価値をさらに高めるために、佐伯城跡の石垣がある頂上部においては、自然環境と調和の取れた間伐及び剪定等を行い、石垣を見せることで更なる魅力づくりに努めます。
- 市街地を一望できる城山では、佐伯城跡など歴史的な景観資源と調和した滞留空間の整備やアクセスのしやすい登山道の整備などにより、魅力的な視点場の形成を進めます。

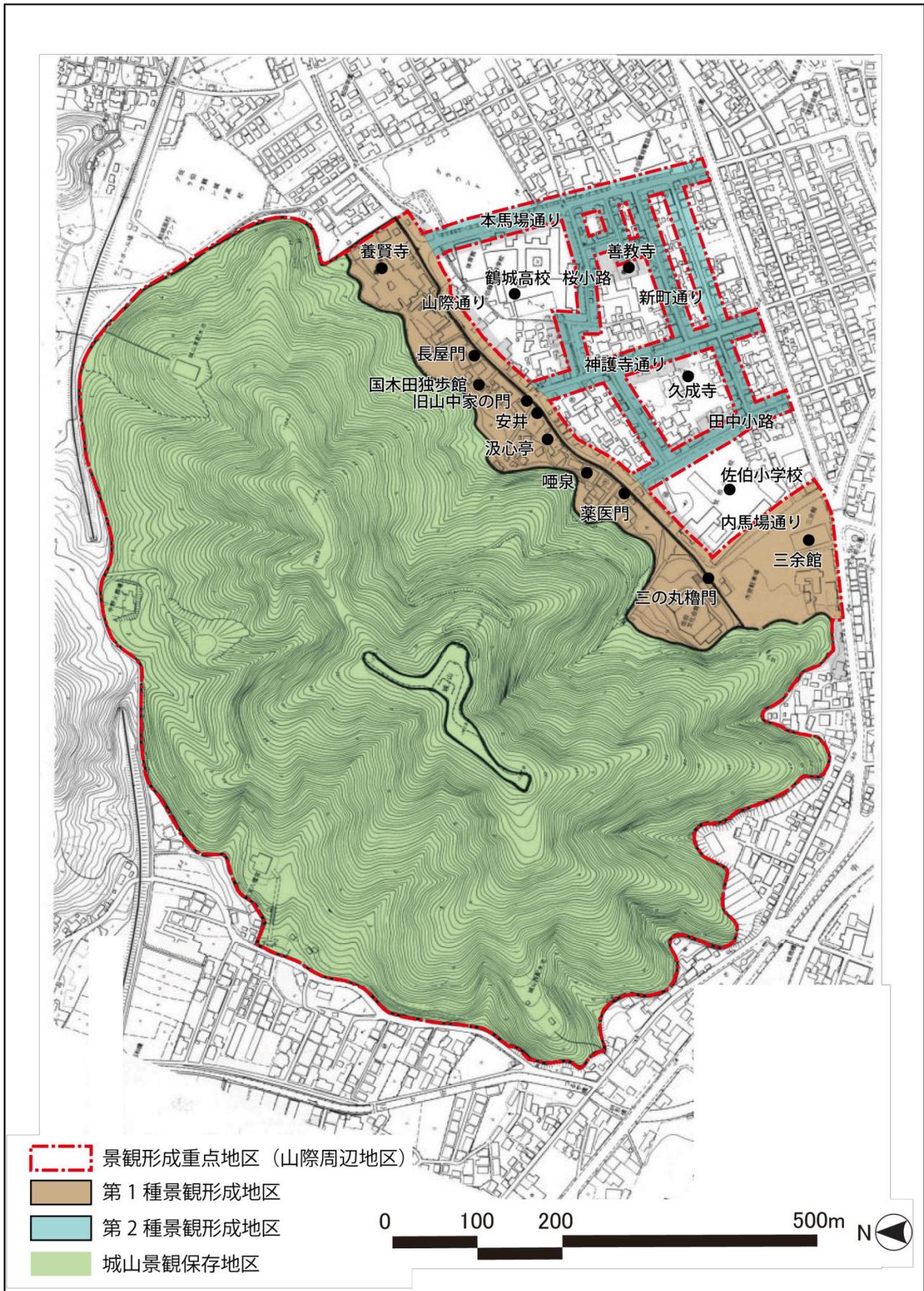
②武家屋敷の風情を残す歴史的街並み景観の保全・形成

- 佐伯城三の丸櫓門や薬医門、国木田独歩館などの伝統的な建造物、連続した白壁の保全を図るとともに、石畳の道など一体となった武家屋敷の風情の残る街並み景観の保全を図ります。
- 伝統的な建造物や背景の城山との調和に配慮した建築物や工作物の適切な誘導を図ります。
- 道路や公園などの公共空間では、歴史的な建造物と調和した空間の整備や街並みと調和した街灯の設置、電線・電柱の地中化など、武家屋敷の風情を演出する景観の形成に努めます。

③四季の彩りを感じる緑豊かな街並み景観の形成

- 養賢寺のイチヨウ、モチノキなど重要な景観資源である樹木の保護・保存に努めるとともに、山際通りの桜並木や紅葉など街路樹の適切な維持管理を継続し、四季の彩りを感じることができる街並み景観の保全・形成を図ります。

(3) 区域



▲山際周辺地区区域図

（４）届出対象行為と規模

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削 その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
木竹の伐採	当該変更に係る部分の土地の面積の合計が1,000㎡を超えるもの (林業の営み及び間伐や下刈等の維持管理のための行為を除く。)
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象面積が100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの（堆積期間が90日を超えるものに限る）

（５）景観形成基準

■景観形成基準（基本事項）

区分	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○景観づくりの基本目標、景観形成方針に沿った景観形成に配慮する。 ○届出対象となる行為は、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行う。 ○行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。

■景観形成基準（建築物）

区分	景観形成基準	
	第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
建築物 配置	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の街並みの壁面線を原則とする。 ○駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、塀・門扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の壁面や塀・門扉・生垣などを隣接する建物の壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。

■景観形成基準（建築物）

区分		景観形成基準		
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区	
建築物	高さ	○原則として2階以下とする。	○原則として2階以下とする。 ○やむを得ず3階以上とする場合は、通りに面した部分への下屋又は庇の設置や壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。	
	形態意匠・色彩	形状	○和風建築を基本とし、歴史的な街並みや伝統的建造物に配慮した形状とする。	○歴史的な街並みや伝統的建造物に配慮した形状とする。
		屋根及び庇	○屋根及び庇は、勾配屋根とし、周囲の建築物と調和した勾配とする。 ○構法は、日本瓦(黒、灰色)葺又はこれに類するものとする。	○屋根及び庇の形状は、勾配屋根、色は原則として黒又は灰色など周囲の建築物と調和したものとする。
		外壁・開口部	○外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。 ○外壁は、白又は濃い茶、黒などの落ち着いた色彩を基本とし、仕上げ材は、しっくいや木材などの自然素材又はこれに類するものとする。 ○建具は、茶や黒褐色などの落ち着いた色彩とする。	○外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。 ○仕上げ材は、周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものとする。 ○色彩は、白、黒、濃い茶を基調とする。 ○建具は、茶や黒褐色などの落ち着いた色彩とする。
建築設備等	○空調機等の建築設備が、通りから容易に見える位置に露出しないものとする。 ○やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。 ○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。	○空調機等の建築設備が、通りから容易に見える位置に露出しないものとする。 ○やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。 ○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。		

■景観形成基準（建築物）

区分		景観形成基準	
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
建築物	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内緑化に努める。 ○景観を損なう恐れのある建物、敷地の修景のため樹木の植栽、補植に努める。 ○駐車場は、山際通りから容易に見える位置に露出しないものとする。 ○やむを得ず設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなどの敷地内の緑化に努める。 ○駐車場を設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないよう努める。

○建築物（国道217号沿い）

国道217号沿いで行われる届出対象行為（建築物）については、下記の「配置」及び「建築設備等」、「外構・緑化」に関する基準を適用するものとし、それ以外については、一般地域の景観形成基準を適用するものとする。

区分		景観形成基準	
建築物	配置	○通りに面する部分については、塀・門扉・生垣などを隣接する建物の壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。	
	高さ	※一般地域の景観形成基準と同様の基準とする。	
	形態意匠	※一般地域の景観形成基準と同様の基準とする。	
	色彩	※一般地域の景観形成基準と同様の基準とする。	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○空調機等の建築設備が、通りから容易に見える位置に露出しないものとする。 ○やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。 ○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。 	
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなどの敷地内の緑化に努める。 ○駐車場を設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。 		

■景観形成基準（工作物）

○工作物全体

区分		景観形成基準	
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
工作物	配置	○通りからの見え方に配慮した配置とする。 ○伝統的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。	○伝統的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。
	高さ	○背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。	○背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。
	形態意匠	○伝統的建造物の意匠等と調和した形態意匠となるよう配慮する。 ○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないように配慮する。	○伝統的建造物の意匠等と調和した形態意匠となるよう配慮する。 ○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないように配慮する。
	色彩	○白又は濃い茶、黒など彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物との調和に配慮する。	○彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物との調和に配慮する。
	塀・柵	○山際通りは、伝統的様式及びこれに準じたものとし、その他は和風デザインと調和するもの又は生垣とする。 ○ブロック塀は、禁止する。 ○塀の色彩は、白、黒、濃い茶、柵の色彩は、黒、濃い茶を基調とする。	○ブロック塀は避け、和風デザインと調和するもの又は生垣とする。

○特定工作物

区分		景観形成基準	
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
特定工作物	擁壁	○原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。	○擁壁が生じるような地形の変更はできるかぎり行わない。 ○やむを得ず擁壁を設ける場合は、石貼り又は植栽で表面を覆うこととする。
	広告物	○看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観を損なわないよう配慮する。 ○自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ○電柱の巻きつけ広告は、禁止する。	○看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観を損なわないよう配慮する。 ○自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ○電柱の巻きつけ広告は、禁止する。

○特定工作物

区分		景観形成基準	
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
特定工作物	ごみ集積所	○ごみ集積所を設置する際には、公道等からの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。	○ごみ集積所を設置する際には、公道等からの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。
	自動販売機	○通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。	○通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。

■景観形成基準（開発行為等、その他）

区分	景観形成基準	
	第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	○原則として土地の形質の変更は行わない。 ○土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないものとする。	○土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないよう努める。
木竹の伐採・植栽	○歴史的景観と一体をなす樹木の保存に努める。	○歴史的景観と一体をなす樹木の保存に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。 ○通りから目立たないよう、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。	○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。 ○通りから目立たないよう、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。

- ・和風建築を基本とした歴史的な街並みや伝統的建造物への配慮
- ・勾配屋根、日本瓦葺の屋根
- ・落ち着いた色彩及び自然素材の仕上げ材を用いた外壁及び建具

- ・既存樹木の保全による敷地内の緑化



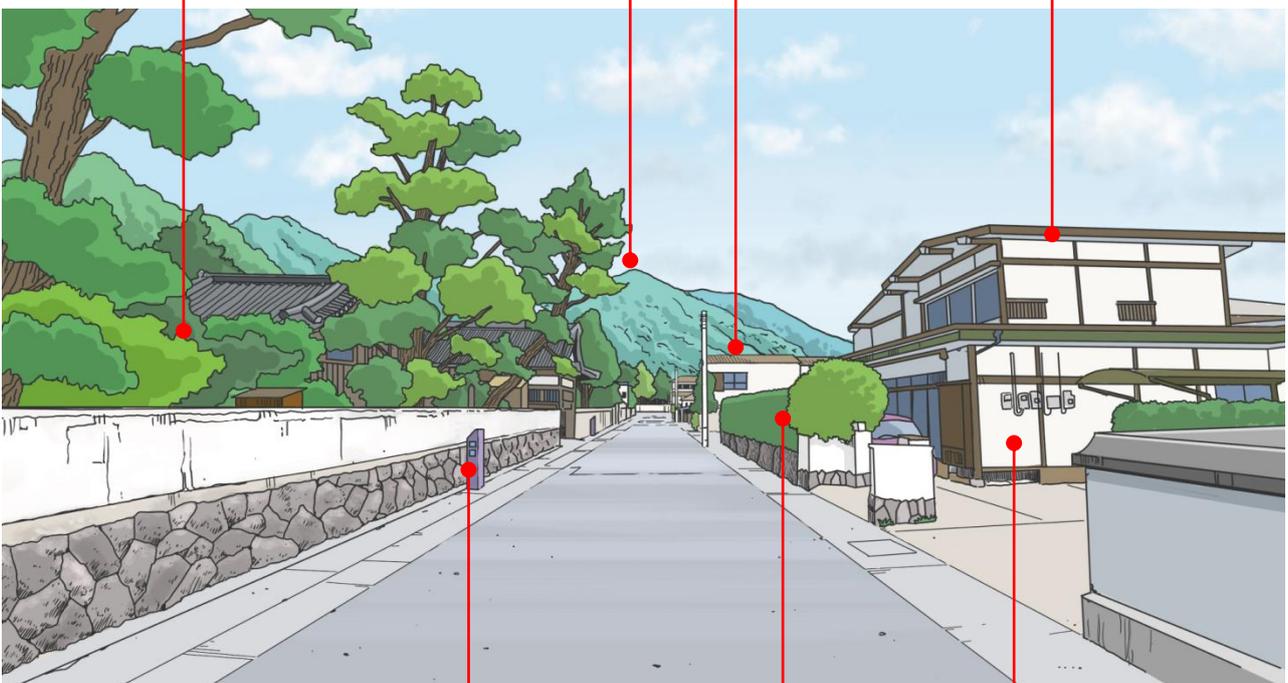
- ・伝統的様式の白壁の塀
- ・街並みの壁面線の統一

- ・周辺の歴史的景観や建築物との調和に配慮された付属屋
- ・出入口は板戸又は格子戸にするなど建物の外壁に調和した車庫

- ・建物、敷地の修景のため樹木の植栽

- ・背景となる山並みの稜線への配慮及び眺望の保全

- ・歴史的景観と調和した建築物の意匠
- ・切妻による傾斜屋根



- ・伝統的建造物と調和した形態・意匠の工作物の設置

- ・生垣の設置
- ・生垣で修景した駐車場

- ・白色を基調とした外壁
- ・木製の建具

8-2. 船頭町地区の景観づくり

(1) 景観づくりの現況

豊後佐伯城の城下町に品物をおろす商人の町として栄えた船頭町地区には、現在も、住吉御殿や大日寺などの神社・仏閣や昔ながらの商店、旅館、酒造所などの通りを象徴する建造物や船着き場跡などが残されており、商人町の風情を感じることのできる景観が形成されています。

また、こうした景観を生かすための通りの整備など地域住民と市の協働による景観形成が行われています。



▲京町通り



▲京町通り



▲本丁通り



▲住吉神社



▲住吉御殿



▲札場広場



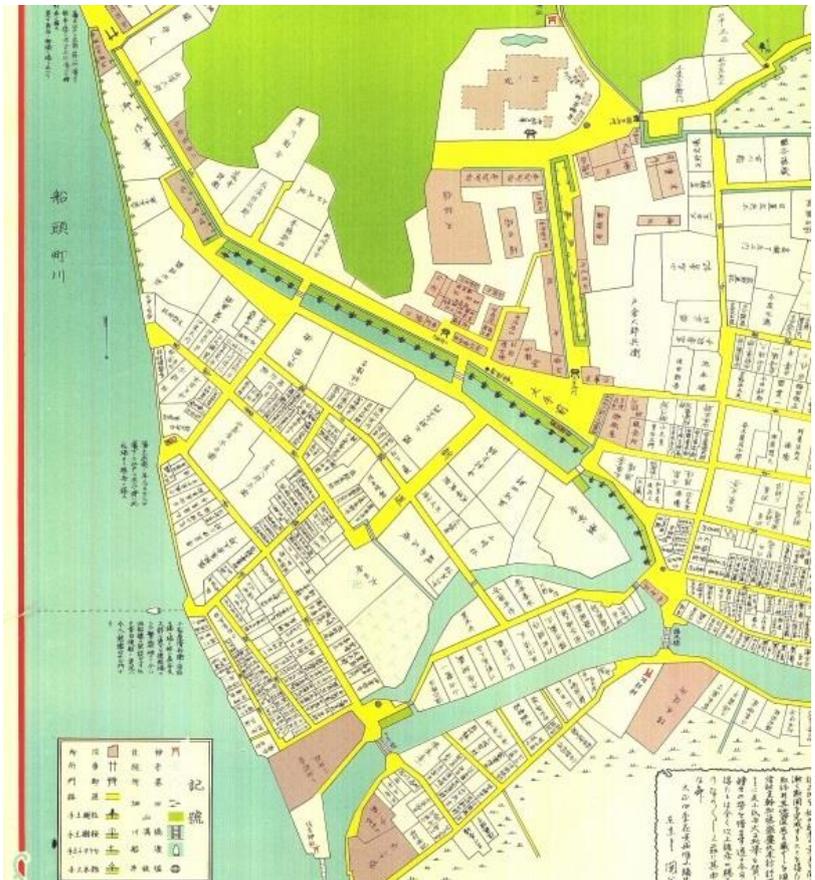
▲大日寺



▲中江川沿いの桜並木



▲住吉ロータリーのクスノキ



▲明治四年頃佐伯藩時代屋敷図（船頭町地区抜粋）

（２）景観づくりの基本方針

①商人町の風情の残る街並み景観の保全・形成

- 昔ながらの商店、旅館、酒造所などが今現在も数多く存在し、商人町の風情が色濃く残る街並み景観の保全を図ります。
- 住吉御殿や大日寺など歴史的な景観資源については、重要な景観資源として、その保全を図ります。
- 歴史的な建造物と調和した形態意匠や壁面位置を統一する配置など、建築物や工作物等の適切な誘導を図ります。
- 道路や公園、河川などの公共空間では、歴史的な建造物と調和した空間の整備や街並みと調和した街灯の設置、電線・電柱の地中化など、商人町の風情を演出する景観の形成に努めます。

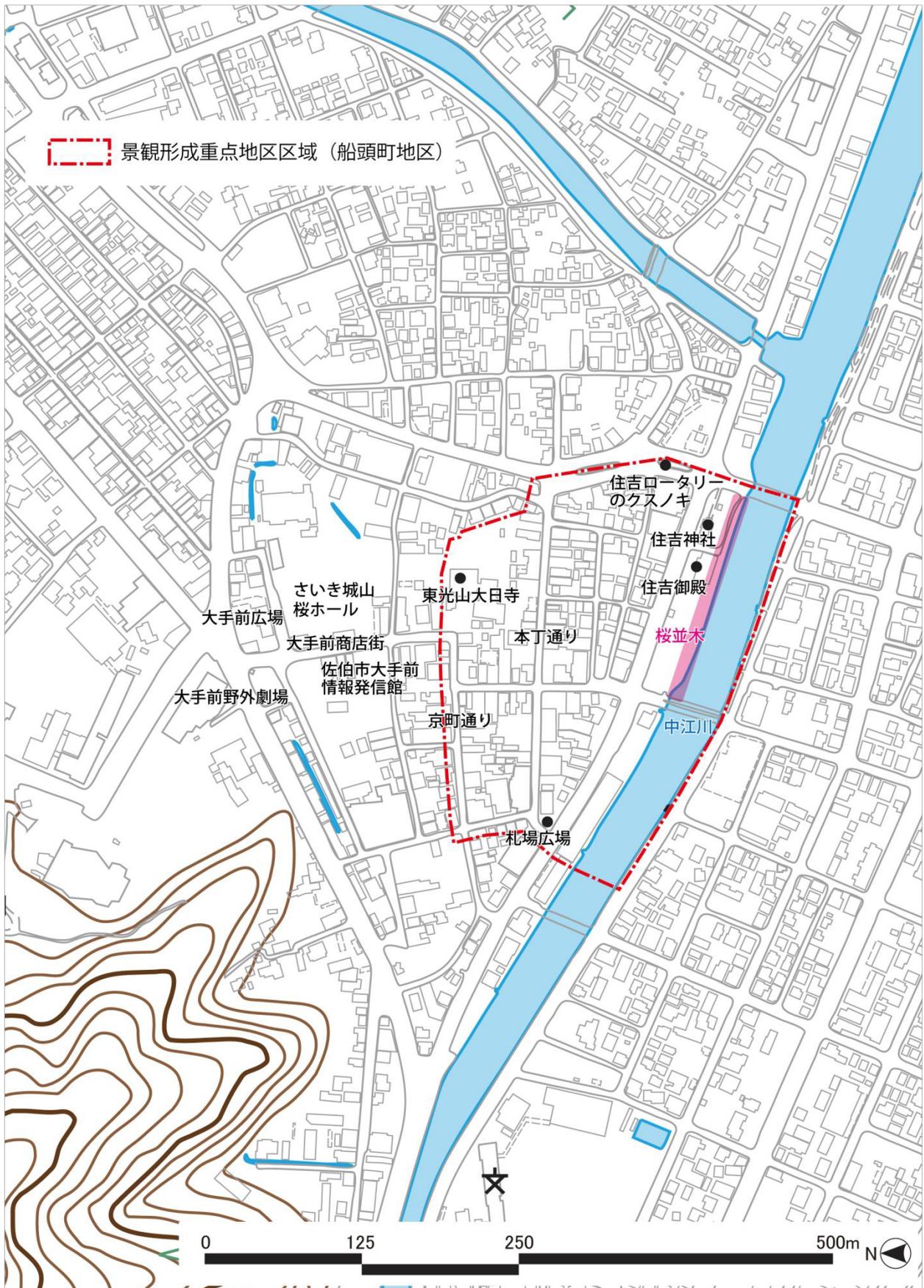
②四季の彩りを感じる緑豊かな景観の形成

- 県指定の特別保護樹木に指定されている住吉ロータリーのクスノキなど重要な景観資源である樹木の保護・保存に努めるとともに、中江川沿いの桜並木など街路樹の適切な維持管理を継続し、四季の彩りを感じることができる街並み景観の保全・形成を図ります。
- 歩行者からの眺めに配慮し、敷地内緑化等による通りの彩りを演出する工夫を施し、通りの魅力の向上を図ります。

③歴史的な街並み景観を生かしたまちづくりの推進

- 地域で活発に行われているまちづくり活動と景観を守り、育てる取組を連携し、歴史的な街並み景観の活用を図ります。
- 地域内の空き家や空き店舗、空き地などの遊休不動産の適正な維持管理を図り、地域のまちづくりへの活用を図ります。
- わかりやすい案内サインの設置や通りの景観整備、人を呼び込む工夫など来訪者が足を運びたくなる景観形成を図ります。

(3) 区域



▲船頭町地区区域図

（４）届出対象行為と規模

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積が
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	3,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象面積が100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの（堆積期間が90日を超えるものに限る）

（５）景観形成基準**■景観形成基準（基本事項）**

区分	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○景観づくりの基本目標、景観形成方針に沿った景観形成に配慮する。 ○届出対象となる行為は、周辺の歴史的な景観になじむよう調和に向けた努力を行う。 ○行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。

■景観形成基準（建築物）

区分	景観形成基準	
建築物	配置	○京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りに面する建物の壁面の位置は、通りの壁面線に揃える。やむを得ず駐車スペース等を確保するため建築物を後退させる場合は、塀・門扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。
	高さ	○原則として2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合には、通りに面した部分への下屋又は庇の設置や壁面に工夫を凝らすなど、街並みの連続性を保つよう努める。

■景観形成基準（建築物）

区分		景観形成基準						
建築物	形状	○周囲の建築物との調和に配慮した形態及び意匠とする。						
	形態意匠 屋根・外壁・開口部	<p>○外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。</p> <p>○仕上げ材は、周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものとする。</p> <p>○屋根・外壁は、色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、過度の装飾を避け、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</p> <p>○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。</p> <p><色彩基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	4以下	その他	2以下
	色相	彩度						
R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	4以下							
その他	2以下							
建築設備等	<p>○空調機等の建築設備が、通りから容易に見える位置に露出しないものとする。やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。</p> <p>○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、通りから容易に見える位置に露出しないものとする。やむを得ず設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。</p>							
外構・緑化	<p>○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなどの敷地内の緑化に努める。</p> <p>○駐車場及びカーポートは、京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りから容易に見える位置に露出しないものとする。やむを得ず設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</p>							

■景観形成基準（工作物）

○工作物全体（特定工作物を除く）

区分		景観形成基準
工作物	配置	<p>○京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りからの見え方に配慮した配置とする。</p> <p>○歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</p>
	高さ	○背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。
	形態意匠	<p>○周囲の歴史的な街並みと調和した形態となるよう配慮する。</p> <p>○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないように配慮する。</p>

■景観形成基準（工作物）

○工作物全体（特定工作物を除く）

区分		景観形成基準				
工作物	色彩	○色彩は、色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、過度の装飾を避け、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。				
		○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。				
		<色彩基準>				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	4 以下
色相	彩度					
R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）	4 以下					
その他	2 以下					

○特定工作物

区分		景観形成基準
特定工作物	広告物	○看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観に支障のないよう配慮する。 ○自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ○電柱の巻きつけ広告は、禁止する。
	ごみ集積所	○京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りに面して、ごみ集積所を設置するには、通りからの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。
	自動販売機	○京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。

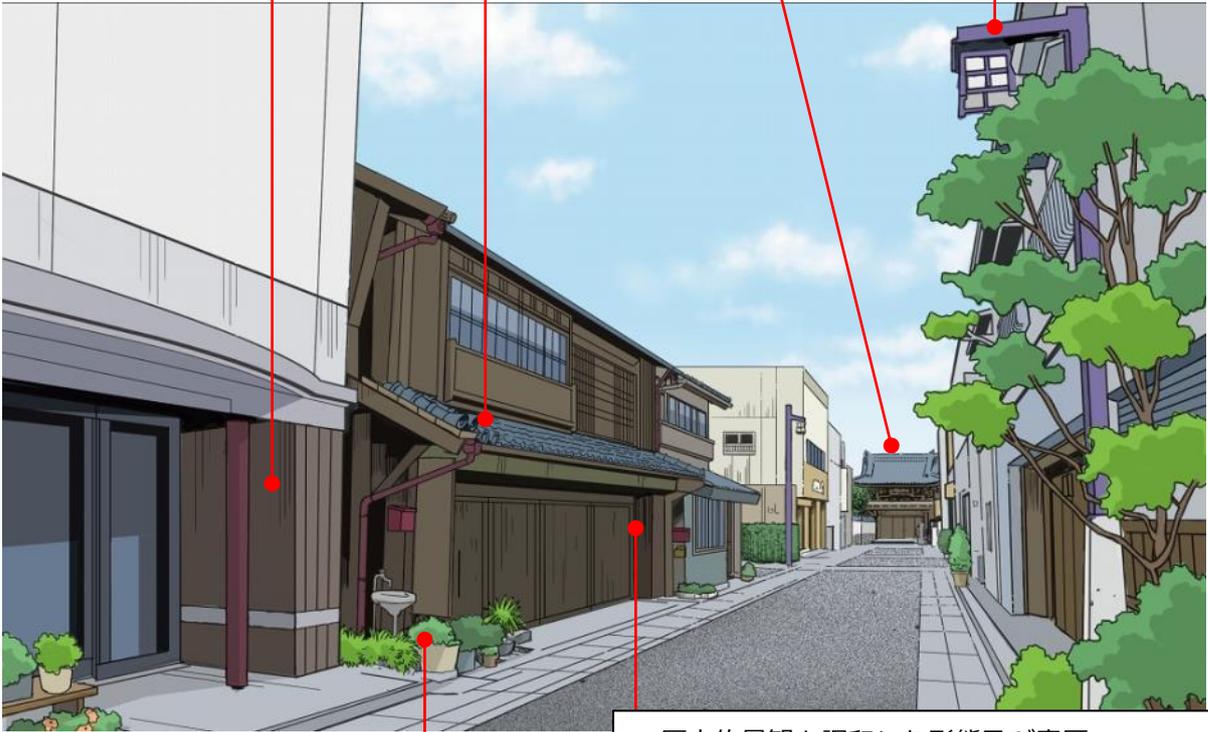
■景観形成基準（開発行為等、その他）

区分	景観形成基準
開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	○原則として土地の形質の変更は行わない。 ○土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。 ○通りから目立たないように、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化・美化に努める。

- ・街並みの連続性に配慮した壁面への工夫
- ・街並みの連続性に配慮した軒や庇の設置

- ・重要な景観資源の保全

- ・歴史的な街並みに調和した形態・色彩の工作物



- ・建物の壁面の位置の統一

- ・歴史的景観と調和した形態及び意匠
- ・落ち着いた材質感の仕上げ材を用いた外壁及び開口部の建具

- ・生垣又は木柵の設置など周辺の景観との調和に配慮した駐車場

- ・歴史的な街並みに調和した形態・色彩の工作物

- ・歴史的景観と調和した形態及び意匠
- ・落ち着いた材質感の仕上げ材を用いた外壁及び開口部の建具



- ・建築物や周辺景観との調和に配慮した意匠・色彩の付帯設備

- ・建物の壁面の位置の統一及び塀・門扉・生垣などの設置による街並みの連続性への配慮

8-3. 日豊海岸地区の景観づくり

(1) 日豊海岸地区の現況

日豊海岸地区は、日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園に指定されており、リアス海岸の雄大で美しい海岸景観が形成されています。本市のリアス海岸は、白砂青松の砂浜海岸や柱状節理の岩礁など変化に富んだ海岸で構成されており、多様な海岸景観が形成されています。

本市には、大入島・大島・屋形島・深島の4つの有人離島があり、これらの離島は、急峻な山地で一面が覆われており、複雑なリアス海岸のわずかな平坦地に集落が形成されています。

離島や沿岸部の山地の山頂付近は、リアス海岸や集落などを一望できる良好な視点場となっています。



▲瀬会海岸（上浦）



▲元猿海岸（蒲江）



▲葛原海岸（蒲江）



▲下梶寄海岸（鶴見）



▲中越海岸（鶴見）



▲深島の岩礁



▲たかひら展望公園から見た元猿湾



▲元越山から見た米水津湾

（2）景観づくりの基本方針

①多様な海・海岸景観の保全

- 浦工エリアの基本方針に基づき、自然公園法との連携により、海岸線や海域、松林、防風林などが織りなす多様で美しい海岸景観の保全を図ります。特に、「重要な海岸景観を有する場所」では、日豊海岸地区を代表する景観資源であるため、その周辺の景観を含めた一体的な保全を図ります。
- 大入島・大島・屋形島・深島の4つの有人離島では、自然公園法との連携により、豊かな自然景観及び海域の保全を図ります。
- 海岸線や山地における開発行為、再生可能エネルギー利用発電施設などの工作物の設置については、関係機関及び地域住民との丁寧な協議を行った上で、適切な誘導を図り、海・海岸景観及び背景となる山並み景観の保全を図ります。

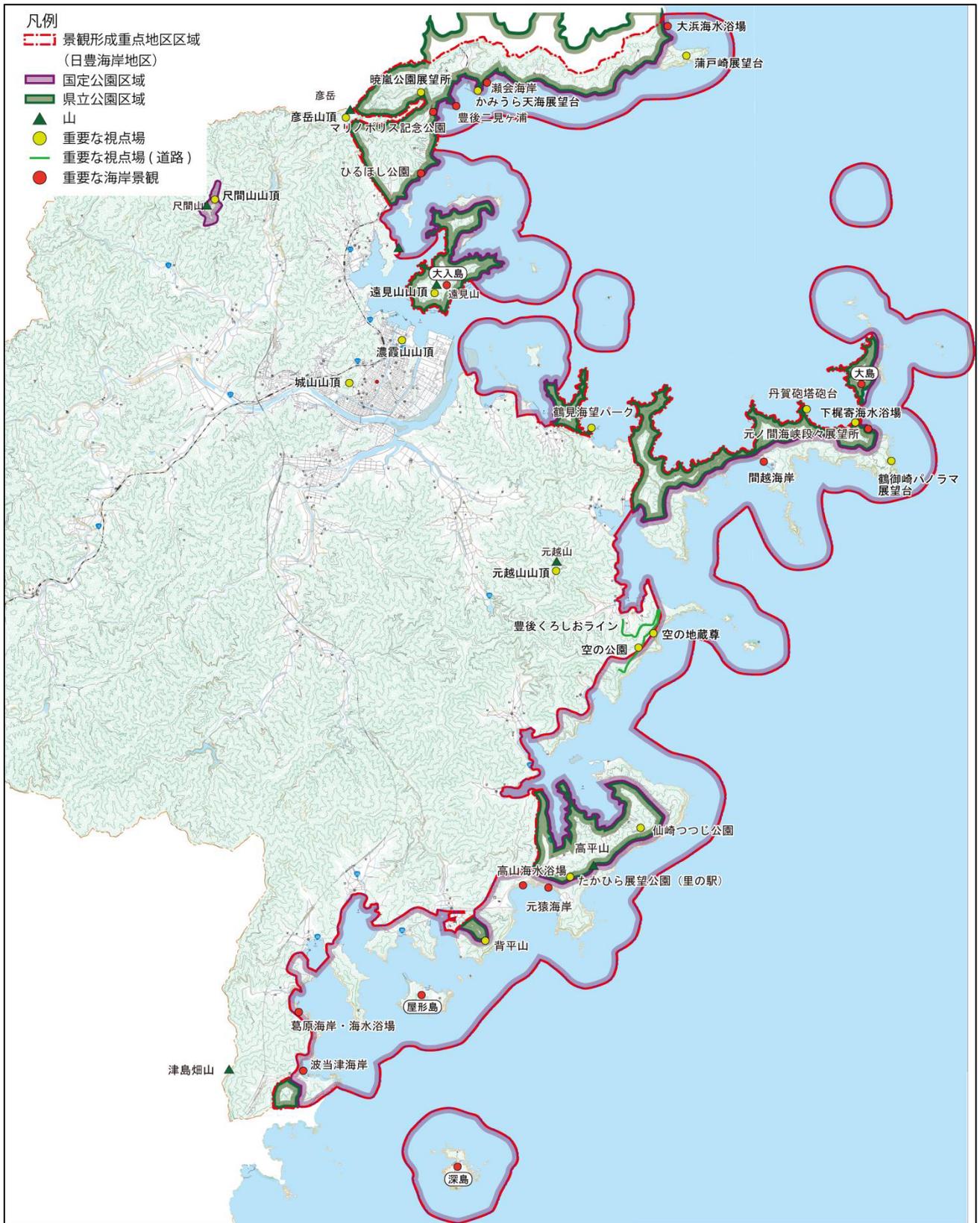
②美しい海・海岸線に配慮した景観の形成

- 沿岸の集落及び港などの人が生活する場所では、周辺景観に配慮した建築物や工作物、土石・廃棄物、開発行為などの適切な誘導を図るなど、美しい海・海岸線と調和した景観の形成を図ります。
- 尺間山山頂や彦岳山頂などの「重要な視点場」からの眺望に配慮し、建築物や工作物、開発行為などの適切な誘導を図るなど、美しい眺望を有する視点場の形成を図ります。
- 海岸線と並行する道路では、海や海岸への眺望に配慮した道路及び付帯設備等の適切な維持管理を図り、海や海岸を眺望できる魅力的な視点場の形成を図ります。

③多様な海・海岸景観の活用

- 波が打ち寄せる岩場や白砂青松の浜など美しい海岸景観を眺望できる視点場において、多くの人々が親しむことができるよう自然公園としての保全を図りつつ、積極的な活用、整備を図ります。
- リアス海岸や砂浜海岸など豊かな海岸景観や漁村集落景観が形成されている場所では、ブルーツーリズムなど地域の生業と連携した取組を推進します。
- 美しい景観を活用した九州オルレなどの取組と連携し、ルートの修景整備や統一感のある案内標識のデザインの検討などを推進します。

(3) 区域



▲日豊海岸地区区域図

第9章 良好な景観形成のためのその他の必要事項

9-1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成を進める上で、重要な景観資源となっている建造物や樹木については、景観法に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することができます。これらに指定された建造物や樹木については、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関する許可などが必要となるなど、景観資源としての保全及び継承を図ることができます。そのため、景観重要建造物や景観重要樹木の積極的な指定を検討し、本市の景観形成を推進します。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

地域の自然・歴史・文化・暮らしの観点から、高い価値を有し、地域の景観の特性が外観に表れており、道路その他の公共の場所から容易に眺めることができる建造物を景観重要建造物に指定します。指定にあたっては、下記の項目に該当する建造物を景観重要建造物候補とし、景観審議会の意見聴取を行った上で、建造物の所有者と協議し、合意を得た上で景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定の要件】(案)

下記の項目に該当し、道路その他の公共の場所から容易に眺めることができると認められるものの指定を検討します。

1. 地域の自然・歴史・文化・暮らしの観点から、高い価値を有し、景観の特性が外観に表れているもの。
 - 【街エリア】
 - 城下町や商人町の風情を残す重要な景観資源となっている建造物
 - 近代の歴史を表す重要な景観資源となっている建造物
 - 【里エリア】
 - 農村集落の歴史や伝統的な建築様式を表し、重要な景観資源となっている建造物
 - 近代の歴史を表す重要な景観資源となっている建造物
 - 【浦エリア】
 - 漁村集落の歴史や伝統的な建築様式を表し、重要な景観資源となっている建造物
 - 近代の歴史を表す重要な景観資源となっている建造物
2. 本市又は地域のシンボルとして、市民に親しまれているもの。
3. 景観形成重点地区内にあり、地域の景観まちづくりを推進する上で重要な資源となっているもの。
4. 市民ワークショップにおいて、重要な景観資源として名前が挙げられているもの。

【景観重要建造物の候補】

指定者区分	種別区分	名称	所在地	9地域	指定要件の該当
国	有形文化財	旧佐伯海軍航空隊掩体壕	東浜	佐伯	
	登録有形文化財	豊後水道海事博物館	梶寄浦	鶴見	
		渡り鳥館	梶寄浦	鶴見	
		豊後水道海事博物館塀	梶寄浦	鶴見	
県	有形文化財	十三重塔	上岡	佐伯	2
		佐伯城三の丸櫓門	大手町	佐伯	1、2
市	有形文化財	旧坂本家住宅	城下東町	佐伯	1、3
		毛利家御居間	大手町	佐伯	1
		三府御門	大手町	佐伯	1
		石躰神社鳥居	蒲戸	上浦	1
		愛宕神社鳥居	蒲戸	上浦	1
		瀧三柱神社鳥居	浅海井	上浦	1
		小林九左衛門の廟	井崎	弥生	1
		西運寺山門	井崎	弥生	1
		宇藤木橋	尺間	弥生	1
		月形の鴟尾神社社殿	月形	直川	1
	千又の愛宕神社社殿	千又	直川	1	
史跡	安井(あんせい)	城下西町	佐伯	1、3	
指定なし	土屋家の薬医門、土蔵、主屋	城下西町	佐伯	1、3	
	旧秋山家の薬医門	城下西町	佐伯	1、3	
	旧山中家の門	城下西町	佐伯	1、3	
	川野(キ)家の主屋		佐伯	1、3	
	坂本家の主屋、土蔵	城下東町	佐伯	1、3	
	管家の長屋門、主屋		佐伯	1、3	
	養賢寺の三門、庫裏、鐘楼、土蔵、禅堂、位牌堂	城下東町	佐伯	1、3	
	久成寺の門	城下西町	佐伯	1、3	
	旧元甫堂の門	城下東町	佐伯	1、3	
	善教寺の門、鐘楼、本堂	城下東町	佐伯	1、3	
	潮谷寺	大手町	佐伯	2	
	大日寺	船頭町	佐伯	3、4	
	五所明神社	臼坪	佐伯	4	
	大宮八幡神社	戸穴	佐伯	4	
	弁天島天満社	猪串浦	蒲江	4	
	東光寺	蒲江浦	蒲江	4	
	江武戸神社	畑野浦	蒲江	4	
	養福寺	浦代浦	米水津	4	
	熊野社	木浦	宇目	4	
	住吉御殿	船頭町	佐伯	1	

※国指定の文化財は、文化財保護法により、保護されているため、参考として掲載

(2) 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然・歴史・文化・暮らしの観点から、高い価値を有し、地域の景観の特性が樹容に表れており、道路その他の公共の場所から容易に眺めることができる建造物を景観重要樹木に指定します。

指定にあたっては、下記の項目に該当する樹木を景観重要樹木候補とし、景観審議会の意見聴取を行った上で、建造物の所有者と協議し、合意を得た上で景観重要建造物に指定します。

【景観重要樹木の指定の要件】(案)

下記の項目に該当し、道路その他の公共の場所から容易に眺めることができると認められるものの指定を検討します。

1. 地域の自然・歴史・文化・暮らしの観点から、高い価値を有し、景観の特性が樹容に表れているもの。
【街エリア】
 - 歴史的な街並みにおいて、シンボルとなっている樹木
 - 佐伯五山などの社寺において、シンボルとなっている建造物【里エリア】
 - 農村集落や集落内の社寺において、シンボルとなっている樹木【浦エリア】
 - 漁村集落や集落内の社寺において、シンボルとなっている樹木
2. 景観形成重点地区内にあり、地域の景観まちづくりを推進する上で重要な資源となっているもの。
3. 市民ワークショップにおいて、重要な景観資源として名前が挙げられているもの。

【景観重要樹木の候補】

指定者区分	種別区分	名称	所在地	地域	指定要件の該当
国	天然記念物	堅田郷八幡社のハナガガシ林	下城	佐伯	
県	天然記念物	五所明神のナギ	臼坪	佐伯	1
		城八幡社の自然林	下城	佐伯	1
		最勝海浦のウバメガシ林	福泊	上浦	1
		洞明寺のナギ	江良	弥生	1
		八坂神社のハナガガシ林	江良	弥生	1
		宿善寺のナギ	井ノ上	本匠	1
		宇目の野生桐	藤河内	宇目	1
		鷹鳥屋山の自然林	柳瀬	宇目	1
		大島のアコウ林	大島	鶴見	1
		竹野浦のビロウ	竹野浦	米水津	1
		沖黒島の自然林	沖黒島	米水津・蒲江	1
		横島のビャクシン自生地	横島	米水津	1
		間越のウバメガシと自然林	浦代浦	米水津	1
		蒲江カズラ	葛原浦	蒲江	1
県	特別保護樹林	住吉ロータリーのクスノキ	船頭町	佐伯	1、2
		三ツ梅	青山	佐伯	1
市	天然記念物	柳瀬大イチョウ	田原	宇目	1
		吹原の金木犀	吹原	直川	1
		細川内のモチノキ	細川内	直川	1
		黒沢の柞ノ木	細川内	直川	1
		後持の子鹿ノ木	横手	直川	1
		保食神社のいちいがし	中組	直川	1
		御嶽神社の大杉	神ノ原	直川	1
		久留須の霧島つつじ	向船場	直川	1
		小学校のヤマモモ	神ノ原	直川	1
		竹林山観音庵のナギ	竹ノ下	直川	1
		沖ノ津留の柿の木	間庭	直川	1
		愛宕将軍延命地藏庵の椿	間	直川	1
		イスノキ	地松浦	鶴見	1
		スダジイ	沖松浦	鶴見	1
		養福寺の大イチョウ	浦代浦	米水津	1
		東林庵のアコウ	小浦	米水津	1
		西河神社のムク	畑野浦	蒲江	1
		早吸日女神社のクロガネモチ	西野浦	蒲江	1
		河内田のアコウ	蒲江浦	蒲江	1
		天満社のクス	葛原浦	蒲江	1
指定なし		三の丸のムクノキ	大手町	佐伯	1、2
		養賢寺のイチョウ	城下東町	佐伯	1、2
		養賢寺のモチノキ	城下東町	佐伯	1、2
		土屋家のイチョウ	城下西町	佐伯	1、2
		馬場の松	城下東町	佐伯	1、2
		黒沢東光庵の塩釜桜(呼称)	青山	佐伯	1
		旧重岡小学校のセンダン	千束	宇目	3

※国指定の文化財は、文化財保護法により、保護されているため、参考として掲載

9-2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

屋外広告物は、街の活気や個性を与えるなど、景観を構成する大きな要素の1つであり、無秩序に氾濫すると、その場の街並みを損なうなど、良好な景観を悪化させる要因にもなります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の配慮事項を定め、本市の良好な景観形成を推進していきます。

(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

本市の良好な景観形成を推進するにあたって、以下の事項に配慮した屋外広告物の表示及び掲出の適切な誘導を図り、周囲の良好な景観との調和や地域の景観の魅力の向上に努めます。

【屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項】(案)

1. 周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積を必要最小限に留めるものとする。
2. 広告物を複数設置する場合は、できるだけ数・設置位置を集約すること。
3. のぼり旗や張り紙などは、必要最小限の数とする。
4. 名勝等の優れた自然景観を有する地域では、その場の景観や眺望を阻害するところへの設置を避けること。
5. 安全上の理由を除き、奇抜な色彩や多色使いなど派手なデザインや蛍光色や反射材の使用は避けること。
6. 特徴的な景観を有しており、景観上重要な地域では、地域の個性を阻害しないよう、素材やデザイン、設置位置などに配慮すること。
7. 安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努めること。

9-3. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

道路、河川等の公共施設は、周辺の景観形成に及ぼす影響が大きく、多くの人が利用する場所であるため、公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成のお手本となるような先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、本市の景観において、重要な骨格となっている道路や河川、公園等については、景観重要公共施設に位置付け、管理者等との連携による景観形成を推進します。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

指定にあたっては、下記の項目に該当する公共施設を景観重要公共施設候補とし、景観審議会の意見聴取を行った上で、公共施設管理者等と協議し、合意を得た上で景観重要公共施設に指定します。

【景観重要公共施設の指定の基準】(案)

1. 本市の景観の骨格となっているもの。
2. 本市又は地域のシンボルとして、市民に親しまれているもの。
3. 新規整備を行うもので、地域の良好な景観形成に大きな影響を及ぼすと考えられるもの。
4. 景観形成重点地区内にあり、地区内の景観形成を推進する上で、重要と考えられるもの。

(2) 景観重要公共施設の整備の方針

景観重要公共施設については、以下の整備の方針に基づき、良好な景観の形成を推進します。

■道路・橋梁

- 歩行者や車窓からの眺めに配慮した景観形成に努めること。
- 道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面や切土面、護岸が最小限となるように設計すること。
- 道路の舗装は、周辺の景観との調和や通りの統一性に配慮すること。
- 既存樹木は極力保存し、法面や切土面には緑化を施すなど、周辺の景観との調和に配慮すること。
- 街路樹や植栽帯を設置する場合は、適切な維持・管理に努めること。
- 標識や防護柵、照明施設などの道路付帯設備の形態意匠や色彩、素材については、周辺の景観との調和や地域の統一性に配慮すること。
- 橋梁の構造や形態意匠、色彩、素材については、周辺の景観との調和に配慮すること。
- 魅力的な眺望を有する道路や橋梁については、眺望を楽しむことができる空間の整備に努めること。

■ 河川

- 多自然型川づくりを基本とし、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局）に従った整備に努めること。
- 河川としての必要な機能や安全性を確保しながら、周辺の景観や地域の個性に配慮した整備に努めること。
- 水辺に近づける空間や水辺を眺めることのできる空間の整備など親水性が高く、魅力的な眺望を楽しむことができる空間の整備に努めること。

■ 公園

- 自然や歴史、文化、暮らしなどの地域の個性が表れた周辺の景観への配慮や景観を生かす空間の整備に努めること。
- 公園内の園路や休憩所、遊具等については、安全性を確保しながら、できる限り地域の素材の利用に努めること。
- 魅力的な眺望を有する場所では、休憩所やベンチを設置するなど、魅力的な眺望を楽しむことができる空間の整備に努めること。

■ 海岸

- 護岸等の整備にあたっては、自然環境の保全や美しい海岸景観との調和に配慮した整備に努めること。
- 海や海岸への魅力的な眺望を有する場所では、休憩所やベンチを設置するなど、魅力的な眺望を楽しむことができる空間の整備に努めること。

9-4. 自然公園法の許可の基準

本市の一部では、祖母・傾国定公園及び日豊海岸国定公園が指定されており、景観計画区域と国定公園の地域が一部重複しています。

景観計画区域と国定公園の重複区域については、自然公園法の特例として、景観計画に定める基準を国定公園に関する自然公園法の許可の基準に追加できることとなっていますが、本市においては、自然公園法の許可の基準に追加せずに、景観法に基づく景観形成基準での景観形成を図ります。

しかし、今後、国定公園の特別地域において、自然公園法に基づく規制基準及び本計画での景観形成基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される場合には、関連機関と協議を行った上で、追加の許可基準を定めることを検討します。

第10章 景観まちづくりの推進に向けて

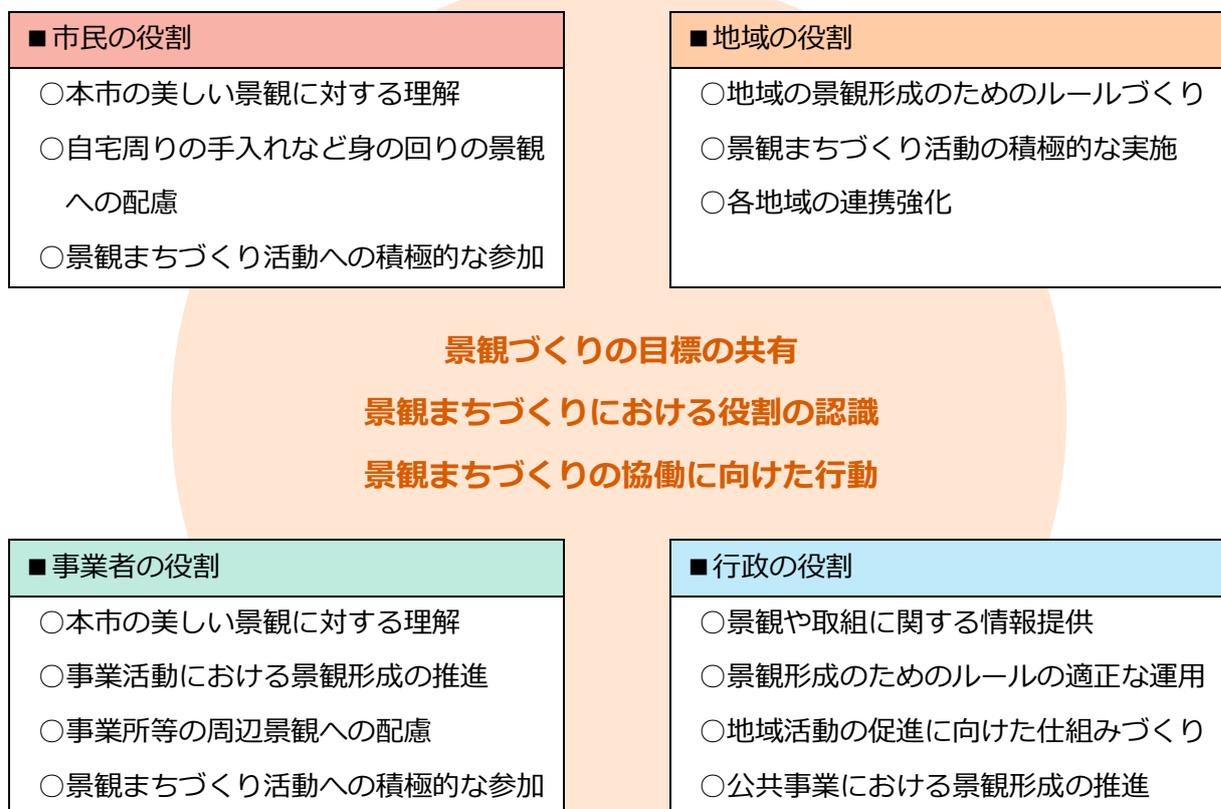
10-1. 市民・事業者・地域・行政の協働による景観まちづくりの推進

(1) 市民・事業者・地域・行政の役割

本市の景観は、山や海など自然を基盤とし、先人達が築き上げてきた歴史、文化、生業が織りなし、形成されてきたものです。

そのため、協働による景観まちづくりの推進にあたっては、市民・事業者・地域・行政が主体となり、景観まちづくりの目的や目標、それぞれの役割を共有し、取り組む必要があります。

▼各主体の役割



(2) 各主体の取組と取組 STEP

各主体の協働による景観まちづくりの推進に向けて、「知る」・「心がける」・「まとめて、行動する」・「定め、守る」・「広げる」の5つのSTEPで取組を進めます。また、これらのSTEPの循環を促進させることで、「地域の魅力向上」・「将来の担い手育成」・「地域のファンの増加」を図り、協働による景観まちづくりを推進していきます。

▼各主体の取組とSTEP

STEP	市民・事業者・地域の取組	行政の取組
STEP 1 知る	<p>【市民・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観に関心を持つ ○景観について学ぶ ○景観の良い所、悪い所に気づく 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を整理し、提供 機会をつくる
STEP 2 心がける	<p>【市民・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観の良し悪しの理由や原因を考える ○（自宅周りや事業活動において）景観を損なう行為を控える、マナーを守る 	<ul style="list-style-type: none"> 気付きや配慮を浸透させる
STEP 3 まとめて、行動する	<p>【市民・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加する <p>→</p> <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観をみんなで考える ○地域を美しく保つ活動にみんなで取り組む ○活動の主体となる組織をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 活動を認め、支援する
STEP 4 定め、守る	<p>【市民・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ルールを共有し、守る <p>→</p> <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で景観を守るためのルールを決める ○ルールに基づいて、継続的に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ルール・計画を効果的に運用する 景観を守る体制をつくる
STEP 5 広げる	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ごとの取組を市全体で共有する ○各地域の良い取組を学び、まねる ○各地域で連携して取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 活動を知らせる 景観に配慮した整備を進める

STEP 1～5の循環の促進を図り、協働による景観まちづくりを推進

10-2. 景観まちづくりの推進に向けた施策

各主体の協働による景観まちづくりの推進に向けて、行政が実施する施策を以下の通り、STEPごとに整理し、実施していきます。

(1) STEP1 知る

市民・事業者の景観に対する興味や関心の向上を促すために、行政として、「情報を整理し、提供する」、「機会をつくる」ための施策を進めます。

○情報を整理し、提供する

施策	内容
①景観資源の掘り起こし及びアーカイブ化	○まち歩きやワークショップなどを実施し、地域住民が地域の財産と思う景観資源の掘り起こしを進めます。また、掘り起こした景観資源に関する情報を追加、更新できるよう「アーカイブ」として整備します。
②景観資源の評価の推進	○市民が守りたいもの、地域の良好な景観を見直し、共有するため、「佐伯遺産（仮）」、「佐伯百景（仮）」などを公募・選定する取組を検討します。また、「○○遺産」、「○○百選」など対外的な新たな価値付けの準備として、資源の価値の整理や物語性の構築などを検討します。
③インターネットを活用した景観の魅力発信	○市や観光協会のホームページ等での景観に関する情報発信を継続して行っていきます。また、SNSを活用した情報発信の方法等を検討します。

※アーカイブ：記録を保存・整理し、情報として活用すること

○機会をつくる

施策	内容
①景観に関する学習機会の充実	○景観を活用し、地域の自然・歴史・人々の営みなどを学ぶことができるような情報提供や学習機会の充実を図ります。また、子どもたちの郷土への関心や愛着を育むことを目的に、学校教育において、地域の景観について学習する機会の提供を検討します。
②食やレクリエーションなどの多彩な資源や取組との連携	○地域の生業や食を生かしたグリーンツーリズムやマラソン、サイクリングなどのレクリエーションイベントなど、多彩な資源や取組との連携による景観に親しむことのできる機会の提供を検討します。

(2) STEP2 心がける

市民・事業者が景観の良し悪しの原因を考え、景観を損なう行為を控えるなど心がけることを促すために、行政として、「気付きや配慮を浸透させる」ための施策を進めます。

○気付きや配慮を浸透させる

施策	内容
①身近な景観を守るためのマナー啓発	○景観に触れ学ぶ機会を通じて、周囲の景観への気遣いや迷惑行為の防止など身近な景観を守るためのマナーを啓発し、景観を大切にす る気運を高めます。そのため、景観計画や景観条例に関係主体の役割を明記し、所有者の責任を明確にします。

(3) STEP3 まとまって、行動する

市民・事業者の景観への理解から地域として、まとまって、行動していくために、行政として、「活動を認め、支援する」ための施策を進めます。

○活動を認め、支援する

施策	内容
①景観まちづくり団体の育成と支援	○団体として、活動していくための話し合いの場づくりや組織化に向けた事務等の支援や助言を行います。また、計画的・継続的に取り組む組織を「景観まちづくり団体」に認定し、活動を支援する制度を検討します。
②景観整備機構制度の活用（景観法第92～96条）	○景観重要建造物・樹木の管理などを所有者に代わって行うNPO法人等を育成します。また、団体が行う保全管理活動や調査研究活動などの支援として、「景観整備機構」への指定を検討します。
③景観形成重点地区の取組支援	○景観形成重点地区での取組を支援し、住民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。
④景観を守るための基金などの創設	○良好な景観資源を守り、維持していくために必要な資金を確保するための仕組みを検討します。

(4) STEP4 定め、守る

地域で景観形成のルールを定め、ルールに基づいた景観形成を進めるために、行政として、「ルール・計画を効果的に活用する」、「景観を守る体制をつくる」ための施策を進めます。

○ルール・計画を効果的に運用する

施策	内容
①事前協議制度	○各種行為の計画段階から景観行政団体と事業者が協議を始めるため、事前協議の制度を定め、運用します。
②景観重要建造物等の指定及び維持管理	○景観重要建造物等の指定を進め、適切な維持管理を行うとともに、周辺の良い景観形成の推進を図ります。また、指定による維持管理が所有者の負担とならないような支援方策を検討します。
③景観形成重点地区の追加	○住民活動の高まりなどにより、良好な景観形成の推進が必要な地区では、新たに景観形成重点地区へ指定することを検討します。
④景観計画の適切な運用・更新（見直し）	○P D C Aサイクルにより、継続的に取組の効果を検証し、より適切な取組に改善していきます。また、社会情勢の変化など必要に応じて計画の見直しを行います。
⑤景観配慮のガイドラインの策定	○事業者と行政が景観配慮に関する共通認識を持った上で、景観形成を進めていくため、景観形成基準を図や写真等で示したガイドラインの作成を検討します。
⑥他法令や他制度との連携	○景観法のみでなく、建築基準法や都市計画法、都市緑地法などの他法令や他制度を活用した景観形成手法を検討します。

○景観を守る体制をつくる

施策	内容
①庁内連携体制の整備	○庁内関係部局の連携による景観形成を進めていくために、景観施策について関係部局間の連絡、調整を図る体制をつくります。
②景観アドバイザー、デザイン検討部会などの設置	○届出行為が景観形成基準に適合しているかなどについて、専門家の意見を聞く仕組みとして、景観アドバイザーやデザイン検討部会の設置を検討します。
③景観審議会の設置	○景観計画の変更などについて、専門家、関係団体代表、市民など様々な立場による協議を行うため「佐伯市景観審議会」を設置します。
④景観協議会の活用（景観法第 15 条）	○景観形成に関わる機関、地域住民、企業など、多様な主体が良好な必要な協議を行う場として、「景観協議会」の設置を検討します。

(5) STEP5 広げる

地域ごとの取組を広げ、各主体及び各地域の協働による景観まちづくりを進めるために、行政として、「活動を知らせる」、「景観に配慮した整備を進める」ための施策を進めます。

○活動を知らせる

施策	内容
①シンポジウム等の開催	○様々な活動を行う団体同士が互いの活動を共有し、今後の活動を協力して進めていくための機会として、シンポジウム等の開催を検討します。
②景観に関する表彰制度の創設	○市内に建てられた建築物等で、良好な景観の形成に寄与するものを評価するための表彰制度を検討します。また、地域や事業所、団体などで継続的に行われている景観形成への取組を表彰し、同様の活動を広げます。

○景観に配慮した整備を進める

施策	内容
①公共施設の整備・維持管理における景観配慮の実施	○景観上重要な公共施設について、管理者との協議を行い、景観法第8条第2項第5号の「景観重要公共施設」に定めるなど、景観に配慮した公共施設の整備及び維持管理を推進します。
②視点場の整備	○魅力的な景観を眺望できる視点場において、滞留空間の整備など視点場の魅力向上を進めるとともに、視界を妨げる樹木の除去などの適切な維持管理を推進します。
③アクセス道路の整備	○視点場や景観資源までのアクセス道路整備の推進により、道中の快適性、安全性の向上を図るとともに、行き先案内表示の設置など、利便性の向上を図ります。
④空き家、空き店舗等遊休不動産の活用促進	○景観を阻害し、魅力を低下させている空き家、空き店舗について、空家等対策の推進に関する特別措置法や条例などに基づき適正管理を促すとともに、空き家等を地域活性化の取組に活用する事業者への支援などを検討します。

